

しむ。是より先天平神護元年朝帝詔を發して諸臣若し「淡路に侍べり坐する人」を率ゐ來つて更に帝となさんとするものあらば、嚴罰せんと豫防せしめ、和氣王の人望あるを以て、諸臣或は之を擁立せんことを恐れ「己の怨むる二人あり之を殺し給へ」と鬼神に祈りしとなして謀叛律に問うて之を殺し、王の平生善くする所の參議近衛員外中將兼因幡守粟田道麻呂・兵部大輔兼美作守大津大浦・式部員外少輔石川長年等を奴として、その怨家に與へて之を殺さしむ。遂に淡路守佐伯助等をして淡路の廢帝を殺せしむ。而して道鏡大臣禪師より更に太政大臣禪師となり、百官百僚は其前に跪服して拜賀す。此年の冬、大新嘗を行はんとする時、稱徳天皇をして明に佛を揚げて神を抑ふるの宣命を發せしめ翌二年に至つては使を伊勢の大神宮寺に遣はして、丈六の佛像を其處に建てしめたり。斯の如く爲さんと欲して成らざるなきや、彼は更に一步其大望を進め、此年、進みて國初以來未だ曾てあらざる法王の位につき、月料供御に准じ、圓興禪師に法臣の位を授けて大納言に准じ、基眞禪師に法參議の位を授けて參議に准す。僧侶政府の形此に全く成る。孝謙帝、道鏡の爲に之を辯じて曰く、禪師此の世の位を求むるにあらず、朕が之を敬するの心より然るなりと。然れども此時藤原仲麻呂、已に誅せらるると雖も藤原氏の一枝の滅びたるのみ、其連枝末葉は漸く勢力を回復し來りて朝廷の周圍に林立し、吉備眞備また一代の老儒を以て、制作・立法の事を專にして、内外に敬重せられ、才識、勢力恐るべ

天平實字四年歸化
の新羅人一百三十
一人を武藏に置く

此年近江十二郡を
以て藤原不比等
封じて、淡海公と
稱せしむ。淡海公と
此年七道巡察使の
報告を見るも、一
國守の政憲法に合
ふものなし。

天平實字五年、此
時唐に安祿山の亂
あり、唐帝兵器を
作らんとし、使者
を缺き日本の使者
に之を求む、日本
牛多しと聞きてな
り。是に於てか東
海、東山、北陸、山
陰、山陽、南海、八
百隻を貢せしむ。八
同七年、眞實死す。
此年儀鳳殿を廢し
て大行殿を用ふ。
同六年、東海、南
海、西海等節度使
於て綿の襖、二萬

きものあるがため、道鏡は法王の尊號を專有するの危険を知り、同時に藤原永手に左大臣を授け、吉備眞備に右大臣を授けて其の口を噤せんとし、藤原仲麻呂を擊破したる近衛將曹以下の功を賞し、美服、光榮、容儀を以て他に標異せざるべからすと爲し、其の職事を帶ぶるものは常格を破りて牙笏を執り、銀裝の刀を帶ぶるを許す。已にして茲に法王あれば、法王宮職なかるべからずとて、新に之を設け造宮卿但馬守高麗福信を以て其大夫を兼ねしむ。福信は唐の李勣の屬將福徳の後にして武藏の高麗郡に生れ、歷代朝廷の近畿に事あるや常に其爪牙たり、坂東兵士の心を得たるを以て武勇を以て朝廷に用ひらる。福信にして法王に隨屬する斯の如し、以て滿朝の士大夫、如何に道鏡の鼻息を伺ひしかを見るべきなり。道鏡の威斯の如し、其下にある法參議基眞の如きは、詐つて童子を呪縛して、教へて人の陰事を云はしめ、佛神の冥託に事よせ人を指彈して忌憚する所なし。道路基眞を畏れ避くること乳虎の如し。基眞また毗沙門天の像を作りて數粒の珠數を其前にをきて、佛舍利を發見せりと爲して道鏡の徳を頌す。道鏡因つて天下に大赦し、基眞に與ふるに物部淨志の朝臣の姓を以てして、八人の隨身兵を與ふ。是に於てか神護景雲三年、太宰府の主神智宜の阿曾麻呂、道鏡に媚びて八幡の神託を偽つて曰く、道鏡をして皇位に即かしめば、天下泰平ならんと。舉朝之を聞き驚き、道鏡の榮華に醉へるものも、始めて醒めぬ。平生、道鏡に迷へる稱徳天皇も、其神託の或は實ならざらんことを恐

二百五十具を作る
一に唐胡の色に
各五行の色に
四千五十具と
此年伊勢、近江、美濃、越前の郡司の子弟及び百姓の年四十以下二十以上者、弓馬に習へるを召して健兒となし、其身の田租及び進衛の半ばを免ず。

天平神護元年、先帝に聖田を私とせしより、田園大に百姓を駆役し、貧窮の家に百に至る。因つて眼一切加繁するを禁ず。此年和氣王の黨を道鏡に與へて其の奴となす。

天平神護二年、太宰府は舊の如く關東人とす。東人の不足を補ふのみ、東國に三千人を遣はし、其の奴とし、鑄錢司の奴とし、鑄錢司の備ふるに附して、逃走を備ふ。神護景雲元年、勳六等以上七位を有して職事あるものを、帶刀を用ふるを許す。東院の玉殿成る草、書に瑞瑤の瓦を以て、文を以てす。藤原の神護景雲二年、孔子を文宣王とす。同三年、正月、法王清鏡西宮前殿に居る大臣以下拜賀す。道鏡自ら壽詞を告ぐ。此年、縣、犬養、姉女等、氷上の鹽、焼の子を立て、帝とせんとして、稱徳天皇を祖として、稱徳を祖として、其美を祖として、埋流せらる。

平城時代(下) 諸藤光仁を擁立す

れ、其近侍、法均尼をして更に神託を受けしめんとしたれども、婦人の身、過あらんことを恐れ、法均の兄、和氣清麻呂をして、代つて神託を受けしむ。清麻呂は其先、垂仁天皇の皇子鐸石別命に出づ。景雲三年、輔治能真人の性を賜はり、稱徳天皇の殊遇を被りしものなり。清麻呂の發せんとするや、道鏡、我運命此一舉にありとなし、募るに重爵を以てす。然れども藤原氏も運命また此一舉にありとなして、深く清麻呂に結ぶ。清麻呂宇佐より歸るや、意氣堂々、神託に事よせて奏して曰く、我國家開關以來、君臣の分定まれり、臣を以て君とすること未だ曾つて之あらず。天の日嗣は必ず皇儲を立てよ、無道の人は宜しく早く掃除すべしと。稱徳天皇大に憤りて曰く、清麻呂妄語を以て神語に託し、法均と共に朕を欺かんとす。朕之を鞠して其神託にあらざるを知る。臣にして君を欺くは、是れ天地の大罪なり、宜しく其姓を別部となし、其名を穢麻呂とすべしと。清麻呂は其兩脚の筋を絶ちて大隅に配せられ、法均尼は備後に流さる。然れども藤原百川が私かに之を養ふによりて飢えざるを得たり。

諸藤光仁を擁立す

道鏡の非望は、確に清麻呂の爲に大打撃を蒙れり。其の半生の野心は全く水泡に歸し、藤原氏以下百官、皆手を拍つて私に相賀す。是より後、道鏡猶ほ用ひらるると雖も、怏々として不平の中にあるのみ。「怨」の字を金泥にしたる教帯を五位已上のものに與へて衆心を和げんとするも

及ばず。大勢已に衰へて、衆皆孝謙百歳の後、如何にして道鏡を除かんかと思ふのみ。已にして神護景雲三年十月、孝謙、道鏡を由義宮に見て病を得、月を経て愈えざるや、藤原百川・同繼綱・同永手・同宿奈麿・同藏下麿・吉備眞備・石上宅嗣等、相議して藤原永手をして、近衛・外衛・左右兵衛の權を執り、眞備をして中衛・左右衛士の事を攝せしめ、内外の兵權を反對黨の手中に握りて萬一に備ふ。已にして稱徳天皇の崩ずるや七人相議して繼嗣を議す。此時に方つて宗室多く嫌疑を以て罪せられ、また皇子なし。ある所のものは天智天皇の皇孫白壁王と、天武天皇の皇孫前大納言文室の淨三、及び其弟參議文屋大市のみ。衆議文室淨三に決して之を報ずるや淨三辭して受けず。是に於てか吉備眞備等主として文室大市を冊立せんと主張して宣命已に成る。然るに皇太子冊立の宣命公けにせらるゝや、何ぞ圖らん、白壁王こそ皇太子たるを見たりしかば、眞備等愕然として驚く。是れ蓋し藤原百川・良繼・永手等の計謀に成る。已にして白壁皇子、帝位に上る。之を光仁天皇とす。

吉備の眞備欺かる

光仁の登極するや第一に無道なる道鏡を廢黜して造下野藥師寺の別當とし、悉く其一族を退けて和氣清麻呂を召還し、かくて道鏡の施設によりて國民の憤怒を買ひし者稱徳天皇の勅詔にして寺院に濫惠するが如きもの、皆之を廢して民心に添はんとせり。斯の如くして皇室は道鏡の手を脱し得たり。然れども却つて藤原氏の孤柱となりぬ。道鏡は其の盛時に於てすら、猶ほ其一族徒

神護景雲三年、唐の歸化人裏書卿を日向守とす。唐の歸化人裏書卿を日向守とす。唐の歸化人裏書卿を日向守とす。唐の歸化人裏書卿を日向守とす。

寶龜元年、阿倍仲麻呂唐に卒す。因幡國造淨成が女を、その國の造とす。

寶龜三年、渤海國王の書無禮也、因つて之を其使登萬福に返す。道鏡下野に死す。此年新田を興すを禁ずるの令を廢す。

寶龜五年、二位以上は必ず中紫服を着けしむ。金三玄以下二百三十人太宰府に召奉る。來聘の故を問ふに、曰く舊好を修めんと欲すと朝延に。

平城時代(下) 吉備の眞備歎か

黨の少きが爲め、他の大族と并立するを辭せざりき。藤原氏に至つては然らず。其勝つ所以は其の族黨多きによるものなるが故に、藤原氏の勝利は他の黨與の排撃を意味す。是に於てか道鏡排斥に力を假したる吉備眞備すら、光仁天皇の寶龜二年に於て位を退くの已むを得ざるを感じたり。眞備は一代の老儒たるのみならず、また當時に於ける唯一の族黨的ならざる安民の志ある政治家なりき。靈龜二年、二十四歳にして遣唐留學生となり、翌養老元年に入唐し、阿倍仲麻呂と共に唐人と才を闘はし、天平七年四十三歳にして歸るや、大學助を以て孝謙天皇の師となり、漢書・禮記を講じて寵幸を受く。是より一進一退ありしと雖も、族黨の助なくして朝野有數の大臣となりしもの眞備の如きは少なし。孔明の八陣も彼より傳へられたり。禮文・立法彼によりて傳へられたり。怡土城の築造も彼によりて爲されたり。藤原仲麻呂の叛するや、その必ず近江に走らんことを謀りて、途に要撃して之を敗りしもまた彼の策なりき。其の他刑法の中に安民保育の精神を入れ、文教を振作したるが如きは彼の力によるざるものなし。仲麻呂の誅せらるるや、其功を以て參議兼中衛大將となりて、遂に道鏡の政府に於て右大臣に昇り、道鏡の黜罰せらるるや、單身孤立の身を以て、太子冊立の事を謀る。滿朝是れ族黨政治家の中に立ちて、眞備の如きは眞に個人的力量を以て進みたるものなりき。然れども已に皇孫文屋大市を皇太子に立てんとの議を決して、而して藤原氏の爲に、私に其議を翻され、藤原氏の力により

て立ちし光仁天皇即位後の叙任に於て皇太子冊立の議に與かりしもの、袂を并べて顯榮の地に上るに眞備のみは何の報酬をも與へざりき。是れ明に藤原氏の爲に陥擠せられたるものなるが故に、彼遂に其職を擲つて退く。是より朝廷は全く藤原氏のものとなりぬ。藤原氏以外に盛名あるものは、和氣清麻呂等にして、道鏡排斥の功を以て大納言正二位に進みしと雖も、之を他にして、滿朝悉く藤原氏の隸屬を以て充されたり。

剛膽なる諸藤

中につきて内大臣藤原良繼・太宰帥藤原百川最も勢威を逞しし、陰謀秘計多く其手に出づ。蓋し此時に方つてや、藤原氏は後世の想像するか如き佞官的の性質を有するのみにあらず、勇肝・剛膽、險を冒し、危を踏むを辭せず。聖武帝の朝、藤原廣嗣の兵を筑紫に擧ぐるや、良繼等其弟を以て遙に力を併せて橋氏、僧玄昉等を傾けんとして伊豆に流され、二年を経て免されて京に歸るや少判事を以て出身せしが、其同族仲麻呂已に朝權を專にして、其子三人、並に參議となりて眼中良繼等なきを憤り、佐伯今毛人・大伴家持等と兵を擧げて、仲麻呂を殺さんとし、弓削男廣の告ぐる所となりて敗る。仲麻呂之を鞠すれば即ち傲然として曰く、是れ僕一人の企のみと。遂に實を白さずして姓氏官爵を奪はる。居ること二年仲麻呂道鏡と争うて兵を擧ぐるや、また數百の兵を擧げて仲麻呂を撃ち功を以て參議に任じ、また道鏡等と相對抗す。其剛骨膽氣、殆ど後世の源氏の如きものあり。

之を責めて曰く新羅は職責の國也格を修むとは同格の國の如しは信となすは禮にあらんと波海の料を與へて放還す新羅人風に漂はるるもの多し止むるなくして放還せしむ。

寶龜六年、初めて天皇降詔日、僧侶節として轉經し、僧侶つ生物を屠するを禁ず。六年、京官藤原國司利厚を免れず、衣食飽かなるより、庶僚多く外任を望む。因つて諸國の公卿四分一を割きて、中央に送さしむ。京官の疎を憎む。六年、中外輕重の勢此の如し。蝦夷の禍を免れず。

撰兵を請ふ、因つて相摸、武藏、上野、下野の兵を發す。同七年、美濃菅原藤原房前、四男入唐して歸る。南邊羅州に漂ひ、また安曇山の亂に逢う。十年、餘にして、同十年、渤海及び鐵利三百五十九人投化し來る。新羅禮を改め朝貢と稱し、北方蝦夷を征伐す。將軍の奏文の中に、河氷の字あり。當時、奥州の河水結する。

平城時代(下) 百川、勅を矯めて皇后太子を廢す

百川の如きは陰謀詭譎を事とす。雖も、孝謙の御室の内に自ら劔を揮つて尼を斬り以て道鏡の勢力を殺ししが如き、傍若無人の舉動少なからず。藤原氏同族間の争も此頃より起りしと雖も、其朝權掌握の勢の全く確定せられたるも、亦此頃より始まる。而して百川、良繼最も其衝に當る。

百川、勅を矯めて皇后太子を廢す

斯の如くして藤原氏の權已に中外に確定し、豪族また之と争はんとするものなきに至りぬ。是に於てか朝廷無事にしてまた權臣の争あるなく、争は宮廷の中に限られき。

初め光仁帝の立つや孝謙帝の妹、井上内親王を納れて妃とし、他戸親王を生みしが、皇后となるに及び、驕悍にして天皇と争ふ者數次、遂に寵幸を失するを憤り、天皇を呪詛して他戸親王を位に即かしめんとし、且つ其皇后宮附屬の官吏、漫に途上に婦人を執へて之を辱しめ、また其夫を殺すが如き、淫荒度なく、横虐言語に絶し、市民皆憤れども之を止むるの術なきに苦しみしかば、百川光仁天皇に奏して其皇后宮の官吏を引き來つて之を斬るや、皇后大に憤り、來つて光仁に迫り、且つ置るに至る。百川乃ち光仁天皇に請うて、暫らく皇后皇太子を退くるの勅許を得て宣命を作り、百官を太政官に集めて之を讀む。曰く皇后皇太子を追放して庶人となすと。光仁天皇之を聞き大に驚き、百川を召して詰つて曰く、暫らく退くべしと云ふも追放せよと命じたるにあらずと。百川肅然として曰く退くとは即ち永く退くるなりと。遂に天皇の命を奉せず。已にして他戸皇子に代るべき太子を立てんと

して、光仁天皇之を群臣に詢ふや、百川、山部親王を立てんとことを主張す。光仁天皇曰く山部は無禮の親王なり、争でか之を立んと。藤原濱成また百川を駭しく、曰く山部親王は母卑しくして稗田親王の母尊きに如かずと、云ふ心は山部親王の母、百濟武寧王の血統に出づるを云ふなり。百川眼を怒らして刀を手にし疾呼して曰く、皇太子たらんものは徳を問ふべし、母の尊卑を問ふを須ひず、山部親王は衆望の歸する所なるが故に之を立てんと云ふなり。我れ之がために命を惜しまず、直に陛下の裁可を乞ふと。一座愕然、天皇言なく座を起つて寢殿に歸る。之より百川四十餘日の間朝に立つて天皇を促がし、山部親王を立てるの裁可を得ずんば去らずと云ふ。斯の如くして山部親王は遂に皇太子となりぬ。已にして良繼亮し、百川もまた久しからずして其後を追ひ、魚名・繼麻呂・繼繩・坂上田村麻呂等相尋で顯要の地に立ちしも、著しき變事なかりしが、東北の蝦夷、また此時に至りて侵叛を企つるに至り、久しく兵備を怠りし時なりしかば、或は勝ち或は敗れ、光仁天皇治世の後半は殆ど之がために寧歲なかりしが、在位十二年にして崩じ、皇太子山部親王位に即く。之を桓武天皇とす。斯くて平城の朝は光仁天皇と共に去り、平安朝は桓武天皇と共に來る。

平城時代(下) 百川、勅を矯めて皇后太子を廢す

第十三章 平安時代の曙色

(神武紀元千四百四十二年
より千四百七十年に至る)

平城時代の當初に於ける國民の思想及び生活

孝徳天皇の時大化の革新ありしより二百二十年、光仁・桓武兩

天皇の際に至りては、國民の生活、思想に於て絶大なる變化を生じ、殆ど一の「新しき日本」を現出したり。國民的文字を有せざりし國民は、眞假名文字を得しかば、啞者の始めて語るが如き自由を得て此自由は更に翻つて國民の思想を刺激したり。曾つて一の大聖大賢を有せず、政治に於ても、思想に於ても、國民の隨從すべき立法家を有せざりし國民は、支那の聖人孔子を釋奠して、文宣王とするに至り、異邦の聖人は小數ながらも、學問ある階級の思想上の帝王となり、太宰府の如きは五經のみを讀むを以て足れりとせず。朝廷に上書して、史記・漢書・後漢書・三國史・晉書各一部を求むるに至り、是より文教鬱然として起り、漢學を修むるは、貴族の常法にして背くべからざる者の如くなり、貴族の外、學問を以て一家を起す者あり。朝廷の詔令も、魏晉六朝の文に迫るに至りぬ。佛教は神道と和して、從來、佛を以て異邦の神となしたる神官も、今は神を以て佛の權化となして、之を讚美するに至れり。佛教も其初めて來たるや、佛像に禮拜して、罪の報を避け、後世の安樂を求むる小乘に過ぎざりき。其後高麗の僧、慧灌、三論宗を唱ふと雖も、天下未だ大乘の眞味を解するの識力なく、已にして法相宗また盛なりと雖も、唯堂塔・伽藍の建立に忙はしくして、深奥なる宗教的思想を傳ふる能はざりき。然るに聖武・孝謙兩天皇の頃よりして貴族の思想發達すると共に、僧侶もまた餘裕を得たるがため、往々にして高尚なる宇宙觀の説かるゝありて、物質的に宇宙を觀るの外なき國民も、上玄若しくは眞如と云ふが如き深秘的虚靈的文字を味ふに至れり。入唐使の歸る所、唐僧の來る所、渤海國使の齎らす所、新羅使人の朝貢する所、綾羅・金繡・金銀・珠玉の貨物は、貴族の生活を刺激し、而して三韓、漢唐の歸化人は、また能く此の驕奢に應ぜんとして、此等の物品を製作するに至りぬ。斯くて歷朝堂塔・伽藍の作多くして、國內の工藝・美術を刺激したる後、聖武天皇の朝に至りて、大佛の鑄造と大安寺改造との事業は、工藝美術に絶大の刺激を與へ、この製作を期限として、美術上一大進歩を畫したり。製作美術已に進み、貴族の生活も、また進むや、是等の需要に應ぜんが爲め金・銀・珠玉・銅・鐵・鉛・錫は續々として採掘せられ、其れよりして稱徳天皇の世には、近衛の將士をして、銀裝の刀を帶びて、殿前に徘徊せしめ、東院の新殿を建て、瑠璃の瓦を以て屋を葺き、畫くに藻績の文を以てし、時人之を名けて、玉の宮と云ふに至る。孝徳天皇が群臣を大槻の下に會したるに比して、如何に絶大の進歩なるぞ。生活此の如く進みたるがゆゑに、社會の快樂もまた飲食男女の外に進み、聖武天皇の頃より

神護景雲二年大學
助教膳大丘
其唐に留學せる時
の樣を傳へて孔子
を文宣王とせんと
云ふ之を許す。

大佛は百濟人の子
孫國中連公麻呂等
の手になる。
天平十六年、道慈
法師死す。最も工
藝に巧にして大安
寺改造を設計す。

其歌に曰く
乙女に男たち
ひふみならす西の
都は萬代の宮、ま
た歌うて曰く、淵
もせもきよくさ
けしはかた川、十
年をまちてすめる
河かもと歌の曲
節ごとに扶をあげ
て曲をなす。

平安時代の曙色 貴族と寺院、平民を壓す

して、内教坊なるものを作りて、女樂を設け、采女をして之に當らしめ、踏舞を始めたりしが、その公會には唐樂あり、吳樂あり。唐人、李元環・袁晋卿・皇甫東朝等、次第に朝廷に用ひられぬ。諸國の風俗を見んがために復興したる歌垣は、一種の宮廷の行樂となり、稱徳天皇の世には、數百の供奉、青摺の細布衣を着けて、紅の長紐を垂れ、男女相並び道を分つて行く。歌ひ、五位以上、及び内舍人、女孺に詔して、歌垣に加はらしむるに至りぬ。是れ皆應神天皇の頃に於ては、夢にも存せざりし新顯象なり。

貴族と寺院、平民を壓す

然れども是等の新顯象は是れ貴族・朝官、及びその威權に附隨せる社會のこのことのみ。百姓・奴婢は依然たる百姓・奴婢にして、其生産力は以前より加ふる所多きにあらず。聖武天皇の朝、人民に墾田・私有の權を與へてより、新田開墾の業、靡然として盛に、王臣・貴族・寺院等、百姓を驅使して山林を開くや、朝廷見て以て百姓に害ありとして、墾田私有の權を廢したりしが、後また之を許せり。これかため、人民の生産力少しく發達したりしも、朝廷・貴族の驕奢は、非常の速力を以て進みしかば、生産の進歩は之に伴ふ能はずして、また人民の疲弊となりぬ。唯だ此際上下を通じて一なりしは佛法に對するの信仰にして、歷朝、國財を以て佛法を獎勵したる結果として、此頃漸く民間の信仰となりて、人民の新しい子を産むや、佛・菩薩の名を以て其子に附するが如き風となり、稱徳天皇の

時には對馬の偏僻にすら、已に夫死するの後、廬を墓側に結びて、毎日齋食する婦人を生じたり。去れば堂塔・伽藍を立つるの風は、獨り貴族の間のみならず、民間また靡然として之に倣ひ、佛に奉じ、寺院を建つるは、一の社會的榮譽となりしかば、人民もまた之がために疲弊せぬ。疲弊は彼等をして豪族・寺院より、稻を借り、錢を借るの止むを得ざるを感せしめたり。而して之を借るや、已に田園を抵當とするにあらざるば、貸すものなし。之を抵當とするや、其高き利子の爲に追はれて、遂に田園を豪族寺院に收めらるゝに至る。斯くの如くして小民は寺院と豪族の爲めに驅使せられ、押領せらるゝのみならず、また經濟上の陷窵に陥りて、滔々として相率ゐて墮落す。此の間にも精苦力行の民は勝を制しつゝありしかば、聖武・孝謙兩天皇以後、奴婢の自ら訴へて良民となり姓を得るもの、續々相襲ぎぬ。前代に於て如何に多くの良民が奴隸に墮ち、此頃に至りて如何に多くの奴隸が向上しつゝありしかを見るべきなり。然れども百姓・奴隸の發達は一部の事なり、社會の疲弊は全體の事なり、之がため盜賊は四方に起りて、山賊・海賊、隊を爲して起るに至れり。

政制紛亂、豪族上下を欺く

國狀の發達變遷斯の如くなれば、制度・政體の之に伴うて變ずるも必然の勢なり。孝徳天皇の時の大化の變革には、國司・郡司・京官・豪族の私領・私民を廢して、土地を公有となし、私民を公民となししも、反動幾たびか起りて、國司・郡司、兼併の勢益甚しく、私民私領の弊

平安時代の曙色 政制紛亂、豪族上下を欺く

愈甚しく、この點に於ては、大化革新の實は、少しも擧らざりき。然れども、國司を世襲とする封建制度となさずして、中央より任命すべきものと定め、政權を中央に集むるの一事は、確に成功したり即ち成功せりと雖も大化革新のまゝには成功せず。先づ按察使を置きて、國郡司の施政を觀察せしめ、次には鎮撫使なるものを置きて、國郡司を督勵せしめたるに因る。而して此按察使は、各二國以上四國以下を管領し、鎮撫使に至つては、一人、一道若しくは兩道を管したり。しかして其按察使、鎮撫使、皆參議以上の大官よりして之を兼ね、巡察終るや、其黨與を以て國司郡守となし、かば、前の國司・郡司、朝廷に訴へて已まず。争訟の氣、中央を恐れ且つ怨むるの風、雜然として増加しぬ。故に當時の政制は、郡縣なるも、實に於ては、往々大族の權勢を増加し、一種の封建類似の如きものとなりぬ。而して中央權臣の勢力増加すると共に、其門に出入する地方豪族の數愈多く、器玩を獻じて其門に媚び、奴婢を納れて其家に誂ふより、權臣の勢愈甚しく、權臣もまた地方の豪族を誘うて、其門戸を張らんとするより、權臣と地方豪族の間、愈親密にして、朝廷と地方豪族の間、愈離隔せぬ。是に於てか國司・郡司は其の部内の租税を私して、人民未だ之を納めずと號して、上を欺き、或は自ら正倉に放火して、火災の爲、正租を失したりと爲し、其實之を私し、或は物品の良きものを己に收めて、粗惡なるものを以て之に代へて、納官するに至る。而して過失ありて之を責むるや、國

鎮撫使は聖武天皇の時。

孝謙天皇の天平實
字元年、諸氏の長
公事と興らずして
族人を集め王臣の
馬數常格を過ぐる
を禁じ、武官の外
京城中に兵器を
持するを禁じ、京
中には二十騎以上
集中するを禁ず。
桓武天皇は天智天
皇の曾孫にして光
仁天皇の第一皇子
也母は高野乙繼の
女、新笠姫にして
其母大枝眞の妹
は百濟武寧王の子
純陀太子に由づ。

司は、凡て之を郡司に負はしめて、自ら責任の外に立ち、或は國司にして京に入りて任に歸らず徒に其所得を貪るあり。或はまた班田する時に際しては、不毛の田を以て民に與へ、良田のみを公廩に具ふるあり。國司の專權は獨り人民を苦しむるのみならず、また中央政府をも蔑如して、殆ど眼中には存せざるもの、如くなりき。而して其恃む所は中央の權門なり。是に於てか權家は朝政を見ず、一族郎黨を集めて私事に汲々として、法律に背きて良馬の數を増し、隨身の許可なきに諸國の壯士を招きて護衛となし、威儀堂々京中を縦横するに至りしかば、武官ならざるものに帶刀を禁じたる天武天皇以來の法令は、元正・聖武兩天皇の頃より全く地を掃うて空しく、朝廷の權門に對するや、斯の如く事實に於て擴張せられたる威權を認識するの外なくして、隨身兵仗を賜ふに至りぬ。桓武天皇は斯の如き權臣と、斯の如き形勢とに圍繞せられて一千四百四十一年に即位す。

大皇帝桓武の性質

桓武天皇の立つや、實に百川・良繼等に負ふ所厚かりしが故に、其妃を立つるや、

良繼・百川二人の女を納れしと雖も、桓武は、藤原氏戚姻の力に制せられんには、其の資質、餘りに偉大なりき。實に國朝の聖主賢君、歴代少からざる中にも、桓武は其の最大なるもの、一にて在はしき。是れ其の故なきにあらず。内には空拳を振つて權臣強族を夷平し、外には三韓の彼方に威武を輝かし、功名、大業、自ら喜ぶ所の大皇帝天智天皇は、實に桓武の曾祖父にして、其脈管には動きて已まざる

の曾祖父の血液充ち、其の胸臆には、雄才大略を好むの氣満ちたればなり。加ふるに天智天皇在位の時と同じく、桓武の時は、此大皇帝をして、その雄邁の氣を鼓して、大業を計畫するの已むを得ざるを感ぜしめたりき。

蝦夷の背叛

是より先き、北方蝦夷の侵略するもの、數ばなりしも夷平せられて、一戦ごとに、皇威益遠きに及び、光仁天皇の時、陸奥の夷俘伊治公皆麻呂、王化に入つて、陸奥上治郡の大領となり、陸奥の按察使參議紀廣純の下に屬す。廣純之を用ふるも、其部下人種の輕侮を示すを免れざるなり。皆麻呂、憤慨、時を待つて報復せんとす。寶龜十一年、廣純新に覺驚城を作り、蝦夷の歸服せるものを率ゐて之に臨むや。皆麻呂遂に蝦夷を煽揚し、内外相合して廣純等を攻めて之を伊治城に殺す。獨り介大伴眞綱、一角を破つて逃れて多賀城に入る。多賀城は重鎮にして、積年蓄ふる所の軍器糧食勝つて算ふべからず。蝦夷已に攻め來ると聞きて、城下の百姓、入つて城を守らんとす。眞綱、及び椽石川淨足等蝦夷を恐れ潜に去りしかば、百姓、頼る所なく禽奔獸散し、北方の重鎮遂に虜有となる。是に於てか藤原繼繩を征東大使として、大伴益立・紀古佐美を副使とし、大伴眞綱を陸奥鎮守府副將軍とし、安倍家麻呂を出羽鎮狄將軍として之を征せしむ。已にして風聞あり。韃靼大に日本に寇せんとす。是に於てか沿海の諸國に令して、守備を嚴にし、諸國の兵庫の武器を磨洗し、鐵甲の腐蝕し易

きを改めて革甲となさしめて、以て之に備へ、また征夷の將帥を督して戦を決せしむ。戦は數は戦はれたり。然れども多くは勝利にあらざりき。桓武の光仁に嗣ぎて位に即くや、斯の如き國難に際す。假令ひ大皇帝の血液を遺傳せざらしむるも雄大の經綸なき能はざりしなり。

桓武の宗教及び革弊

桓武は斯の如き内憂外患の際に即位し、先づ國狀變革の已むべからざるを見たり。國狀變革の第一着手は朝廷をして佛教寺院の羈絆より脱せしめ、外に立ちて之を鞭撻し、之を發生せしめ、以て教化の効を擧げしむるにあるを見たり。是に於てか先づ令を下して僧侶の不法を戒しめ、漫に寺院を建つるを禁じ、寺院が豪族と共に、名を貸稻に託して小民の土地を兼并するを禁じたり。而して其の最も著しきは滔々たる佛教信仰の世にありて、獨立亭々として上帝を祭り、燔祭を捧げ、自ら上帝の前に臣と稱したるの一事なり。桓武天皇の所謂上帝は、何者なりし乎。天照大神乎。儒者の造物乎。抑々歐洲傳來の思想乎。之を今日に判定するは容易にあらざると雖も、其西方亞細亞より四方に傳來せる燔祭の禮を用ふと云ふを見ては寧ろ猶太思想若くは陰陽道に近きものたるを思はずんばあらず。次に桓武天皇は、また政弊を改革せんとして人の爲に官を置くの弊を改め、一切の官員員外を置くを廢し（郡司軍數は此限にあらざり）、奸官汚吏の甚しき者を選びて、之を貶黜し、藤原氏の頭領にして太宰帥參議兼侍從たる藤原濱成すら、善政なしとして員外の帥に貶せられぬ。耀武の主は

*延暦六年十一月、
天智天皇を交野に祭
るに、其文に曰く、
桓武天皇は、天智
天皇の御孫にして、
大納言藤原部御
朝臣繼繩を遣はし
て、明らかに命
下し幸に宮中を
守りて、君命を
下し幸に宮中を

定めしむるの止むべからざるに至りしと雖も、猶ほ地方官・豪族・王臣・僧侶の専横は、遂に全く之を革むること能はざりき。何となれば世は已に天智天皇の時にあらずして、國司の勢力、半平として拔くべからず。郡司等が其非行を告げざるによりて、政弊あるにあらず。政弊は、彼等が中央の貴族と連續するに存したるが故なり。而して京官、益貧にして地方益富み、京師錢なくして地方に散するより、令を發して之を禁ずるに至りき。政弊此の如く牢乎として革むべからざるに加へて、外寇は賢率なき桓武をして意を内政に専らせしむる能はざりき。

北狄韃靼と應じ大舉して叛く

桓武の未だ立たざるや、韃靼來襲の風説ありき。桓武天皇即位の初年陸奥按察使藤原小黒鷹蝦夷を伐ちて凱旋せしが其動亂尙熄まず。蝦夷は實に韃靼人と結託によりて煽揚せられて起りしもの如し。故に虜勢、強大、容易に鎮壓すべからず。是に於てか東海・東山・北陸の諸國並に陸奥國に糧を多賀城に輸せしめ、また東海東山坂東諸國の歩騎五萬二千八百餘人を發して之を征す。紀古佐美、征東大使たり。多治比濱成・紀真人・佐伯葛城・入間廣成之が副使たり。天皇、征東大使に調を賜うて曰く、坂東の安危、此一舉にありと。以て其如何に朝廷を震驚せしめたるかを見るべし。古佐美等の朝廷を出でしは延暦七年の十二月にあり。其多賀城に入りしは八年の三月にあり。已にして頻に軍を出すと雖も、虜勢強盛にして、五月官軍猶ほ衣川に逗遛す。朝廷書を發して之を

皇十二神將なる器風采は羅馬武士の如し此の如きも大和の法隆寺と太秦寺に存するのみなりと云ふ而して呼ぶば古語拾遺に呼ぶば朝貢を以て増して堆高きと云ふ然れども是れ率附會ならん等の意味なかるべからず太田錦城もまた會て此錦城人種多岐支那西北蘇教の感化を受くる外に出づ其文化を知らずして之を神祭の古風を稱す歴代の日皇は其宮號と尊號を稱せば桓武の時より初ま

桓武の未だ立たざるや、韃靼來襲の風説ありき。桓武天皇即位の初年陸奥按察使藤原小黒鷹蝦夷を伐ちて凱旋せしが其動亂尙熄まず。蝦夷は實に韃靼人と結託によりて煽揚せられて起りしもの如し。故に虜勢、強大、容易に鎮壓すべからず。是に於てか東海・東山・北陸の諸國並に陸奥國に糧を多賀城に輸せしめ、また東海東山坂東諸國の歩騎五萬二千八百餘人を發して之を征す。紀古佐美、征東大使たり。多治比濱成・紀真人・佐伯葛城・入間廣成之が副使たり。天皇、征東大使に調を賜うて曰く、坂東の安危、此一舉にありと。以て其如何に朝廷を震驚せしめたるかを見るべし。古佐美等の朝廷を出でしは延暦七年の十二月にあり。其多賀城に入りしは八年の三月にあり。已にして頻に軍を出すと雖も、虜勢強盛にして、五月官軍猶ほ衣川に逗遛す。朝廷書を發して之を

督促するや、六月初めて川を渡りて虜地に入る。已にして官軍虜の謀る所となりて敗れ死傷四千餘人全軍殆ど轉覆す。是に於てか古佐美等、上表して暫く軍を撤せんことを請ひ、遂に師を班す。朝廷其怯を責めて其職を奪ふ。是れ延暦八年九月にあり。然れども大軍一旦にして顛覆せるを以て、再び大軍を起すは容易にあらず。唯だ所々の守備を嚴にして、以て其の來襲を防ぐのみ。而して其の間の戎事、負擔一に坂東八國の民にかゝりしかば、日本全國に令して甲冑を作りて以て之を助けしむ。斯くて兵器軍糧を蓄ふること一年。十年正月に至りて、百濟王俊哲・坂上田村麻呂を東海道に、藤原眞王俊哲・坂上田村麻呂・多治比濱成・巨勢野足を副使とし、更に東海・東山諸國に征箭三萬四千餘具を作らしめ、坂東諸國に軍糧十二萬餘斛を辨せしめて、再び征夷の師を起す。かくて征夷の諸將相つぎて發し、弟麻呂も亦十三年正月を以て出征の途につく。是より交戦已むことなく、民は轉運に勞れ、兵は鋒鏑に死するもの三年。十六年に至り、遂に坂上田村麻呂征夷大將軍に任ぜられて其全權を握ることとなりしが、桓武天皇の選拔は實に過たず。田村麻呂等が東北に向つて、征戦を起すや、光仁天皇の寶龜十一年以來、二十三年の間、東北の間に盤桓したる蝦夷の力弱し、土酋、大墓公阿氏利・爲盤具公母禮等相率わて來降す。

天應元年、八幡大神の禰宜を奉り、自ら大菩薩と稱せり。大菩薩と號す。

延暦元年正月、阿倍祖上川繼を因幡守とす。已にして永上川繼の謀叛を以て伊豆に流さる。川繼は鹽焼王子に自せんとし、私に其妻たる藤原成成を以て誅せらる。

成また官職を奉はれ、三方王も當介に貶せらる。大伴家持、上野原氣、藤原繼彦、其他三十餘人皆坐して貶謫せらる。此年三月、三方王、其妃弓削女王、山上船主等、桓武天皇の幸興を厭魅して貶謫せらる。

平安時代の曙色

誇榮とすべき大皇帝

桓武天皇一世の大業は、實に東陞平定の功にあり。而して此目的を遂げんが爲、桓武天皇は其の恩讐の念を忘れて、臣下を重用せぬ。坂上田村麻呂の如きは、漢人の裔刈田麻呂の子にして、刈田鷹は、實に當時の不平家なる大伴家持等と相闘り、鹽焼王の子氷上川繼を立て、帝とし、桓武天皇を廢せんとして、貶謫せられしものなり。其父に對する陰謀を忘れて、其子に委ぬるに最上の武權を以てす。大伴家持また其罪を宥されて參議東宮大夫に復し、累進中納言となりぬ。桓武天皇は其武功に於て偉大なりしのみならず、其の人品に於てまた實に偉大なるものあり。之を前にしては天智天皇、之を後にしては後醍醐天皇の外、多く其の比を見ず。皇室の歴史に於ても、國民の歴史に於ても誇榮の念もて記憶せらるべき一大皇帝にてありき。古今の歴史中、其治世が宗教に於ても、政治に於ても、最大作期的の治世たりしもの、また偶然にあらざるなり。郡司の上に國家を立んとしたる政制の改革が失敗したるものは、是れ政策の過にあらざして時勢横流の罪のみ。

北征、北人を驅起せしむ

然りと雖も、北虜排撃の一舉は、甚だ高價なりき。初め桓武天皇の位に即くや、聖武天皇濫惠の後を承けて、朝廷の貧、國民の困窮、已に業に著しかりき。然るに桓武に至り、蝦夷の征伐前後二十三年の久しきに及び、兵は鋒鏑に死して、民は運輸に勞れぬ。况んや桓武また遊戯造營を好みて已む時なく、二十七年の治世中遊獵一百回以上に及び、初めは延暦三年、都を山城の長岡に遷さんとして之が經營を起し、同十年に至りて猶完成せざりしが、更に十三年に至つて平安宮を造營し、其他比叡山延曆寺等も桓武の爲に建てられぬ。朝廷已に斯の如し。數ば令を下して寺院道場を建つることを禁ずるも、争でか行はれん。貴族・豪族は、各々其私門の爲に壯麗なる寺院を建てぬ。是に於てか征戰に勞れたる國民は、更に奉公に勞れて、最早や上に奉ずるの力なきに至り、耕鋤を懐きて徒らに空谷に泣き、公民の榮を去つて奴隸となり、以て賦課を逃れんとする者を生ぜぬ。桓武天皇は此の悲惨なる光景を見て、藤原緒嗣の議を容れて造營・遊戯を廢しつゝ、遂に大同元年を以て崩せしが、其賜として上には平安朝なる光華ある貴族の社會を生じ、下には坂東武者をして初めて南人に代りて政局の重位を占めしむるの端を開く。蓋し坂東武者武力の發達は由來一日に非ず。蘇我氏が壯士として恃む所も、坂東武士にてありき。天智天皇の時、防人として太宰府の命を奉じて沿岸を守れるもの多きは坂東の民にして、歴代隨時蝦夷を征するものも、また坂東の兵なり。天武が近江の朝廷を覆したる兵力も、また東國の兵少なからずして、聖武天皇が孝謙天皇に遺詔して朝廷を守らしめたる兵もまた坂東兵なりき。曰く「朕が東人に刀を授けて侍らしむる事は、汝の近き護として護近よと念ひてなも在り、是の東人は常に云く、額には箭は立つとも、背には箭は立たじと云ひて、君を一つ心を以て護るものぞ」と。唐の李勣の屬將の後なる高麗福信が歴代の朝廷に重用せられたるも、

平安時代の曙色

北征、北人を驅起せしむ

以下五百以上を出
し専ら兵を教へ
て之を領して軍
に赴かしむ。弘
上田村麻呂、大
弘仁二年五月、
大納言右近衛大
身一尺二寸八分
厚一尺二寸八分
金糸を編めるが
目伏し、談笑す
世を老幼も馴れ
也、國を護るも
斑を見せられし
今最大なる武將
一也。延暦二年、
延暦二年、京畿
として寺院なら
るものなからん
す、因つて新に
寺道場を建て私
園地の施捨賣與
十二月、豊富の
姓、金を貧民に
本業を失はしめ
四方に離散せし
るは曾て禁ずる
に於て抵當の期
に至るも土地を
ふを許さず、而
し奪

此禁漸く效なく
また寺院利を食
宅地を質として
民を窮迫するに
倍するも、幾年
倍を越ゆるなから

延暦三年五月、諸
國の國師の遷替す
るや、任官と同じく
送迎頻に互るを禁

平安時代の曙色 薬子仲成の寵

ためにして、實は平城天皇の志にあらざる。是に於てか中頃之を廢せんとす。其傳冬嗣之を知りて親王に告ぐ。親王憂懼して之が計を冬嗣に問ふ。冬嗣曰く是れ人力を以て回すべからず。特む所は唯だ天のみ。宜しく父帝の陵に祈るべきなりと。親王乃ち衣冠を整へて庭園に出で、遙に榎原を望みて之を祈る。平城は桓武の子なりと雖も、其雄圖壯心なく、文藻風流の君にして、甚だ憐愛の情に富みたりしかば、皇弟神野親王の心を憐みて、其儲位を奪はずして已む。是れ平城天皇にとりては神野親王に對する情誼を加へしものなりと雖も、神野にありては其情誼は忘るゝも、其一旦儲位を動かさんとせられたるを忘るゝ能はざりき。已にして平城位にある四年、疾を得て位を神野親王に譲る。之を嵯峨天皇とす。桓武の寵臣藤原種繼の女、薬子、平城上皇の宮にあり。平城天皇の尚ほ未だ皇太子たるや、薬子は早く西海道觀察使藤原繩主に嫁して三男二女を生み、其一女を以て平城天皇の妃とす。薬子、才貌あり。其女の縁によりて平城の宮に出入するに及び、媚諛百端遂に女嬀平城と私す。桓武之を知つて薬子を逐ふ。已にして平城の位に即くに及びてまた之を容れ、禍福其手に出づ。其兄、仲成また妹の故によりて權勢を平城の宮中に振ふ。仲成は種繼の長子にして北陸道觀察使參議兼右近衛督たり。曾て其妻の嫉の色あるを見て、力を以て脅かして之と通じたるが如き、兇濫止る所を知らず。平城位を嵯峨に譲るに及びて、同族、園人の權勢を揮ふを見て樂まず、女弟をして皇后たらしめ、

自ら執政たらんとして、薬子と交も上皇の復位を慫慂す。上皇また嵯峨天皇が舊怨を記して、己に快からざるを見て、禪位を悔ゆるの色あり。天皇其意を推して藤原園人をして神璽を奉還せしむ。上皇却けて受けずと雖も、薬子等の志益銳にして、上皇の旨を矯め都を平城に遷すに擬し、遂に天皇の左右たる坂上田村麻呂、藤原冬嗣等を之が造宮使たらしめて、其心を取らんとす。是に於てか、天皇薬子の尙侍を已め、仲成を佐渡に流さんとす。上皇大に怒り、畿内及紀伊の兵を發して東國に入らんとし、越前介安倍清繼、權少掾、百濟愛笠等、兵を擧げて之に應ず。天皇、即ち坂上田村麻呂を大納言に陞叙して其心を攪り、兵に將として上皇を撃たしむ。勇將文室綿麻呂、仲成に黨して執へらる。綿麻呂は久しく田村麻呂に従うて北夷と戦ひて功あるものなり。田村麻呂奏して之を許して共に戦はんと乞ふ。天皇其乞を許し、之を參議に任じ以て用を爲さしむ。二人即ち進んで上皇の走路を塞ぐ。已にして仲成、誅に伏し、薬子事の成らざるを見て薬を呑んで死し、上皇また宮に歸つて剃髮す。是に於てか上皇の子にして皇太子たる高岳親王を廢して僧となし、其弟阿保親王を貶して太宰員外帥となし、皇弟中務卿大伴親王を立て、皇太弟とす。

社會の組織變革して國守の權張る

嵯峨天皇の世を治むる十五年、北夷の叛亂ありしと雖も、桓武天皇以來の餘類の起りしものにして、文室綿麻呂・小野の石雄、相繼いで撃つてこれを夷げ、弘仁六年に至つて

平安時代の曙色 社會の組織變革して國守の權張る

此年六月、唐人裴
公卿等、賜姓徐
公卿等、賜姓徐
此年六月、唐人裴
公卿等、賜姓徐
此年六月、唐人裴
公卿等、賜姓徐

此年十二月、また
院山澤の利を漁す
利を禁じ公私共に
利を禁じ公私共に
利を禁じ公私共に
利を禁じ公私共に

平安時代の曙色 社會の組織變革して國守の權張る

は、夷俘等も亦王化に浴せしかば、初めて之に口分田を班つに至りぬ。此他新羅の賊兵一百十人、肥前に寇したりと雖も、悉く殲くされ、此前後韓人の投化するもの極めて多かりき。藤原内麻呂・國人・冬嗣・緒嗣、相つぎて大柄を握りしと雖も、皇親にして、藤原氏と婚を通じたる良岑の安世、及び清原夏野等もまた樞機に參したれば、藤原氏の權隆々たりと雖も、前代に倍したるにあらず。一旦藤原氏と抗衡せんとしたる田村麻呂も、また其同族少なきがために分を守りしかば、政治上の大變革もあらず。之を要するに最も無事なる朝なりしと雖も、社會、政制及び思想の上に於ては平和の間に絶大の變革ありし時なりき。初め郡司の職たる大化の變革以來、已に其の世襲の官たるを認識したりと雖も、其才能なくして徒に政事を亂すを以て、桓武天皇は、先づ郡司の國造を兼ねるを禁じたり。國造は建國の初にありては國守なりしが、當時の政治は天を祭ると民を治むると等しく族長の任なりしが故に、國造は即ち祭祀の長を兼ねるものなりき。然るに長き歲月の後、祭祀は漸く分るゝに、國造は世變を察せず、祭祀を以て其の政治の第一義となせしかば、政權は自然に他の土豪に移りて、實際の官吏は他に起り、國造は唯だ祭祀の長たるに止りぬ。然れども其中猶ほ郡司にして、國造を兼ねるものなきにあらざりしに、今之を禁じれば祭政全く分れて二となる。斯の如く郡司は國造と相分れたりと雖ども、其世襲の官たるは猶ほ依然たりき。然るに桓武天皇は更に之を變じて、才能を主として系統を論ぜざらしめたりしかば、國司・京官が郡司を左右するの端此に開け、人民獨立の最後の障壁にして、建國以來の地方制度の骨子は此に破れぬ。是に於てか訴訟紛亂、眞偽百出、一部にして數人の郡司あり。各々其祿を争ふに至りしかば、嵯峨天皇の朝に至り、藤原國人の奏議により、再び古制に歸り、血統を前にして、才能を後にし、嫡々相承けて世襲の職となさしめしかば、訴訟は漸く鎮れり。然れども之と共に庸才又時を得しかば、政務は、一層の滯滞を來したり。而して郡司の銓考、一に國司の命に従はしめしかば直ちに朝廷より官吏を發して其政務を檢問するに、國司悍傲之に答へざるに至り、中央の權全く地に落つるの端を開く。

社會經濟上の紛亂 是より國司・郡司の朝廷を欺くこと甚しく、五萬の饑民あれば十萬と稱して上を欺き、五千の破堤あれば、一萬と號して費を私す。是に於てか朝廷類に勅を發して之を禁ずと雖も、其實國司・郡司の不正のみにはあらず。彼等が驕悍上を憚らざると共に、人民の力、最早や限なき請求に應ずる能はざりしがためのみ。天平年中諸國に令して桑と漆とを植えしむ。大同二年の帳によれば、伊勢多氣郡の漆一萬七百七十三根にして、弘仁八年の調査によれば、一千四百四十根を存するのみ。また度會郡は一萬三千四十根と記録せられて、同年に存するもの、七百七根に過ぎず。以て國郡司が公役に勞して政務の荒みたるを見るべく、桓武天皇より嵯峨天皇に至る其の間、僅に四十年にして、租稅

出家、私に檀越を
定めて閭里に出入
愚民を誑誘するを
以て之を禁ず此
の如きものあらば
後外に放つて定額
寺に安置せしむる
を令す。

平安時代の曙色 社會經濟上の紛亂

て、藤原氏・平氏・源氏・橘氏・在原氏・清原氏・阿倍氏・坂上氏漸く之に代りしも、天下遂に源・平・藤・橘四氏のみを數へて、他の豪族は、またく車輪の外に逸し去りぬ。

平安時代の宗教思想

社會は此の如く貧しかりしと雖も、宗教思想には極めて富みたりき。桓武天皇の

に滞り考例にあつたり得んことを求む、此の如きは國司は解任せよと、實龜十年の令也、今般に之を厲行せよと

前後、朝廷の佛教を尊崇すること衰へずと雖も、道鏡の一挫折は、佛教の權勢に取りては一大打撃にして、佛法の後へに潜伏せる醜惡偽詐は暴かれて、その腐敗は人の耳目に上りぬ。去れば物怪、鬼神の祟を信ずる桓武天皇すら、佛教のみに依頼する能はず、延暦六年親しく上帝を祭つて、自ら上帝の前に臣と稱するに至れり。然れども桓武天皇をして、佛教を離れて天地の造物主を信ぜしめんには、四圍の空氣は餘りに佛教的なりき。何となれば、佛教已に玄昉・道鏡によりて政治上に失敗すと雖も、凄々たる讀經の聲、哀々たる梵鐘の響の達する所、天下の人心靡然として、無常を感じ、佛教は已に國民的習俗たり。況んや玄昉・道鏡已に過つても、聖武天皇の時、唐僧道璠華嚴宗を傳へ、慈訓は亦新羅の審祥につきて此宗を受け、桓武天皇の時、唐に學びて華嚴宗を傳へ、勝道は日光山を開き、明全は俱舍宗を立て、正に是れ佛教社會は英雄輩出の時なりしが故なり。然れども最も佛教に火力を與へたるは、最澄・空海の二人なり。最澄は近江滋賀郡の民、三津百枝の子なり。十二歳にして大安寺に入り、行表の弟子となり、學識深遠の名あり。初唯識を學び法相宗に屬せしが、傍ら博く經論を探りて遂に

取れ戦死するもの二十五人、矢も中るもの二百四十五人、河に溺るもの千三百六十八人、裸體にして遊るもの七人、而して遊るもの居る四村八百五十七人、詔して遊るもの上書むる不可を陳じて兵を解かんとし、七月伊勢美濃越前を三關を廢す、越前を檢り而して人民を怠り而して人民を不便あるが故なり

法相に疑あり、中ごろ鑑眞の齋らせる四教儀、維摩經疏等を見て覺悟する所あり。比叡山を開き、延暦寺を建て、天台宗を説く。この時に方つて、已に華嚴・法相・律・三論・俱舍・成實の六宗あり。此に至つて七宗となる。已にして延暦二十一年、入唐求法の勅を奉じ、越えて二十三年漸く入唐して天台山國清寺に入り、道邃等につきて天台宗の奥義を探り且諸高僧を歴問し、翌二十四年歸つて獲る所の經論疏記二百三十餘部・五百卷、法華經等を獻す。桓武天皇、之を嘉して、十大寺中の七寺、東大・法隆・元興・西大・藥師・興福・大安の七寺をして、その經論を寫さしめ、最澄を宮中に引きて灌頂を行ふ。是より天台宗勃然として盛なり。最澄と同年に空海も亦入唐し、最澄に後る、一年にして歸る。空海は讚岐多度郡の人、姓は佐伯、少にして大學に入り儒學を以て淺狹となして佛門に入り、早く才名あり。中ころ諸經を疑つて迷ふ所あり、遂に入唐して長安青龍寺の慧果に學びて歸り、眞言宗を立て、即身成佛の新義を説く。是に於てか諸宗の僧侶、嗷々として之を論難し、中にも三論・法相の僧侶、力を極めて空海を罵り、動もすれば相争はんとす。空海機智巧辯、また能く之を折服す。是より天台は最澄の宏才・清徳を以て、眞言は空海の奇鋒・新識を以て、嶄然として他の六宗を凌ぎ、嵯峨の即位するや、弘仁五年最澄を宮中に召して諸宗の學僧と對論せしめ、藤原冬嗣、天下の執權を以て、空海を導師として南圓堂を建て、一族の冥福を祈る。最澄、叡山に戒壇を立て、國家鎮護の權を取れば、空海高野

撰て位を加ふる
此年三月蝦夷を
征せんがため諸國
を合して甲斐國
二千領を討らしむ
東海道は駿河以
東三年の信濃
に相らしむ東海
は上野以東諸國
に合し軍糧の備
此年四月辛酉に
貴二千九百を作
しむ蝦夷を征せ
んがため也
十月坂東諸國のみ
久しく兵役に勞
るを以て廣く天
命じて其財產を
以て甲斐國に
名を録して上申
せしむ

山に大寺を開く。是より佛教また復興せり。空海は後の弘法大師にて、最澄は所謂傳教大師なり。二人
等しく佛法の中興と雖も、最澄は早く佛法革新の道を開きて、空海之に乗じたるものなり。空海は諸宗
を論破攝伏して敵視すと雖も、最澄は諸派を容認して、華嚴・律・成實・俱舍の四宗、名あつて其實なき
が如くなるを見て、教法普及の本旨にあらずとなし、奏して四宗のため、年々僧を度せり。平生、口
に叱聲なく、手管罰せず、自ら之を以て徒弟に教ふ。最澄の機鋒空海に及ばずと雖も、空海もまた宏
量・雅懷に於ては最澄に及ばざるものあり。二人獨り佛法を中興せるのみならず、また佛法の教義に一
大進歩を加へたり。嵯峨天皇の皇后橘嘉智子、絶代の美人を以てして、其崩するや遺詔して己の
屍を西郊に捨てしめ、色欲に耽るものをして、己の肉體の腐爛を見て悟る所あらしめんとして、林
葬の端を開きしが如き、佛教の信仰が如何に復活したりしかを見るべしなり。

平安時代の文学 已に眞言・天台の二宗を泡醜するほどの識力ある日本國民は、其文學の製作に於ても亦
至大なる進歩ありて、桓武天皇の朝には藤原繼繩・菅野眞道が纂集せる續日本紀四十卷成れり。平城
天皇の朝には空海は唐より歸りて假名文字を製作せりと傳へらる。又淳和天皇の時、諸王及び五位以
上の子弟は二十歳以下より皆大學に入るの制となれり。出雲貞等は大同類聚方一百卷を作つて古今
の醫方を集めたり。嵯峨天皇の朝には萬多親王・藤原園人等新撰姓氏錄を作つて古今の姓氏の源流脈絡

を諸國に下し、新
武に改めしむ。此
年七月大伴弟
麁麻呂王俊多
比賣成俊野上村
麻呂成俊野上村
副使とす。此年
勢大宮の正殿を
張、近江・美濃・尾
若狭・越前・紀伊
等の民牛を殺して
漢神を祭るを禁
ず。此年九月百濟王
哲を陸奥鎮守府將
軍とす。延暦十一年五月、
唐李自然に従五
位下を授く。大春
日淨足唐に入りて
嫁る所也。四月漢
僧とあらざれば新
にあらざる皇
族三任大臣は皇
を許す藤原氏は累
代攝政絶えざるが
故に二世以下を娶
るを許す。十三年三月、僧都
等を豐前國八幡、
蘇前宗像、肥前阿
蘇前社に造はし讀
經して三神のために七人の僧を度す。
七月西の市を新
八月右大臣太子
十月天皇平安の
城に移る。

を明にせり。橘逸勢空海の能筆は天下を驚かし、藤原冬嗣等は弘仁格式を撰したり。淳和の朝
には清原夏野等令義解を著したり。冬嗣勸學院を建て、藤原氏の少年を教育すれば、橘氏は學館
院を立て、之に對し、源氏在原氏また淳和獎學の兩院を建て、之に對し、滋野貞主は、諸儒と古書を
纂集して祕府略一千卷を作り、菅原清公は文選及び後漢書を侍讀し、大學には、春秋・公羊・穀梁を立
てられ、大學生は時々紫宸殿に會して經史を討論せしめられ、良岑安世は滋野貞主等と經國集二十卷
を作つて、慶雲以來の作者を敘すること一百七十八人に及び、十七歳の内親王有智子、能く漢詩を作
るに至りぬ。入唐して留學せる者の勳功は、他の使臣に劣らざること識認せられて、藤原清河・阿倍仲
麻呂・石川道益・紀馬主・甘南備信影・紀三寅・掃守明・田口養年富の八人、唐に客死せる留學生に、位
記を追賜するに至り(仁明天皇の三年)、文宣王の釋奠は非常に尊重せられて、仁明天皇は釋奠の後自
ら紫宸殿に御して尙書を講ずるに至り、小野篁も此時に出で、仁明天皇の承和八年には藤原緒嗣等日
本後紀四十卷を撰せぬ。實に是れ文教鬱然として起るの時なりき。併も此文學も宗教も、李唐の刺激
を蒙れるもの頗る多く、文明に於ては殆んど其植民地の如くなりき。

此年六月空海、高野山を開く。弘仁八年二月、新羅人金男昌等三十三人投化す。弘仁九年、長門國司を改めて鑄錢使とす。弘仁十年二月、最澄上表して台山に善薩戒壇を立てんことを乞ふ、表を南部の諸寺に下して之を議せしむ。沙門護命等上表して之を斥く。弘仁十一年、中務卿王、中納言藤原緒嗣等を勅本系使として、諸族の訛謬を正さしむ。一年に本金の半倍の利を收むべし、年紀を積むも是より多くを費むべからずと、然るに民之を奉せず年内に已に半倍の利を收め、又利を回して本金へ加へ久しからずして利、本に過ぐる數倍なるに及ぶものあり。嚴罰を以て之を禁ずべしと。此年六月、百官綱堂に於て親王大臣を見るの禮を定めて曰く、警柝を以て跪伏に代へ、起立を以て動坐に代へしむ。太政官少辨已上、始めて位に就くもの外記左右史以下皆起つべし、若し大辨一人先づ位に就くものは後來る大辨を見ては起たず、中辨已下先づ位に就くもの後來る大辨を見ては、自ら起つべし。省臺の長官始めて位に就くものあらば輔弼以下所管百僚皆起つべし云々と。十一月、律師以上の僧官員數を定む、僧正一人(大僧都一人)、少僧都一人、律師四人、從儀師八人。十一月、勅海使、藤原冬嗣旨を奉じて弘仁七格十卷、式四十卷を作り大寶元年より弘仁十年に至る守職の格式及び習慣を集む。此年二月、遠江駿河兩國にある新羅人七百人、叛して民を殺し、家を焼く、二國兵を發して打つて勝たず。賊伊豆に至り穀を奪ひ船に乗じて海に入る、相模武藏以下七國の兵を發して討つて之を夷らぐ。大同元年の禁令を申ぬ。當時山林水相倚るの理すで知られたるを知るべし。是れ大和の上奏による。又路邊の樹木を伐るを禁ず、行人陰を斬るを禁ず。大同元年の禁令を申ぬ。當時山林水相倚るの理すで知られたるを知るべし。是れ大和の上奏による。又路邊の五月、播磨國地を掘りて一銅鑠を得たり。高三尺八寸。口徑一尺二寸以て前人種の文明を見るべし。弘仁七年六月、澄寂上人投化す。天皇最澄上人詩六韻を作る、一時才人之に和す。弘仁七年七月、空海を東寺の長者とす。弘仁七年八月、加賀國を置く。弘仁七年九月、空海を東寺の長者とす。弘仁七年十月、加賀國を置く。弘仁七年十一月、空海を東寺の長者とす。弘仁七年十二月、空海を東寺の長者とす。弘仁八年、空海を東寺の長者とす。弘仁九年、空海を東寺の長者とす。弘仁十年、空海を東寺の長者とす。弘仁十一年、空海を東寺の長者とす。弘仁十二年、空海を東寺の長者とす。弘仁十三年、空海を東寺の長者とす。弘仁十四年、空海を東寺の長者とす。弘仁十五年、空海を東寺の長者とす。弘仁十六年、空海を東寺の長者とす。弘仁十七年、空海を東寺の長者とす。弘仁十八年、空海を東寺の長者とす。弘仁十九年、空海を東寺の長者とす。弘仁二十年、空海を東寺の長者とす。弘仁二十一年、空海を東寺の長者とす。弘仁二十二年、空海を東寺の長者とす。弘仁二十三年、空海を東寺の長者とす。弘仁二十四年、空海を東寺の長者とす。弘仁二十五年、空海を東寺の長者とす。弘仁二十六年、空海を東寺の長者とす。弘仁二十七年、空海を東寺の長者とす。弘仁二十八年、空海を東寺の長者とす。弘仁二十九年、空海を東寺の長者とす。弘仁三十年、空海を東寺の長者とす。弘仁三十一年、空海を東寺の長者とす。弘仁三十二年、空海を東寺の長者とす。弘仁三十三年、空海を東寺の長者とす。弘仁三十四年、空海を東寺の長者とす。弘仁三十五年、空海を東寺の長者とす。弘仁三十六年、空海を東寺の長者とす。弘仁三十七年、空海を東寺の長者とす。弘仁三十八年、空海を東寺の長者とす。弘仁三十九年、空海を東寺の長者とす。弘仁四十年、空海を東寺の長者とす。弘仁四十一年、空海を東寺の長者とす。弘仁四十二年、空海を東寺の長者とす。弘仁四十三年、空海を東寺の長者とす。弘仁四十四年、空海を東寺の長者とす。弘仁四十五年、空海を東寺の長者とす。弘仁四十六年、空海を東寺の長者とす。弘仁四十七年、空海を東寺の長者とす。弘仁四十八年、空海を東寺の長者とす。弘仁四十九年、空海を東寺の長者とす。弘仁五十年、空海を東寺の長者とす。弘仁五十一年、空海を東寺の長者とす。弘仁五十二年、空海を東寺の長者とす。弘仁五十三年、空海を東寺の長者とす。弘仁五十四年、空海を東寺の長者とす。弘仁五十五年、空海を東寺の長者とす。弘仁五十六年、空海を東寺の長者とす。弘仁五十七年、空海を東寺の長者とす。弘仁五十八年、空海を東寺の長者とす。弘仁五十九年、空海を東寺の長者とす。弘仁六十年、空海を東寺の長者とす。弘仁六十一年、空海を東寺の長者とす。弘仁六十二年、空海を東寺の長者とす。弘仁六十三年、空海を東寺の長者とす。弘仁六十四年、空海を東寺の長者とす。弘仁六十五年、空海を東寺の長者とす。弘仁六十六年、空海を東寺の長者とす。弘仁六十七年、空海を東寺の長者とす。弘仁六十八年、空海を東寺の長者とす。弘仁六十九年、空海を東寺の長者とす。弘仁七十年、空海を東寺の長者とす。弘仁七十一年、空海を東寺の長者とす。弘仁七十二年、空海を東寺の長者とす。弘仁七十三年、空海を東寺の長者とす。弘仁七十四年、空海を東寺の長者とす。弘仁七十五年、空海を東寺の長者とす。弘仁七十六年、空海を東寺の長者とす。弘仁七十七年、空海を東寺の長者とす。弘仁七十八年、空海を東寺の長者とす。弘仁七十九年、空海を東寺の長者とす。弘仁八十年、空海を東寺の長者とす。弘仁八十一年、空海を東寺の長者とす。弘仁八十二年、空海を東寺の長者とす。弘仁八十三年、空海を東寺の長者とす。弘仁八十四年、空海を東寺の長者とす。弘仁八十五年、空海を東寺の長者とす。弘仁八十六年、空海を東寺の長者とす。弘仁八十七年、空海を東寺の長者とす。弘仁八十八年、空海を東寺の長者とす。弘仁八十九年、空海を東寺の長者とす。弘仁九十年、空海を東寺の長者とす。弘仁九十一年、空海を東寺の長者とす。弘仁九十二年、空海を東寺の長者とす。弘仁九十三年、空海を東寺の長者とす。弘仁九十四年、空海を東寺の長者とす。弘仁九十五年、空海を東寺の長者とす。弘仁九十六年、空海を東寺の長者とす。弘仁九十七年、空海を東寺の長者とす。弘仁九十八年、空海を東寺の長者とす。弘仁九十九年、空海を東寺の長者とす。弘仁一千年、空海を東寺の長者とす。

此年伊勢國員辨郡の閑地一百町を勅旨田とす。承和元年、文室秋津を初めて檢非違使の別當となす。檢非違使の始未詳なるも弘仁七年に置きしこと正史に見ゆ。

相撲は武力を勸むるの功ありとして、越前、加賀、能登、佐賀、上野、下野、相模、甲斐、武蔵、安房を求めて貢せしむ。七月初七日、文殊菩薩の起し文珠の影像を作す。天下の人名、姓名、郡郷、山川の名に、善くして天皇の諱を正し、長一に觸るるものを改む。天長十一年、正月、改元して承和元年とす。此年相模、上野、下野の常陸、上野、力を數はせて、一切經を寫さしむ。經は上野國緣野寺にあり。十二月、空海奏して、從來の佛敎、唯だ最勝經のみなるを講説するのみなるを以て、自今別に一室を莊嚴にし、諸の尊像を陳列し、供布を奠布せんと、佛敎一變す。之より

承和二年三月、太宰府に言す、壹岐、島、瀬に海中にあり、變に應じがたし、頻年新羅商人來り、窺ふこと絶えず。百三十人を以て、兵仗を取りて防人たる所に置かん。之を許す。紀伊の禰居に寂す。年六十。此年島木眞、機巧あり、邊に備へんがため、新弩を製す。回轉し發すべし。左京人從六位下民首氏に賜はる。其の姓を賜はる。先魯の伯禽より出づ。五月、美濃少目下村至氏成三使等に

藤原氏專制時代(上) 生活風俗の變

あるものぞ。志我閉阿彌陀(元正の時)、衣縫孔子(文武の朝)、文釋迦(文武の朝)大宅君子(聖武の朝)縣の犬養の老子(光仁の朝)、長谷部の文選(稱徳の朝)と云ふが如き、甚だ笑ふべきも、しかも尿と云ひ、鯽と云ひ、鱒魚と云ふに比して如何に道義的なるぞ。國民の間に斯かる思想の變革ある間にも、皇室のみは依然として其舊様を維持したりしに、變革の勢は、仁明をして正良の諱を得せしめしかば、是れより天皇の諱名も亦等しく道義的のものとなり、所謂名乗なるものを生ぜぬ。是等名字の變革の如き、小事なるが如しと雖も、其實、貴族社會の文藻風流が、如何に進歩したるかを示すに足る一大徴候なり。

生活風俗の變

實に最初の名乗の名字を稱せる仁明帝は、最も文藻風流に富みたる天皇なりき。期節に會して文臣を集め、題を設けて詩文を募るの風は、愈昌え、舞樂を見、妓女を聘するの風益長じ、宮中の圍碁の如きも此頃より見え、天皇の太上皇と太上皇后に朝するや、雅樂寮、樂を奏して之を響せしに、公卿、醉興、感に堪へず、起つて宮中に舞ふに至りぬ。宮中の行樂斯の如くなれば、其器翫もまた精巧を加へ、嵯峨上皇より天皇に贈りたる机には、沈香を以つて机上に山を作り、純金を以て鶴を作りて其上に立たしめ、鶴の喙に花を含ませしめたるなりき。また淳和上皇の崩するや、之を葬るに、五百匹の絹、百端の紬布、千端の調布、二千端の商布、五百貫の錢、八十挺の鐵、二百口の蓋

百石の白米、百石の玄米を用ひ、人夫を用ふる一千五百人に及べり。其生活の進歩斯の如くなると共に、後宮の寵を争ふもの多く、奢侈の風は、益之が爲に刺激せられ、天下の貴族、豪族、また此風を習ひしかば、令を下して、器翫、車輪に金銀箔泥を用ふるを禁じ、士民の緋色の服を用ふるを禁じ、女子の服する所の夏の裳に表紗を着け、冬に中褌を着くるを禁じ、一裳の外重ぬるを得ざらしめんとしたりしも、遂に其効なかりき。仁明天皇の承和五年八十二歳を以て死せる池田春野が、大嘗會に供奉せる朝官の長裾を地に曳くを見て、其神事の古制にあらざるを笑ふや、朝官皆之を信ぜず。春野に古制の如何を問ふ。春野、裾高く袴襪を見はしたる己の服を示して、古制斯の如しと云ふを聞きて、百官却つて古制の唐制に同じきに驚きたりき。以て風俗の變、激甚にして長袖長裾、唐に模して却つて唐より甚しきに至れるを見るべきなり。

社會風俗の勢疊々として成る

上下相競うて奢侈を鬪はすの結果は人民の窮迫となり、人民窮迫の結果は朝廷の缺乏となり、諸王の姓を賜はりて人臣となるもの愈多く、仁明天皇自ら其費を減じて諸國の税を免ずると共に、百官また五位以下の封祿の四分の一を減する(後に之を復す)の已むを得ざるに至りき。然れども時已に後れたれば、諸國盜多くして制すべからず。群集徘徊、京師・奈良に侵入するに至り、南海の賊最も甚しく、其の傍近を侵略すれども朝廷之を禁ずる能はざりき。當時、相模大

春瀧宿禰の姓を賜ふ。後漢光武の後三年藤原常嗣等遣唐使として發せしむ。其新羅に漂著せんことを恐るを遣唐使を遣はすべからざることを論ず。七月、七福扇を用ふ。十二月遣新羅使、紀三津、新羅を恐れて命を乞ふ。修好使と云ふ。言、課文と異なる。よ、現はる。四年二月、近江の人、散位永野石友同賀古磨等に本居を改めて左京三條三坊に貫す。後漢獻帝の後也。

三月右京人遣唐知部少録槻本良種等に姓漢獻帝の賜也。

五年數は歸を下し、遣唐使の船並に大般若王經並に之を信じて也。六月京中水田を替むものあり。地には水葱、芹、蓮を植うると許す。九月太宰府管内地子交易法を定め、代へしむ。

藤原氏專制時代(上) 小黨敗北、藤原氏遂に大權を握る

住郡の大領壬生廣主、窮民に代つて私稻一萬六千束を納めしと云ふを見て、如何に人民の征賦に勞れしかを見るべく、而して此の仁政によりて、大住郡の民増すこと五千三百五十人ありしと云ふを見て、人民の仁政を追つて轉じたる跡を見るべし。大勢斯の如し、一夫難を稱ふれば、天下響の如くに應ぜんとする土崩瓦解の勢ありしなり。然れども大臣等猶ほ五色の雲を見て瑞應となし、太平を頌して慶雲の年號を立てんとす。仁明天皇謙して之を受けざるや、十五年に至り又靈龜の瑞を奉る。讀書は剛毅ならざる仁明天皇をして賢君の風あらしめぬ。曰く、天下の平なること唯だ瑞なり、何ぞ波臣の耀彩を用ひんと。然れども群臣重ねて請うて已まざるより、遂に改元して嘉祥元年となし、が、嘉祥の年號の下に京中の飢民を巡檢し倉廩を開きて賑恤すること多く、衛府の兵士を分遣して京中の群盜を規捕し、僅に京中に執へられたる盜賊も佛教慈悲の教に迷ひたる朝廷の爲に一時に放還せられぬ。是より土崩瓦解の勢、蕩々として進む。

小黨敗北、藤原氏遂に大權を握る

已にして仁明帝病あり。剃髮して入道し、四十一歳を以て崩ずるや、皇太子立つて皇位に即く。之を文徳とす。母は藤原冬嗣の女にして、皇后は藤原良房の女なり。是れより先嵯峨上皇の皇后たる橘氏の一時政權を揮ひたるのゆゑを以て、橘氏の官位にあるもの少からず。また皇子、皇孫、代々相下りて、臣姓を得たるもの少からず。在原・菅野・清原・高階・小野・上毛野・安倍、

紀・文室・石川の諸族、また橘氏と共に袂を聯ねて廟堂に周旋すと雖も、多くは庸才にして、藤原氏に敵する能はず。適敵するものは皆誅鋤せられて漸々に盡きぬ。かくて承和九年嵯峨太上皇の崩ずるや、人心の動搖に乗じ、東宮帶刀伴健岑、主馬長伴水上・但馬權守橘逸勢等、相謀りて皇太子恒貞親王を奉じて東國に入り、兵を擧げて廢立を計らんとし、大納言藤原愛發・中納言藤原吉野・參議文室秋津等之に黨す。已にして平城天皇の皇子にして藤原仲成の亂に座して廢黜せられたる阿保親王之を密告せしかば、黨與悉く捕へられ、逸勢は本姓を奪つて非人の姓に改められて、伊豆に流され、健岑は隱岐に流され、其他黜罰せらるゝもの六十餘人、而して皇太子は問はれざりき。然るに一日、皇太子天皇に隨うて冷泉院に納涼せしに、人あり、書を天皇に投ず。書中、皇太子も亦隱謀に黨せしを告ぐ。是に於てか、また皇太子を廢す。皇太子は淳和天皇の皇子、初め權臣隱謀の孤柱たらんことを恐れ、皇太子たるを辭せんとして得ず。是に至つて遂に孤柱となる。而して橘氏等及び之に與せる小黨、愈滅除せられて、藤原氏の宗族、愈昌えぬ。已にして、讃岐守弘宗王・日向守嗣峯王、共に人民の彈奏する所となりて其職を失し、天安元年、右京職に禁錮せられたり。皇族の親を以て、斯の如き地位に立ちしを見て、皇族の威力、漸く地に落ちんとしたるを見るべし。然れども、其の地方に出で、國守たるものは猶ほ可なり。阿保親王の子、在原業平の如きは、京にありて其の美貌を頼

藤原氏專制時代(上) 小黨敗北、藤原氏遂に大權を握る

六年、一月伊勢桑名郡多度の大御宮寺を天台宗の一院とす。三月遣唐使に従ふもの田原船事仲貞仁、藤清益刀岐貞雄、藤留學生佐伯志斐、永世等逸志流るを以て佐渡に流す。四月北蝦夷叛し、多賀、膽澤、兩城の間、數千起る。奥守良峯木連、鎮守將軍原盛末守等之を撃つ。七月蕃麥を植ふることを畿内國司に勅む。八月遣唐使歸る。本船の完からざるを餘ひ楚州の新羅船の南岸に沿うて來る。十月大小麥の耕作を勸め且つ芻にし禁ず。七年諸王諸家益國司に下る。百濟王慶宛河内守たり。豐前王武藏守たり。葛井親王常陸守たり。有雄王は越前守たり。賀陽親王は大宰帥たり。此年遣唐使第二船知乘船事菅原規成等海中遭風に遇りて南海の賊地に漂ひ賊と戦うて得る所の兵器を上る我が兵器に似ず。

十二、新羅の臣、張寶高、使を遣はして方物を獻ず。太宰府之を交ふ。人臣境外の交なきを以て也。八年八月、太宰府に下すの符、沿道に各關之符を開くがため符未だ達せず。山外に渡るを以て陽諸國司に告げ

藤原氏專制時代(上) 偽善謙退の風朝廷に盛なり

みて色を漁するを事とし、仁明天皇の後宮を亂して猶ほ飽かず、清和天皇の後宮を亂し、藤原高子を負ふて田野に奔りしが如き、淫奔・無頼、唯だ戀と和歌とに耽り、一世の人また之を目して、陰陽の神に比して、甚だしく之を尤めざりき。去れば諸王等臣姓を得て藤原氏と廟堂に併馳すと雖も、遂に一指の掣肘を藤原氏に加ふる能はず。之をして益・跋扈せしめ、天安元年皇后の父藤原良房をして破格を以て生前太政大臣たらしむ。是れ實に道鏡以後に未だ曾て例なきことなり。仁明天皇の朝には冬嗣、朝せずして家にありて政を聽さしも、猶ほ左大臣に止まりしに、良房其次子を以て太政大臣となり、天安二年更に攝政となり、已にして文德帝崩し、其子清和帝立つや、更に關白となり、政權遂に藤原氏に歸す。

偽善謙退の風朝廷に盛なり

清和帝は文德の第四子なりと雖も、其母藤原良房の女たるの故を以て長兄を超えて立つを得たりき。良房已に自ら清和天皇を立て、而して數ば上書して其官を辭せんことを乞ふ。文詞美麗、謙讓して已まず。天皇優詔して之を止むるや更に謙退を乞ふ。其文を讀めば其意哀しむべきが如し。然れども何人か、藤原氏の頭領をして其官を止めしむるを斷するものあらんや。幼稚なる天皇の左右は良房の奴隷を以て充されたり。謙退の文を草するものも、優詔して之を止むるの文を草するものも、等しく藤原氏に阿附するものなり。斯の如くして良房は愈々謙退の名を得て、愈々朝廷

をして之に依頼せざるべからざらしめ、偽善謙退の風、靡然として習を爲し、大官を得れば再三上奏し、百千言を聯ねて之を辭せざるべからざるの風尙を生ず。良房は最初の太政大臣にして、最初に天子に虚位を擁せしめしものにして、また嬌飾、偽善の風を盛にしたる最初の政治家なりき。此の嬌飾、偽善家の下において、南海の賊は、曾て鎮壓せられず。天下の百姓愈々生活に苦しみ、左京の中、大中臣・中臣氏にして、絶戸無身となるもの一百三十七烟の多きに達し、尋常の絶戸七百十三個に達せんとし、右京の絶戸、また三日烟に達せぬ。それ京師は民の庸役輕きが故に、地方士民の悦んで集まらんとする所なるに、其戸口の減少斯の如し。是れ、戸口の減少にあらず、其實、公民の減少せるものにして課税を逃るゝ民を多くしたるなり。故に一方に於ては、天下の國司競うて其戸口の増加を云ふも、就いて之を檢すれば、多くは不課戸にして公民にあらず。徒に奴隷を増加するのみ。以て士民誅求に苦しみ、課税を免れんとして、千百群を爲し、東西に徨々として寧日なかりし光景を想像するに足る。之に加ふるに水旱を以てし、之に加ふるに飢饉を以てす。貞觀八年には、一石二十六文の白米騰りて四十文となり(官價)、十八文の玄米三十文となりしが、九年に至りては暴騰して一石の價新錢一千四百文に至る。是に於てか京師に常平所を置き官米一升新錢八文を以て之を賣る。然も京師錢なくして地方に在り。是に於てか、令を下して天下の現錢悉く之を官に納めしめ、米穀物品を以て

之を開くならしむ。尙四畿六道の内一國を指して下す所の符も亦開く。十二月渤海使徒賀門に延等一百五人長

五月甲冑飾の外諸器に金銀を用ふるの禁を弛め、五位已上に靴並に馬飾に使用を聴し、箔泥は猶ほ許さず。十年四月、陸奥國言ふ。諸國軍殺言役ある六十日、分相代る六十日に私糧を食ふ六十日に私糧りて、身は城塞にあらず、路遠、治めず、往還に勞る、是に於てか逃散するもの多し、請ふ更に一千人を加へ、併せて八千人となし、八番に分たんとし、此兵士に糧を得、役を免れたるなり。

十二月文室宮田曆坂を謀り、其従者陽侯氏雄の爲に暴かれ、伊豆に流さる。十四年十月、雙丘の東墳に從五位下を授け、天皇遊獵下の時此地に蹕を止めたるが故也。十五年二月、上總守等叛つて之を夷げ、五十七人を斬る。元和五年七月、唐商人五十人、唐物貨を齎して來る。十二月、天京前を巡幸し、因獄司の前に至り、誰が家ぞと問ふ。右大臣藤原良房、囚司大原と動し、天皇直ちに入らして、囚人を放たしむ。

藤原氏専制時代(上) 凶盜蜂起して外敵來らんとす

之を償ひ、以て天下の錢を中央に集めんとし、酷罰を以て之を促せしも其效なかりき。盗賊蜂起して外敵來らんとす。斯の如くに苦痛せる人民を見、幼主を擔ひたる政治家は何事を爲したる乎。

唯一の政策は増税にして、一段一東五把を出せる口分田より三束の租を取り、其報酬として京戸は徭役を免じ、士民は二十日の徭を減じたるのみ(此法遂に行はれず)。是れ救治にあらざる痛苦を一層深くせらるゝのみ。天下固より安寧なるべきの理あらず。南海の賊、益跋扈して京師の賊愈強梁し、遂に傲然宮中に入るものあるに至る。而して所在國司の力、之を鎮壓する能はざるに至りしかば、國司に令して毎郷結保せしめて奸盜を督察せしめぬ。而して陸奥の夷浮も叛逆を事とし、下總の夷浮も反し、渡島の荒狄も反し、太宰少貳藤原元利萬侶、新羅王と通じて反せんとし、新羅の賊船博多に來りて狼藉し、豐前の貢物を奪つて去り、新羅、兵を調へて日本を攻めんとするの風説は傳られぬ。此時に方つて朝廷は平然として爲す所なく、全國二百六十七社の神に位を與へ、或は之を進めて、以て治平を計らんとせり。この時人民は迷信すらく、年々の水旱・疾疫・兵亂・盜賊等の痛苦は、崇道天皇・橘逸勢・文室宮田磨等の怨魂、祟を爲すなりと。こゝに於てか、其靈を慰めんがため、秋夏田野に謳歌して宴飲し、生靈會なるものを始むるや、藤原良房、また朝廷にも御靈會を起して、人民の迷信に同化し、自家また二六時中珠數を弄して、佛に佞す。良房は藤原氏中、無學無術、最も拙劣なる政治家の一人なりき。

基經、陽成帝を廢す

然れども藤原氏の盛なるは必しも其人物あるが爲のみにあらず。内外の百官、朝廷の老吏、皆其一門なるによる。故に無恥無識、良房の加さるを以てすらも、他の氏族は、敢て抵抗せんとするものなく、不平鬱々たる伴氏、紀氏も藤原氏は已に抗すべからざるものとなし、却つて新出の源氏と、第二級の權勢を争はんとせぬ。貞觀八年、應天門焼く。應天門は、京師の最大最美、且つ最も崇重せられたる門の一にして、之を燒くものは、即ち朝廷を燒けると同一なりしなり。大納言伴善男、右大臣藤原良相に告げて曰く、是れ左大臣源信の爲す所なりと。朝廷、將に源信を罪せんとす。備中權史生大宅騰取、參議藤原基經に告げて曰く、是れ實は大納言伴善男、右衛門佐伴中庸等の爲す所なりと。朝廷、再審して善男、中庸を流竄す。黨與罪せらるゝもの、多くは紀氏・伴氏の一族なりき。斯の如くして諸族の中藤原氏に匹敵すべきものまた益凋落して、藤原氏の根基愈定まりぬ。而して清和天皇に繼げる陽成帝、少年にして事を解せざるを以て藤原基經、右大臣近衛大將を以て攝政として藤原氏の權殆ど皇室よりも大に、天皇全く虚器を擁す。陽成天皇は清和天皇の第一皇子にして、其母は右大臣藤原基經の妹高子なり。基經は良房の猶子にして、良房老衰の後代つて事を見たるものなり。陽成天皇即位の時僅に九歳、基經一代の才人を以て藤原氏の權威によりて九歳の少帝

藤原氏專制時代(上) 陸奥の蝦夷また動亂す

藤原氏專制時代(上) 陸奥の蝦夷また動亂す
を輔く。併も少帝は自家の姪なり。如何んぞ藤原氏の權なきを得んや。故に其名は攝政にして、其實は天子を見ること一門の子弟を見るが如き感なき能はざるなり。而して不幸にして此少帝は、臣民をして己を尊敬せしむる能はざりき。少小已に狂疾を得て、常に蛙を集めて蛇を驅つて吞ましめ、猿犬を放つて闘はしむるなど其舉動頗る常憲を逸す。朝野皆此少帝を如何せんとすと憂ふ。殊に帝の母二條の后は未だ入内せざる前も已に入内したる後も醜聲已ます。太后となりし後復醜聲ありて頗る時人の指彈を受けて遂に廢せらる。是に於て基經乃ち陽成を廢せんとして參内すれば、帝方に人をして樹梢に上らしめ、下よりこれを殺して快となすの時なりき。基經、伴り奏して曰く、皇居寂寥、聖意を慰むるに足らず、請ふ陛下を奉じて競馬を見んと。陽成喜んで出づるや、基經駕を陽成院に止めて此處に幽す。天皇時に十七歳。

陸奥の蝦夷また動亂す

此時に方つてや、陸奥の諸夷、大半已に王化に浴して、日本人種のために征服せられたりと雖も、内外の交通、猶ほ翻譯を要し、且つ所謂夷狄、内に入るの姿となり、往々に叛亂して、却つて憂を爲すに至りしが、清和の末年より秋田河北一帯の夷俘、叛亂して已ます。官軍力薄くして之を鎮服するに足らざりき。初め桓武の時征夷の命を起すや、一萬三千六百人を以て一軍となし、之を分つて三軍となし、之に附するに輜重八百人、擔夫二千人を以てするの制を立てしが、暫時

齊衡三年四月、右京大夫藤原成卒す。成は文選の上巻を撰し、其書に於て天新成殿の庭署自ら祝板に諱を

天安元年、曆博士大春の誤を正して、五紀曆を用ふ。大春、曆を傳ふる。海安三年二月、渤海國使百四人、渤海國に著す。天變地異多きを以て京畿七道の神に祀るもの二百六十七。三月上大僧都眞雅、上奏して僧侶をして文章を學ばしめんことを請ふ。之を

の太平と、夷狄の文化とは、漸々此制度を崩壞せしめ、今は上野・下野・二國の軍を出羽に出すこと一千六百にして、輜重擔夫二千餘人を要するに至り、軍隊遅々として進まず。加ふるに士卒多く戦に習はず、鼓聲を聞いて先づ走る者あり。人民又國守の政を便とせず。走つて陸奥に入る者あり。之が爲夷狄の勢猖獗にして制すべからず。陸奥軍士の押領使藤原梶長の如きは、未だ戦はざるに間道を求めて走るに至れり。若し夷狄の騷亂にして猶ほ人種の嫉惡の分子を有せしめば、容易に征服すべからざりしならんに、王化に浴するの夷狄ありて、朝廷の爲戦つて同族を被りしが爲、大事に至らずして其降服を見たりと雖も、兵を動かす三千にして、猶ほ同族夷狄の力を藉らざれば夷ぐる能はざりしを見て、如何に朝廷武力の微弱なりしかを見るべきなり。況んや南海の賊未だ夷がず、新羅侵畔の説また傳へらる。基經か陽成帝を廢したる當時の形勢は斯の如くなりき。

宇多天皇自ら基經に謝す

陽成已に廢せらる。近親大臣、相會して、皇親に就きて天皇の候補を定めんとす。源融、自ら薦めて曰く、若し、皇親より求むと云はゞ、融の如きも亦其一人なりと。基經曰く、足下皇親と云ふと雖も、一旦姓を得て人臣たる者より天皇を出せし例ありやと。遂に融を排して仁明天皇の第三皇子、時康親王を立つ、之を光孝天皇とす。光孝天皇已に基經の力によりて立つ勢基經の機嫌を以て心とせざるべからず。是に於てか詔を發して奏すべき事、下すべき事、必ず先づ

藤原氏專制時代(上) 宇多天皇自ら基經に謝す

許す。三年四月改元して貞觀と云ふ。貞觀三年正月、渤海國使李正等一百五十人、隱岐國に著す。四年住世王等十五人平姓を賜はる。五年僧旻、備前、備中、備後、伊豫、淡路、讃岐、紀伊、土佐に命じて南海の賊の官物を掠奪するを撃たしむ。五年唐商李延孝等四十三人、九州に至ら、安置供給せしむ。九月山城葛野郡の人、圖書大允秦春風、但馬少目秦諸の長等、時原宿禰の姓を賜はる。秦始貞觀六年一月、延壽寺の座主彌仁、延壽寺の僧入、唐に入りて足跡散らかりしも也。二月、舊僧官は前位・法師位・大法師位・凡僧と問はず僧綱之を與ふるを以て更にして階級を附せん。法眼和上・法印大

和尚の三階を作り、法眼和上を僧都に充て、法橋上人を律師に充て、法印大和尚を僧正に充てしむ。

七年六月、民惡錢を挾棄するを禁ず、文字全からずとして取らざるもの十に二、三、輪郭缺くるありとなして集つるもの百に八九と不完なるを知るべきを以て其錢貨の不き全なるを知るべきなり。八年當時諸家諸人六月十二月に祓除神宴の事あり。上、結、歌、舞、人、主、人の、招、待、の、會、を、備、へ、り、臨、み、て、酒、を、飲、み、て、豪、家、を、怒、罵、する、と、問、は、ず、民、た、る、と、を、問、は、ず、

藤原氏專制時代(上) 宇多天皇自ら基經に謝す

大臣に諸稟すべく、朕將に垂拱して成を仰がんと云ふ。是より擧朝藤原氏を仰ぐこと、燕雀の蒼鷹に靡くが如し。源融、皇族を以て一代の大官たりしと雖も、優遊、和歌を樂しみて、河原左大臣の雅名あるのみ。本康親王、曩に兵部卿として兵權を掌り、尋で式部卿となりしと雖も、虛名あるのみ。共に迂闊にして基經の膽大心小なるに抗する能はず。基經は、朝野に蟠る大族の長たるが故に、專權なるのみならず、滿朝の大臣、其人物に於ても、碌々として基經に匹敵するに足るものなかりしなり。已にして光孝帝が病を以て崩せんとするや、基經また一旦源姓を得て臣下となりし定省親王を擁立せんと云ふ。親王は光孝の七皇子なり。光孝感泣して其恩を謝す。定省親王は即ち宇多天皇なり。此に至つて基經が源融の要求を排したる議論は、自ら打ち消されぬ。故に宇多の立つや、基經に勅して曰く、今日の事平安欣歡涯りなし、先に遺託の命あり、況んや朕已に孤子たるをや。教誨に従はんことを思ふのみ。卿若し辭する所あらば、小子世に住まず、政を聽かずして山に逃れんと。基經陳謝するや更に詔して曰く、卿は社稷の臣にして、朕のみの臣にあらず。宜く卿に委するに阿衡の任を以てすべしと。給ふに年官・年爵を以てして三后に准ずること、良房の故事の如くならしむ。其詔詞は橋廣相の撰する所なり。博士藤原佐世、基經に説きて曰く、卿、關白を已められしを知らざる乎。阿衡は空名にして、官職あるにあらず。天皇、卿に求むるに阿衡を以てするは、是れ卿をして空位に止

まらしめんとするものなりと。基經勃然として怒り、直ちに上書して曰く、阿衡の任、關白に比して如何なるを知らざるが故に、仍ほ持疑せること久し。伏して聞くに、左大臣明經博士等をして勸申せしめて言ふ、阿衡の任、典職なかるべきもの、其典職なかるべきを以て、阿衡の貴きたるを知ると。臣を以て比擬せんは、克く堪ふる所にあらず。分職なきに至つては、臣の願なりと。則ち參朝の要なしと厩馬を放つて市に出でしむ。天皇愕然、擧朝震驚、則ち宣命を發して其怒を解かんとして曰く、朕の本意は萬政を關白して、其輔導に頼らんと欲して、前詔を下せしなり。太政大臣は、今より以後衆務を輔け行ひ、百官を總べ給へ、奏すべき事、下すべき事、必ず先づ諸稟せよ、朕將に垂拱して成を仰がんと。罪を廣相に歸す。基經初めて釋然たり。是より天皇に説くに、其家に傳れる寶劍壺切の靈驗を以てし、暗に皇家傳來の草薙の劍に比せんとし、之より後、皇太子たるもの藤原氏の出ならざるべからず。藤原氏のため立てらるゝ皇太子は、心ず壺切の寶劍を有せざるべからざるに至りぬ。孝徳の時より君臣の分畫然として定まりしこそ幸なれ。若し前代の如く皇室の尊は、猶ほ一大種族の長たるに止まらしめば、藤原氏が天下の最大・最強、而して最も智慧ある大種族たる此の時に於ては、如何に危険なりしぞ。

宇多帝の賢明

天皇已に明に自から藤原氏の權を認む。是に於てか藤原氏の子弟驕慢、上命を尊ばず。

藤原氏專制時代(上) 宇多帝の賢明

十一月、太宰少貳藤原元利萬呂新羅と通じて叛せんとし、捕へらる。貞觀十三年八月、右大臣藤原氏宗、大參議南淵年名、大守人、官原是善、勸解由次官紀安雄等を奉る。貞觀式四十卷を奉る。陸奥の俘夷境に滿ち叛逆を事とす。國守上奏つて、國分寺に置きて其心を和がしめんとす。之を許す。十二月、太宰府奏請して、課丁に三段三百二十九歩の田を與へ、不課男仁壽二年已に班田に一段を與へ、女仁壽二年已に班田を故形勢一變此たるが故なり。更變之を班田あり、警備固あり、府備田あり。貞觀十七年二月、少僧都道昌死す。道昌の高徳は行基以後の一人たり。帝道君と問うて曰く、罪何れか重きやと

道昌答へて曰く、默然一座爲に危むるを問ふ。天皇其爲に數十一勝を作るに臣に至つては、然らず。山澤禁あり、容易に探るべからず。天皇是より遊獵を省く。五月下總の浮囚叛殺す。武藏常陸下野の諸國をして各三百人を發して之を鎮せしむ。出羽國言十一月、出羽國言ふ渡島の荒狄叛し、八十艘の舟に乗りて秋田飽海兩郡を屠す。二十一人を殺す。元慶元年正月、渤海の使者一百五人來る。二年三月、出羽の夷俘叛亂し、公私舎宅の燒殺多し。臣民の掠殺少くなく。官軍少ならず。陸奥上野下野に命じ、兵を發して之を夷げしむ。六月、小野春風をして陸奥鎮守府將軍となしむ。出羽國守らしむ。

藤原氏專制時代(上) 道眞斥けらる

に由りて之を觀れば、彼は朕の忠臣にあらず、新君の功臣乎。慎んで其功を忘るゝ勿れと。明に道眞を醍醐天皇に寄託し、時平と共に二人をして萬機を參決せしむ。是れ實に藤原氏專權以來、稀有のことなりき。

道眞斥けらる

然れども稀有の事は長く繼續すべからず。若し菅原氏にして一代文學の權を執るに止らしめば、一門の光寵長く維持せられしならんに、彼が醍醐天皇の時左大臣藤原時平と並びて右大臣となり以て實際の政治に容喙せしは、一大過失なりき。彼は文學に於て一代の宗たりしは疑ふべからずと雖も、其政治家としての經綸機智は、寧ろ缺乏して、其の政論奏議、多くは書卷的にして時務に切なるものあらざりき。社會は貧富の懸隔により、政權分配の不整備より、地方豪族の專權により、中央の顯官廷臣の貪濫により、財政の紊亂により、正しく一大變動の時機に近づき、此時勢に應ぜんがためには、正しく根本的大改革を要せぬ。然も彼の靜平溫和にして、書卷的なる氣質は、此の形勢を識認する能はず。而して其の學問はまづ彼を誘惑して、保守靜平を以て良政治家の能事なりと教ふるに十分なりき。此時に方つて藤原時平、名族を以て權柄を有し、年少氣鋭、功名に熱して改革を急ぐ。年少有爲の政治家を以て、調和安排の儒者と、袂を聯ねて廟上に周旋す。彼は才を負うて之を目して迂腐となし、此は學を恃みて、彼を以て輕躁となし、反目するは已むを得ざるの勢なりしなり。

り、且つそれ時平少年を以つて大柄を執り、事、專横に亘ること多く、また素行、修まらず。伯父國經を給きてその妻を奪ひたるが如き、倫常の念低き時代にありても其だ可とせられず。また其朝政を改革し、地方の豪族、國司を匡正せんとする意見、甚しく當時の官吏に是とせられず。社會はその缺點を見て、その多材を認むる能はず。之を菅原道眞の謹慎にして方正に、其意見の急激ならず、調和安排的にして、當時の社會を保守せんとするに比して、時平を非として道眞を是とする者多かりき。時平固より之を甘受する能はざるなり。加ふるに菅原氏、一儒家を以て、多くの藤原氏の少年者舊と超え、王親なる源氏の徒を超えて進む。二氏の徒之に平かならざりしも、また自然の勢なり。而して源氏の中、最も道眞に惡感を懷きしは源光なりき。故に道眞の位置は、正しく淳仁帝の朝に吉備眞備が、儒家を以て進みて、非藤原氏黨の同盟に入りしが如く、王安石の黨與宋朝に充滿せる時に於ける司馬溫公の如くなりき。やがて二人の上に落ち來れる排擠の運命は、彼の上に來らんとす。彼能くこれを知るがゆゑに、數ばその官位を辭したりき。しかも毎に宇多天皇の寵幸に惹かれて止りぬ。即ち止まると雖も、時平の專横、彼に一事を斷せしめず、毎々、支吾する所多かりき。是に於てか、宇多法皇、醍醐天皇と議して曰く、二人、一事に當る、利なくして弊多し、宜しく道眞に專斷せしむべしと。道眞之を辭す。辭すと雖も已に晩かりき。藤原源氏の聯合黨は、遂に道眞を以てその

藤原氏專制時代(上) 道眞斥けらる

藤原興世、飛騨を以て國守る、大國也。曰く、時平、制度の系統を匡さんとす。女婿齊世親王を立て、醍醐天皇を廢するの意ありと爲して、之を太宰權帥に貶し、この子弟を黨與、悉く刈り去られぬ。宇多法皇、變を聞き醍醐天皇を諫めんとして宮に入らんとす。藤原菅根門を閉ちて入れず。法皇、終日門前に坐し、遂に入を得ずして空しく宮に歸る。既にして源光、道眞に代つて右大臣となり、大政、時平に決す。

藤原氏專制時代(上) 時平、制度の系統を匡さんとす

此時に方つて醍醐僅に十七歳 時平既に藤原氏の長者たり、また萬機を總攬す。思うて施さざるなく、企て、行はざるなし。是に於てか、その平生の持論なる根本的改革の意見は實行せられたり。抑も當時の社會たる、班田の名ありて班田の實なく、人口増加するも、田園を有せざるの民多く、新に開墾せらるる所の田園、自然に皇親・王臣・豪族の手に入り、從つて租庸を納れざるの民多かりき。而して朝廷の費用年々に増加すれども、これに對する租税の増加するもの多からざるがゆゑに、民間の窮乏は即ち朝廷の窮乏となりたり。初め朝廷が官吏を養ふ所は、諸國の正税なりしに、此の如く養ふ所多くして供する所増さざるが故に、清和天皇の前後より、諸國の正税を取つて月俸とすることを廢し、別に諸司に分つて田園を以てし、その收入によりて衣食せしむるの制を定めぬ。是よりして田園の種類百端、所領萬種、紛然として治むべからず。神田・寺田・布薩戒本田・放生田・勅旨田・公廩田・御巫田・采女田・射田・健兒田・學校田・諸衛射田・左右馬寮田・飼戶田・勸學田・典藥寮田・節婦田・易田・職寫戶田・營力婦女田・憊獨田・船瀬功徳田・造船瀨田・賜急田は免租田たり。位田・職田・國造田・采女田・營力田・賜田は未だ受領者なき間は輸地子田たり。遙授の國司公廩田・没官田・出家得度田・逃亡除帳口分田・乘田も亦輸地子田たり。其他は悉く一段歩より二束三把(一斗一升)の租を輸せしむ。是に於てか、日本國中土地所有の權は事實に於て僅かに數千人の間に分たれたれば、大化革新の主眼たる郡縣の制全く顛覆して、小封建の姿となりぬ。之よりして中央の百官及び權門は直ちに國司に迫つて其租税を得んと欲し、國司・群司は上朝廷と、中百官・皇親と二重の主を戴くの姿あり。而して國司・郡司が人民に責むるや、人民はまた其の誅求に苦しむの餘、奇計案出して、皇親・王臣の名を藉りて、其田園の租税を免れんとす。是れより皇親・王臣の莊園と、豪族の私領と、國郡司の官田と、犬牙錯綜して統一する所なく、日本全國の地方制度全く根本より紊亂し唯だ皇親・王臣を代表する使者の權を弄して、國司と人民とを誅求するの聲徒に高く、故に人民已に皇家の命を奉ぜざるものあるに至る。寛平九年、山城賀茂祭に土人を擇んで騎兵たらしめんとするに、各々事を高家の使役に託して命を奉ぜざるに至りぬ。時平等思へらく、此等の政弊は其淵源する所、班田なくして不課戸多きと、皇親・王臣の專横にありと。是に於てか、班田を實行して、課戸を多くせしめ、皇親・王臣が、山澤の利を專にするを禁し、皇親・王臣が、百姓の田園を買ふと號して、奸

元慶三年六月、引上軍、藤原時平、大將たり。時平、制度の系統を匡さんとす。時平、制度の系統を匡さんとす。時平、制度の系統を匡さんとす。

藤原氏專制時代(上) 時平、制度の系統を匡さんとす

此の時、時平は、藤原氏の長者たり、また萬機を總攬す。思うて施さざるなく、企て、行はざるなし。是に於てか、その平生の持論なる根本的改革の意見は實行せられたり。抑も當時の社會たる、班田の名ありて班田の實なく、人口増加するも、田園を有せざるの民多く、新に開墾せらるる所の田園、自然に皇親・王臣・豪族の手に入り、從つて租庸を納れざるの民多かりき。而して朝廷の費用年々に増加すれども、これに對する租税の増加するもの多からざるがゆゑに、民間の窮乏は即ち朝廷の窮乏となりたり。初め朝廷が官吏を養ふ所は、諸國の正税なりしに、此の如く養ふ所多くして供する所増さざるが故に、清和天皇の前後より、諸國の正税を取つて月俸とすることを廢し、別に諸司に分つて田園を以てし、その收入によりて衣食せしむるの制を定めぬ。是よりして田園の種類百端、所領萬種、紛然として治むべからず。神田・寺田・布薩戒本田・放生田・勅旨田・公廩田・御巫田・采女田・射田・健兒田・學校田・諸衛射田・左右馬寮田・飼戶田・勸學田・典藥寮田・節婦田・易田・職寫戶田・營力婦女田・憊獨田・船瀬功徳田・造船瀨田・賜急田は免租田たり。位田・職田・國造田・采女田・營力田・賜田は未だ受領者なき間は輸地子田たり。遙授の國司公廩田・没官田・出家得度田・逃亡除帳口分田・乘田も亦輸地子田たり。其他は悉く一段歩より二束三把(一斗一升)の租を輸せしむ。是に於てか、日本國中土地所有の權は事實に於て僅かに數千人の間に分たれたれば、大化革新の主眼たる郡縣の制全く顛覆して、小封建の姿となりぬ。之よりして中央の百官及び權門は直ちに國司に迫つて其租税を得んと欲し、國司・群司は上朝廷と、中百官・皇親と二重の主を戴くの姿あり。而して國司・郡司が人民に責むるや、人民はまた其の誅求に苦しむの餘、奇計案出して、皇親・王臣の名を藉りて、其田園の租税を免れんとす。是れより皇親・王臣の莊園と、豪族の私領と、國郡司の官田と、犬牙錯綜して統一する所なく、日本全國の地方制度全く根本より紊亂し唯だ皇親・王臣を代表する使者の權を弄して、國司と人民とを誅求するの聲徒に高く、故に人民已に皇家の命を奉ぜざるものあるに至る。寛平九年、山城賀茂祭に土人を擇んで騎兵たらしめんとするに、各々事を高家の使役に託して命を奉ぜざるに至りぬ。時平等思へらく、此等の政弊は其淵源する所、班田なくして不課戸多きと、皇親・王臣の專横にありと。是に於てか、班田を實行して、課戸を多くせしめ、皇親・王臣が、山澤の利を專にするを禁し、皇親・王臣が、百姓の田園を買ふと號して、奸

帳三人、校尉七人、旅師十六人、兵士二百七十人、列士三百人、九月太宰府の庫物、五斤を官帳に記さしむる所也、當時に砂金一兩、十六屯に充て、一匹、四屯に充て、

藤原氏専制時代(上) 時平の人物及び政策

民と結託して租税を免れしむるを禁じ、百姓が、皇親・王臣の庄家と號して、其私稻を積みて租税を免るゝを禁じ、粗悪なる粗庸を精巧ならしめ、嚴罰を以て其制裁となし、以て實行を期せぬ。然れども歴代の積弊、一朝に改易すべからざるや、猶ほ前代の禁令の行はれざるが如く、時平秋霜烈日の威を以てせるも、大半徒法に屬して、世は皇親・王臣と、國司・郡司と、相争ふの衢となり、後來守護・地頭の争も亦遠く此に胚胎す。

時平の人物及び政策

斯の如く改革は寧ろ成功と云ふべからず。然れども時平は藤原氏列世の政治家中最も才幹あり、最も有爲の志を抱きたる一人たるを失せず、大鏡の記者が彼を評して、容儀俊邁にして賢才あり、日本の鎮固として餘りありしと云へるも決して諛評にあらず。自然は彼を英雄に作らんとして、過つて重厚沈深の質を與へざりしのみ。當時風俗奢侈に流れて禁を犯す者多く、醍醐天皇大に之を憂ふ。時平亦之が驕奢を矯めんとして策なきに苦しみ、醍醐帝と密に謀り、自ら美服揚々として參朝し。醍醐其の驕奢を責むるや、恐惶して退く。是より朝臣相傳へて時平の權すらも、猶ほ斯の如しとなして一時相戒めたりき。好し、その戒飭は長く繼續せられざりしと雖も、好し、その爲さんと欲する所は、過てりと雖も、彼の憂ふる所は正鵠を得たるものなりき。凡そ聖武・孝謙兩帝以後、朝廷佛教に迷うて國費を盡くして、之に奉事すと雖も、費す所は、佛像・寺院に多くして、生活に少く、朝

四年五月、西國流言、少上守左近衛少將、下向せしむるに、貞行、十二月、清和天皇、上皇崩す。女色に遠、かり、佛地を巡り、酒、二日、佛を斷ち、三、日、佛を斷ち、四、日、佛を斷ち、五、日、佛を斷ち、六、日、佛を斷ち、七、日、佛を斷ち、八、日、佛を斷ち、九、日、佛を斷ち、十、日、佛を斷ち、十一、日、佛を斷ち、十二、日、佛を斷ち、十三、日、佛を斷ち、十四、日、佛を斷ち、十五、日、佛を斷ち、十六、日、佛を斷ち、十七、日、佛を斷ち、十八、日、佛を斷ち、十九、日、佛を斷ち、二十、日、佛を斷ち、二十一、日、佛を斷ち、二十二、日、佛を斷ち、二十三、日、佛を斷ち、二十四、日、佛を斷ち、二十五、日、佛を斷ち、二十六、日、佛を斷ち、二十七、日、佛を斷ち、二十八、日、佛を斷ち、二十九、日、佛を斷ち、三十、日、佛を斷ち、三十一、日、佛を斷ち、三十二、日、佛を斷ち、三十三、日、佛を斷ち、三十四、日、佛を斷ち、三十五、日、佛を斷ち、三十六、日、佛を斷ち、三十七、日、佛を斷ち、三十八、日、佛を斷ち、三十九、日、佛を斷ち、四十、日、佛を斷ち、四十一、日、佛を斷ち、四十二、日、佛を斷ち、四十三、日、佛を斷ち、四十四、日、佛を斷ち、四十五、日、佛を斷ち、四十六、日、佛を斷ち、四十七、日、佛を斷ち、四十八、日、佛を斷ち、四十九、日、佛を斷ち、五十、日、佛を斷ち、五十一、日、佛を斷ち、五十二、日、佛を斷ち、五十三、日、佛を斷ち、五十四、日、佛を斷ち、五十五、日、佛を斷ち、五十六、日、佛を斷ち、五十七、日、佛を斷ち、五十八、日、佛を斷ち、五十九、日、佛を斷ち、六十、日、佛を斷ち、六十一、日、佛を斷ち、六十二、日、佛を斷ち、六十三、日、佛を斷ち、六十四、日、佛を斷ち、六十五、日、佛を斷ち、六十六、日、佛を斷ち、六十七、日、佛を斷ち、六十八、日、佛を斷ち、六十九、日、佛を斷ち、七十、日、佛を斷ち、七十一、日、佛を斷ち、七十二、日、佛を斷ち、七十三、日、佛を斷ち、七十四、日、佛を斷ち、七十五、日、佛を斷ち、七十六、日、佛を斷ち、七十七、日、佛を斷ち、七十八、日、佛を斷ち、七十九、日、佛を斷ち、八十、日、佛を斷ち、八十一、日、佛を斷ち、八十二、日、佛を斷ち、八十三、日、佛を斷ち、八十四、日、佛を斷ち、八十五、日、佛を斷ち、八十六、日、佛を斷ち、八十七、日、佛を斷ち、八十八、日、佛を斷ち、八十九、日、佛を斷ち、九十、日、佛を斷ち、九十一、日、佛を斷ち、九十二、日、佛を斷ち、九十三、日、佛を斷ち、九十四、日、佛を斷ち、九十五、日、佛を斷ち、九十六、日、佛を斷ち、九十七、日、佛を斷ち、九十八、日、佛を斷ち、九十九、日、佛を斷ち、一百、日、佛を斷ち、

延の生活、當時の國民に比して驕奢なりしも、猶ほ上代質朴の風を存じ、其食は朝夕二回なり。其朝臣に賜はる所は錢なり。綿布なり。其行樂は歌垣なり。謎語なり。朝臣の帝室に上る所は薪なり。一地方の土毛なり。即ち仁明の驕奢を経て、清和・陽成兩帝の世に至つても、其佛寺に奉ずる所前日より多きも、王公は猶ほ絹の衫、綿の袴を用ひたるに、醍醐帝の時に至りては、諸司史生すらも、傲然緋の衫に絹の袴を着くるに至り、左大臣源融の如きは、毎月二十石の潮水を攝州尼ヶ崎より、平安六條河原の邸に運ばしめ、之を煮て陸奥鹽竈の自然に模し。驕奢の風、一代を靡かしむ。是よりして天下の疲弊、ますます甚し。天平神護年中、吉備眞備、備中下道郡瀨磨の郷を檢して、課丁一千九百餘人と注したるに、貞觀の卯年、藤原保則、國守となりて之を檢するに及びて課丁七十餘人に減じ、延喜の年、藤原公利、國司たるに及び、一郷の中、一人の課丁を見ざるに至りぬ。天平神護より延喜に至る凡そ一百四十年、其間公民離散し若しくは豪族の奴婢となりて權利を捨てて義務を免るゝこと斯の如し。時平が其策を過らしにせよ、其根本を斷ぜんとしたるもの良に故あるなり。不幸にして時平の改革全く行れず病を得て薨せしかば、時平の峻嚴を喜ばずして、道眞の保守安排なるを喜ぶ所の時人は、以て道眞の祟となす。而して無能糶稜なる藤原忠平、時平に代るに至つて朝臣の驕奢無規律更に甚しきを加へぬ。

藤原氏専制時代(上) 時平の人物及び政策

奥の蝦夷の譯語に外從五位下、物部斯波連永野に外從五位を授く。東北の民譯語者によりて京に通ぜしを見るべし。
 十月民、西、紅花交染支子の色を着くるを禁ず其色淺黄丹に涉るを以て也。
 六月正月、天皇元服を加ふ、太政大臣藤原基經再拜膝行跪いて天皇に冠を加へ膝行して其座に歸り大納言左近衛大將源多藤行して天皇の鬢を理む。同日勸學院にある藤原氏の小兒高き四尺五寸以上の者十餘人に元服を加へしむ。
 八月日本紀の竟を讀く、日本紀中、聖德天皇、有名諸臣を題として歌を作らしむ。是れより史題の和歌起る。
 七月二月、上總介藤原正範上奏して曰く市原郡の浮囚四十餘人、叛亂して官物を奪うて人民を殺略す諸郡の兵千人を發して之を討ちしに民家を燒きて山に入る。謂ふ諸國の兵數千人を發して之を夷げんと、官許さず以て當時浮囚の力大にして、國司の膽小なりしを見るべし。現に奈良の正倉院には其の紙屑の溶解せずして殘るあり其材料たる石の存するあり。時平は月夜に影射したるものなりと云ふ。
 仁和元年閏三月左右京五畿七道に命じ四月二十六日仁王會に、朝夕二時仁王經を轉讀し、同日國司は郡司百姓々率ひ潔齋戒慎して至心之を修せしめ、同日殺生を禁斷せしむ。
 仁和二年七月、律師法橋上人隆海寂す、學識信仰一世に高し。死する時、薪を積み身を焚きて死す。
 仁平元年八月、宮中數ば怪事あり妖言行はる、もの三十六種。
 此外池澤修理、救急料、國分寺料、寺社學校料等の雜稻あり、公麻費に用ふるもの一千七百十餘萬束、之を出して民より收むる所の利稻は十分の五也。
 二年正月三種神器の一なる鏡を温明殿に祭る、日に象る也。内侍所祭之より初まる。
 京畿の民、京外に出で浮浪となり、土民と婚し、兇黨相招き、國吏と對悍し、細民々脅かすを以て嚴に之を禁ず。
 四年五月、菅原道真類聚國史を撰上す。上は日本紀より下は三代實錄に及ぶ。
 六年七月在唐僧中羅來寇す。
 九年七月在唐僧中羅來寇す。
 十二月、渤海客徒百五人伯耆に着す。
 昌泰二年七月、昌泰元年と改元す。
 昌泰四年七月、昌泰元年と改元す。
 延喜元年八月、左大臣藤原時平等、三代實錄五十卷及び延喜格十卷を上る。
 延喜元年七月、延喜元年と改元す。
 二年御書所預紀貫之古今和歌集二十卷を上る。
 二十一年十月、大僧都觀賢の上奏により、空海に弘法大師の號を諡る、少納言平惟扶をして、勅書を奉じて、紀伊金剛峯寺等に到らしむ。
 六年六月少内記小野道風をして漢朝以來の賢君名臣の德行を清涼殿南廂粉壁に書せしむ。

第十五章 藤原氏專制時代(下) (神武紀元一千五百九十年より一千年六百八十年至る)

貴族の軟弱迷信

忠平は、時平・仲平と共に基經の子にして、世に三平と稱せらるゝと雖も、氣象全く時平に似ず。彼の時に至りて藤原氏は政治家の資格を失して、全く宮中の狡兒となり、劍を案じて帝と争ひし百川等の氣概は失せぬ。忠平優柔にして姑息、唯だ能くする所は畫のみ。曾て、杜鵑を扇に畫きたるに、扇を開くごとに、杜鵑、聲を發したりと云はる。以て其豪健の氣象を失して、宮人的修練の熟達したるを見るべし。朝廷に落雷するや、忠平曰く、我は佛を信じて頼みしが故に、死靈を恐れずと。忠平其兄仲平に先つて左大臣 なるや仲平慚憤に堪へざりしが、已にして忠平、太政大臣となりて、仲平、左大臣となるや、狂喜して歌うて曰く、「晚くとくつひにささぬる梅の花誰がうゑあさしたねにかあるらん」と。やがて梅花をかざして忠平を訪ふ。以てその獵職の外に念慮なかりしを見るべし。また時平の子保忠は音楽に達し其外出するごとに餅を焼き之を懷にして暖を取り、稍冷ゆれば之を從者に分與して以て榮華となす。其弟敦忠、また管絃の妙手にして、風流一代に冠たり。斯の如く藤原氏は時平を最後として、餘は悉く一個風流の宮人と化しぬ。而して當時の陰陽談、佛説に迷う

て物の祟、死靈、生靈の談を信ぜしかば、悉く神經質にして、多少の狂疾を有するに至りしが、之に加ふるに、驕奢淫蕩は、その生命を短からしめ、多くは三十より四十歳にして死せしかば、物怪を信ずる時人は、以て道眞の靈の爲す所となす。茲に於てか醍醐帝も遂にまた此の信仰に同じく、不豫となりぬ。是より宮中、道眞の靈を恐れ、皇太子寬明親王の如きは、生れてより三年の間、一日も日光を見せしめず、日夜、帳内に火を點じて、衛士をして徹宵守護せしむるに至る。是れ獨り宮廷貴族のみの迷信にあらず。當時の佛教は已に神道を呑み盡くし、更に陰陽道を呑み、道家を呑み、日本古來の傳説を呑み、あらゆる信仰、あらゆる神學を呑み盡くして、以て其大を爲し、佛道渡來以前より偏頗の民間に行はれ、當然佛教の爲に破滅せらるべき淫祀惑信も、名を佛教に託して復活し、人の運命を司るの星ありとなされ、天子山陵を拜するの禮、また一變して四方を拜するの風となり、害氣人界にありて萬惡の本を爲すと信ぜられ、旅行婚嫁に吉凶の日ありと爲され、居住轉移に吉凶の方ありとなされ、竈に神あり、火に神あり、一切萬事皆迷信の侵略を受けざるはなく、斷見卓絶の徒にあらずんば此迷信の外に立つ能はざりしが故なり。

藤原純友叛す

已にして醍醐天皇、三十四年にして、八歳の皇太子に位を禪る、之を朱雀天皇とす。左大臣藤原忠平攝政たり。歴代の驕奢と紀綱の廢弛とは、優柔なる忠平の攝政の下に於て愈甚しく、

*朱雀天皇諱は寬明母は基經の女程子醍醐天皇位を朱雀

天皇に譲りて間もなく崩す、壽四十八、元慶十年四月、改元して天曆と云ふ、行し右近衛京師にに入りて人物を掠取し或は殿上に出入す、三年六月、諸衛舍人、數百人散じて、群盜となり院の御厨の預、中務丞佐助の宅に亂入す。

天曆三年空也寂す六波羅密寺の開山なり、九年三月菅原道眞を祭つて天滿天神とす、天曆十一年十月、改元して天徳と云ふ、吳越王錢俶書を相府に寄せ黄金を贈りて釋書を求む、四年九月内裏炎上

承平三年、京師に盜賊起るあり、四年、宇多天皇以來の南海の盜賊、益猖獗す。此時に方つて創世以來の大族多く衰滅して存せず。其存するものは、僅に一藝一能を以て、朝廷に仕ふるのみ。滿朝悉く是れ藤原氏にして、皇室より新に分派せられたる平氏・源氏の如きも、また地方に出で、采邑を求むるの已むを得ざるに至れり。之と共に藤原氏また其の同族間の軋轢を生ずるに至りしかば、其志を得ざるものは、また地方に出で、豪族と結託して、以て爲すあらんとするの志を生じ、地方の豪族も、また漸く力を得、京官・大姓と結託して、爲すあらんとするの時なりしかば、正に是れ天下大亂の兆、歴々として見るべきものありき。時に平將門なるものあり。上總介、平高望の子にして、桓武天皇五世の孫なりと雖も、一家世々坂東にありて、北人の剛健質朴の風に習ふを以て、大和朝廷優柔の風なく、純乎たる坂東武士の如くなりき。彼、長安の少年が執金吾を希ふが如く、少年武士の習として檢非違使となりて、平安京に揚々たらんと欲して、藤原忠平に乞ふ。忠平之を許さず。是に於てか不平鬱勃、藤原純友と相前後して叛を謀る。純友は冬嗣の子長良の曾孫にして其祖父遠經は基經と兄弟なり。其性頗る狼戾にして其行繩憲を逸す。而も政權獨り基經の子孫に歸して、朝廷の信任遂に其家に来らざるを憤り、浪遊高歌、その憤懣を洩さんとして、遂に將門と相得たり。將門一日純友と比叡山に登りて皇居を俯瞰して曰く、盛なる哉皇居、我は平氏たり、以て天子たるべし。

寶器文書多く焼失す平安遷都以來ありに燒く然れども形質變ぜざりき應和とす五年二月改元して康保元年十月左近陣座にて一種物あり一種物とて公卿各々魚鳥の味珍一兩種を中重に調備し共進するを云ふ男子の踏歌漸く盛なり

藤原氏專制時代(下) 藤原純友叛す

子は藤原たり、以て關白たるべしと。遂に相約して東西に兵を擧げんとす。承平年中、南海海賊あり。朝廷、紀淑人を伊豫守とし、之を追捕せしむ。純友亦伊豫の掾として追捕の事を行ふ。賊淑人の威に服し衆を率ゐて降る。已にして任滿つるも純友歸らずして、南海の人心を得んことを勉む。南海は日本最古の文明に與つて力ある土地の一なり。其地燧灘と硫黄灘とを隔て、中國と相對し、中間、數百の島嶼を挟み、また豊後海峡を隔て、九州と相對するがため、海潮によりて來りし日本建國の人種は、九州中國に上りしが如くに、また此地にも上りき。而して四面皆海にあるがため、其航海の術最も發達せぬ。故に古來九州と相通するを以て國安に害ありとして之が交通を禁じたることありき。其民已に航海に達す。故に海賊もまた多く此地に出づ。西國の海賊は東國に於る武士の如く朝廷の政令地方に洽からず、國司の力微弱なるに乗じ瀬戸内海の島嶼に據りて横暴を逞しうせし輩なり。されば朝廷、中國の水軍を發して之を征伐せしめしことありしも、賊軍の跡、出沒して定まらざるがため、容易に之を服すること能はず。唯だ一時他に轉ずれば、則ち征服として凱旋するの外なかりき。是に於て純友最も大和朝廷の此の弱點を知りて、深く此海賊に結託し、遂に根據を伊豫の日振島に定め、千有餘艘の舟を集めて、往來の船を掠めて、官物を奪ひ、遙に周防の海を制して、太宰府に迫りしかば、志を得ざる海人多く之につきて、海路之がために斷絶す。純友、また間諜を遣はし、火を京師

に放ち、人心を惶惑せしむ。是れ實に古今未だ曾てあらざるの大變なりき。天慶二年朝廷純友に從五位下を授けて安撫せんとす。純友倭めずして狂悖日に甚し。則ち平人と雖も賊將を殺さば、五位以上を授け功田を與ふるの令を出す。

平の將門叛す

此報を聞くや、將門また兵を北方に擧げて叛す。是より先き將門、婦女を争うて數ば其同族と戦ふ。近隣皆其聲威に服し、敢て抵抗するものなし。已にして朝廷が征伐の令を出さんとするや、自ら馳せて京に上りて辯疏し許されて歸る。此に至つて武藏權守興世王、將門に説きて曰く、一州を取るもまた誅せらるべし、八州を取るもまた誅せらるべし、誅は一のみ、何ぞ天下を取らざると。將門之に同じ遂に武藏・常陸・上總・下總・相模を侵略して、偽宮を下總猿島に建て、自ら新皇と稱して文武百官を設く。缺く所は一の曆博士のみ。上野守藤原尙範・下野守藤原弘雅を追つて信濃に入らんとす。警報、日夜京都に達すること、櫛の齒を引くが如し。舉朝震驚、天慶三年正月、意を決して追討を始む。參議右衛門督藤原忠文、征東大將軍たり、刑部大輔藤原忠舒東海道追捕使たり。從五位下小野維幹東山道追捕使たり。右近衛少將小野好古山陽道追捕使たり。官符を發して兵を募る。已にして駿河また群賊あり。官符を奪ひ關を破る。幸にして將門は關東に多く家子郎黨を有する六孫王經基と隙あり。また關東に於ける同族と相戦ひたるが爲に、同族皆之を亡ぼして報いんとす。中に

藤原氏專制時代(下) 平の將門叛す

忠文等々々陣中詩歌を弄す、其清見關を過ぐるや軍監詩を吟じて曰く鶴舟火影寒燒浪、一陸款賞す

最も憤恨せるは、將門の從兄平貞盛にして、其の父國香が將門の爲に殺されたるの故を以て、將門と並び立たざらんとし、數は戰つて數は敗れ、猶ほ日夜に其隙を窺ふ。時に下野押領使、藤原秀郷、將門に應じて、其營に至り、其舉動の輕卒なるを見て、歸つて之に叛き、貞盛と力を併せ、隙を窺つて之を攻む。將門遂に流矢に中つて死し、全軍潰奔し、忠文等手を空くして歸る。朝廷猶ほ其勞を慰めんとするや、大納言藤原實賴之を遮りしかば、忠文之を怨み遂に病を得て卒す。將門已に亡びて純友孤立す。是に於てか小野好古・源經基等進んで之を攻む。先鋒讚岐介藤原國風、最も能く戰ふ。純友利あらずして退き、行くく安藝・周防を掠めて、太宰府に至る。好古之を追つて博多に戰うて之を破る。純友また狼狽して伊豫に歸るや、伊豫の警固使、橋遠保迎へ撃つて之を捕斬す。斯の如くして古今の大亂は一時平定するを得たりき。然れども、此の大亂の結果は、朝廷を弱むること絶大にして、歴代の驕奢によりて已に乏しかりし府庫は、更に空しく、國民に向つて一層の誅求を爲し、租税のみにても一躍して七公・三民となり、租税以外の徵發之に適ふ。之がため民心朝廷に離れ、而して征戰のため武士の實力愈發達したるに引代へて、朝廷、一時の少康によりて、愈文弱宴安の淵に沈み、佛に依するの外なく、朱雀、十七年の治世の後、位を同母弟村上天皇に傳ふる頃に至つて、文弱浮華の俗その頂上に達せぬ。村上天帝の世は天曆・天徳・應和・康保を通じて、二十一年にして、後世、醍醐帝

の延喜年間と、村上天帝の天曆とを併せて、延喜・天曆の聖世と稱し、古今其理想的治世と爲す。然れども其實は治世にあらずして、混亂に趨きつゝあり。唯だ其の貴族社會の社交の隆、文學の盛なるがために眩惑して之を言ふのみ。

和文の發達

萬葉集以後、魏晉の文字、波濤の如く、貴族社會を襲ひたるがため、朝廷の詔勅・公文、多く四六の漢文を用ひ、學者靡然として漢文に傾き、歌咏嗟嘆、又皆漢詩を用ひ、六朝の風ありき。之がため、和歌一旦、衰へたりと雖も、漢文は猶ほ我が國語にあらざるがため、學者苦心經營を極むるも、猶ほ其の思ふが如く、自由自在に漢文もて發表する能はざるを苦しむを免れず。清和・陽成帝の頃より韓愈によりて唱へられたる古文、平易自由なる白居易の詩、漸く學者の知る所となりしも、猶ほ黃口之を學び、白首猶ほ苦しむを免れず。加ふるに天寶の亂、唐朝其の政綱を失して、旅行の安全なく、海上風波の難、また安逸に慣れたる我が貴族の子弟を恐れしめしより、年々李唐との交通を減じ、唯だ吳・越沿岸の商人、僧侶の交通のみ多かりしかば、自然に李唐文學の影響を減じたり。此の如き内外の形勢よりして、漢字に假名を交ふる所の和文なるもの起りぬ。是れ吉備眞備の製作と傳へられたる假名文字の行はれしより、略ぼ八十年なり。空海が撰定せしと傳へられたる平假名なるもの興つて大に力ありしが、是に於てか建國以來一千五百年、國民文學の基礎初めて起る。是れ實に日本文明の

性質を説明するに足る一大顕象にして、南人の齎らしたる聲音文字なる假名と、大陸人種の齎らしたる象形文字との調和は、即ち南人の文明と、支那の文明とを全く融和混濁するに至りしなり。

平安時代の和歌

而して此國民文學は、思想發表の自由を學者に與へたるがため、最も先づ此の恩澤を受けしものは、當時の學者なる歌人にして、醍醐帝前後の作者は、在原業平・凡河内躬恒・紀貫之・紀友則・壬生忠岑・藤原敏行・坂上是則・小野小町・僧遍昭・文室康秀・婦人伊勢・僧喜撰・大友黒主等にして醍醐帝の時、學者最も多く、紀貫之の如きは假名、漢字、混交の和文を以て、土佐往返の日記を作り、更に勅を奉じて古今和歌集なるものを撰定し、その序文また和文に成る。是れ平安城に都を定められし以來、醍醐帝に至る作家を網羅せるものにして、之れより一代の文運、鬱然として盛なり。古今和歌集の風調、清麗にして優雅、萬葉集の雄渾、自然を缺くといへども、猶ほ輕浮巧緻の弊に陥らず。其格調、思想、萬葉の終末に優るあるも、劣らざるものあり。故に概して之を言へば、萬葉集は支那漢魏の古詩の如くして、古今はそれ六朝の終り初唐の詩の如くなる乎。村上帝の朝に至りては、君主更に醍醐帝よりも、文學を好み、宴遊詩會を催し、朝廷の上に、詩文を論ずるに至り、文人の寵幸古今比なし。文章博士橋直幹が、上書して其官職の卑きを嗟きて、偏頗なりとするや、一たびは怒るも、猶ほ其文を愛して一兩年の後式部大輔たらしめ、山城守小野の道風が、其名李唐に聞えて其官

山城守に止るべからざるを主張して、近江守を兼攝せんことを乞ふや、また之を許し、また冷泉院に行幸せる時、文人を召して題を賜ひ、菅原文時をして之が序を作らしむ。時過ぎて序成らず、乘輿已に還らんとするとき序成るや、帝人をして之を讀ましめ、駕を止めて之を聞き、その文を賞して再び筵を開きたりき。また延喜の盛世と名を競はんがため、源順・大中臣能宣・清原元輔・紀時文・坂上望城五人をして、後撰和歌集を撰ばしむ。時人、其五人が出仕せる禁中曹司の名によりて、之を梨壺の五歌仙と云ふ。文人の相標旗するもの、靡然として風を爲す。然れども格調思想、已に下つて晚唐の風あるを免れず。

社交の發達、風流の進歩

斯の如き文學の發達はまた實に社交の發達の爲に促され、更に社交の發達を促せり。社交の發達は、宇多に至つて漸く盛に、或は期節の會あり、或は神事の會あり、或は詩文の會あり。詩文の會には天皇自ら發題して「牛女に代つて曉更を惜む」の題を提出するに至り、宮人と官吏との交通は、社交を名として、頻繁として起り、謹慎の名ある菅原道真の如きも、また此行樂と喜ぶの一人にして、宮人宴を賜うて粧を催すの序を作つて、これを辯護す。曰く「我后偏に内寵を專にすと云ふものあらん、故に聊文章を假つて史記に備ふ」と。宇多天皇の中宮、藤原温子また社交を好み、朝廷の外別に堀河院に男女を會し、男女の席を分つて對坐せしめて歌を聞はし、之を名けて

歌合と云ふ。宇多、また親しく之に臨む。之より靡然として風を爲し、風流、駸々として進み、皇子、王孫・宮人・妃妾、競うて歌合を起し、男女、曉の早さを恨むに至り、甚しきは宇多萬乗の尊を以て妓女玉淵を招きて堂に上らしむるに至る。而して此風醍醐・朱雀・村上の頃に至つて最も盛にして、名族が、管絃・繪畫を以て進みあり。堂々たる丈夫、相競うて、笙・箏・吹笛・踏歌を學ぶあり、變じて後宮の寵争、宮廷の陰謀となる。村上、藤原師尹の女、女御芳子を寵す。風姿艶麗、長髮地に垂るること數尺、一代の美人たり。皇后の同母妹登子あり、村上の兄重明親王の繼室たり。姉妹の故を以て宮中に出入するや、村上帝之を悦び、遂に皇后の許諾を得て之を寵す。已にして皇后寵衰へて崩するや、登子を入れて尙侍とし、歡狎比なく、宮人多く之を憤るに至る。而して斯の如き華奢なる生活も、財用なくしては維持すべからざるが爲、朝廷益官を賣りて財を收むるに至れり。右少辨菅原文時、封事を上つて之を難するや、大臣奏疏に接して愧色ありと雖も、遂に改むる能はず。延喜・天曆の世は斯の如くなりしなり。然も文士は、其文學の盛なるを喜びて泰平を頌し、其行樂の深きを喜びて、其の盛世を歌ひ、延喜・天曆は古今の聖世と稱せられぬ。而して光耀・文華・行樂の後は、動亂の兆已に存し、醍醐去つて延喜の後には、天慶の亂あり。村上に至つては、天慶の亂を経て、稍々治平なりしが如しと雖も、朝綱の弛緩前代より甚しく、祿を諸衛の舍人に與ふる能はざるがため、數百の舍人、

散じて、強盜となりて、高官・大族を襲ふあり。京師騒然たり。是より朝權衰微、武臣權を專にするの勢を生ず。事實に於ては、兩朝は必ずしも文人の云ふが如き聖世にはあらざりしなり。

安和二年、東大寺興福寺と相争うて餘を争ふにあり。

亂離の兆村上の時に現はる

是より以往、朝權日に衰へ、藤原氏また皇室の後を追うて榮華・文弱に陥る。而も此時、藤原氏は已に殆ど人臣にあらず。皇室の外、別に一の「朝」を立てたるが如き勢あり。法令の文、王氏・藤氏と併稱して、他姓に分ち、また彈正臺は太政大臣を彈する能はずとなし、天子の神聖を以て之に比擬す。彼等名は固より大臣たり、參議たり。然れども其大臣・參議は必しも天皇の承諾を俟つて後に成るものにあらず。殆んど其族長は必ず太政大臣たり、攝政たり、關白たるが如く、その宗族は必ず右大臣となり、參議となり、大納言たるが如く、其子女は必ず皇后・女御となり、其子女の所出は必ず皇帝たるが如く、彼等自ら天皇と稱せざるも、天皇を左右し、廢立し、製作するの權あり。村上以前にありては、藤原氏の專權と雖も、猶ほ三公を一門に私せず。然るに朱雀天皇の朝に至りては、忠平、太政大臣となりて、二子實賴・師輔左右大臣たり。一門一時に三公を出す。陽成上皇の疾を禱らんがために、三十人の僧を度せしめたる村上は、忠平の疾を禱らんがため、五十人の僧を度せんとするに至る。蓋し村上は庸主にあらず、其文學と讀書と、其善良温厚の資質とは、村上をして賢君たらしめんと欲せしめぬ。故に其言ふ所、皆温平として賢君の風あり。曾て侍臣に問うて曰く、

天延元年四月、源仲盛、前守源清、放つ、餘燭三百餘、家及び、宣旨あ、り武藝の侍を集め、二年二月内大臣兼通を太政大臣とし、三月萬機を關白せ

しめ内舍人、近衛兵仗を給ふ。五月、下舍人以上東帯を着け大狼米を下さざるを許さず、平親王を陽明門に立て、弓箭を着けて平親王を命じて、在京司を命ず。天延四年十月、改元して貞元とす。

天元六年四月改元して永觀元年とす。永觀元年、檢非違使に命じ、檢非違内、弓箭兵仗を帶するもの多し。火災多し。此輩の爲す所なるが故也。二年、醫博士丹岐康賴、心方三十六卷を撰す。

藤原氏專制時代(下) 源高明、滿仲等廢立を謀る

外間、朕を以て如何なる主と爲す乎と。侍臣、寛を以て對ふるや、則ち喜んで曰く、是れ朕の志す所なり。朕若し嚴酷ならば、民、命に堪へざるべしと。また紫宸殿にあり。老吏を召して問うて曰く、當今の政、延喜に比して如何と。老吏曰く、方今太平、臣何をか言はん、唯だ主殿寮多く松明を進め、率分堂に草生することあるのみと。意蓋し繁梅の政、歳貢少なきを言ふなり。村上天皇之を聞き愧色あり。蓋し村上天皇は其志望に於ては、賢君たらんと欲したりしなり。併も寛和は、凡ての時に於て、賢君を作るものにあらざるに、最も秋霜烈日の志を以て、一世を振肅する君主を要する時に於て、村上天皇は寛和を主としたり。嘉言好語は必ずしも民生を救ふものにあらざるに、最も浮辭に富み、最も實行を缺ける時に於て、朝廷は言語に富みたれども、百難を排して斷行するの意志を缺きたりき。故に此時代の言語を取つて之を見れば、古今の理想的聖代たるの觀あり。其實に就きて之を見れば、最も變亂に傾ける時代なりき。

源高明、滿仲等廢立を謀る

然れども村上天皇は猶ほ自家の意志を有し、之を行ふ能はざるも、猶ほ善を善とするの君主なりき。然るに其風流華奢の生活のため、在位二十二年にして崩じ、第二子、憲平位に即く。之を冷泉天皇とす。早く已に痼疾を有し、皇后姫妃敢て近かず。神璽の函を開きて之を見、藏人兼家のために奪はるゝに至る。故に親しく政治を覽る能はず、藤原實賴太政大臣として機務を關

白するや、政弊更に甚し。實賴は父忠平に代つて太政大臣たりしなり。其弟、師尹また右大臣となる。一門已に二大臣を出すも、猶ほ一の源氏、高明が左大臣たるを傍觀する能はずして、陰謀を行ふ。爲平親王なるものあり。冷泉天皇の皇弟にして、早く政局に當る。中外皆思へらく、冷泉の痼疾長く位に在らざるべし、早晚皇位を爲平親王に譲らるべしと。權勢多く其門に集まらんとす。然れども親王婚を源高明の女に通ずるの故を以て、實賴之を忌み、村上天皇の志に違ひ、守平親王を立て冷泉天皇の皇太弟となす。是れ明に源高明を侮蔑したるものなり。是に於てか高明憤怨、時を俟つて報復せん。左馬頭源滿仲、武幹勇膽あり。其父六孫王經基が鎮守府將軍陸奥守として北方に屯在せるより、久しく北人の心を得たり。高明の藤原氏と好からざるを見て、相共に結託し、中務少輔橋繁延・前相模介藤原千晴・僧蓮茂等と共に、爲平親王を奉じて、坂東に奔つて亂を起さんと謀る。已にして滿仲、高明の第に於て繁延と相撲して、其面を傷けられしより、憤怒の情に堪へず、右大臣師尹に至つて、高明以下の密謀を暴露す。朝廷諸門を鎖し、出入を禁じ、滿仲弟檢非違使源滿季等をして、高明を執へしめ、貶して太宰權帥となし、悉く其黨與を流竄す。是に於てか師尹左大臣となり、藤原在衡右大臣となり、三公また藤原氏の手に歸す。而して滿仲、功を以て賞を受く。滿仲は即ち多田の滿仲にして坂東諸源の祖なり。彼の父經基、始めは將門等と往來して、後、その叛を告

藤原氏專制時代(下) 源高明、滿仲等廢立を謀る

頼忠を關白とし、兼家に謀叛の名を附し、貶して治部卿とし、藤原濟時を以て右近衛の大將とす。斯の如くして兼通死せぬ。兼通は獨り政治上に於て他を排するのみならず、其の女嬪子も、また宮中にありて權を専らにするがため、他の婦人を納るゝ能はざりき。然れども兼通已に死して嬪子の權また衰ふるを以て、兼家の女詮子を納れて女御とす。此時兼家は右大臣にして、頼忠、太政大臣たり。頼忠また其女を宮に入る。圓融天皇詮子を愛すと雖も、頼忠に憚つて之を后とする能はず。兼家快々として樂まず。天皇數ばこれを召すと雖も參朝せず。また詮子をして宮を退かしめ、以て憤怨の情を示す。天皇遂に堪ふる能はず。詮子の所生懷仁親王をして、袴を宮中に着けしめ、以て他日、大統を繼がしめんとするの意を示す。此に於てか詮子宮に入るも、また三日にして出づ。天皇遂に兼家の心を解く術なきを見て、強ひて兼家を招き、言つて曰く、朕在位十六年、已に萬機の煩を厭ふ。故に將に位を皇太弟師貞に譲り、卿の孫懷仁を以て師貞の太子たらしめんと欲するや久し、卿何ぞ察せずして不平なるやと。兼家遂に釋然たり。斯の如くして兼家は、天皇を強ひて、位を師貞親王に譲らしむ。師貞親王は花山天皇なり。

兼家華山天皇を欺きて帝位を捨てしむ

兼家が圓融に迫りて位を譲らしめしは、其の速に己の孫懷仁親王の治世となして、政權を専らにせんが爲なり。故に兼家一日も早く花山をして位を避けしめんとして

得ず。花山、心情變じ易くして定まらず。女御を納るゝこと多しと雖も、容易く之を寵して容易く之を厭ふ。獨り大納言藤原爲光の女祇子のみ、寵幸長く變らず。世に弘徽殿の麗女御と稱せられ、一葉の微と雖も、必らず之を分ち、其の身みて家に歸るや、輾轉忘るゝ能はず、強ひて之を宮中に召す。祇子之より病を得て死す。是より花山、悄然として樂しまず。厭世の志あり、兼家、則ち其の子道兼・僧嚴久と計り、花山を佛道に導き、世を捨て位を退かしめんとす。一日、道兼、花山に侍して扇を携ふ。扇上字あり、曰く、妻子珍寶及王位、臨命終時不相隨と。花山之を見て祇子を追想し、辭々として世を厭ふの念愈々切なり。此に於て道兼之を説きて曰く、陛下速に位を捨て、世塵を脱し給へ、臣もまた陛下の跡を追はんと。先づ左近少將藤原道綱をして、劍璽を皇太子懷仁親王に奉せしめ、自ら僧嚴久と花山天皇を奉じて、私に宮を出で、花山天慶寺を指して進む。時に孟夏にして月色皎々天地凄然たり。花山天皇、悲しむの色ありて曰く、朕且らく之を懷はんと。道兼曰く、劍璽已に皇太子に奉れり、事已むべからずと。花山天皇を促して進む。已にして花山天皇、其平生身を離さざる祇子の遺書を忘失せるを以て返りて、之を取らんと云ふや、道兼又泣いて之を諫め、佛道に入るに外障來らんとを恐るとし、遂に天慶寺に至り、遂に落髮して法名入覺と云ふ。已にして道兼剃髮せんとして曰く、臣、未だ此事を父母に告げず、父母に告げずして形を毀つは不孝なり。請ふ歸つて父母に告げん

藤原氏專制時代(下) 兼家花山天皇を欺きて帝位を捨てしむ

正暦二年十月、一
條天皇の母皇太后、
詮子、剃髮して東
三條院と云ふ。女

院此に始まる。四年一月東三條院に幸し天皇自ら行幸し吹上左大臣源重信を吹上右大臣源重實を以て攝政となり、尋で右大臣を辭して三后に准じ、更に太政大臣となり、攝政を辭して關白となる。初心此に至りて全く酬ゆ。凡そ是等の陰謀、多く其の信龍する所の巫女の言に従ひたるものにして、其信龍の甚しき、己が膝を枕とせしむるに至る。以て陰陽説が、如何に深く當時に行はれたりしかを見るべきなり。

藤原道長出で藤原氏の權空前絶後なり

浮華驕奢文弱なる前代の風尚は、已に其餘毒を來たし、源の高明・満

仲等廢立を謀るの外、東大寺・興福寺の僧侶、名を領田を争ふに託して干戈を動かし、朝憲を憚らざるに至り、圓融天皇の末年に至りては、朝綱愈弛み、強盜隊を作り、滿仲の武力と、壯士の多きとを恐れず、其家を圍み、衛府の舍人、また隊を組み、朝廷に迫り、糧米を求むるに至り、是より諸國・京師、強盜多く、弓箭を帯びたる武士、京中を縱横して制すべからず。袴垂保輔・鬼童丸等の大盜京師に出入し、酒頭童子等の山賊山寨に據りたりと傳へられしも此頃在り。一條天皇の朝には、朝廷僧餘慶を天台の座主として宣命使を發したるに、山僧之に服せず宣命使を逐ひかへし、宣命を奪ひ取るに至る。已にして兼家病あり。其子道隆を以て關白とし、次で攝政とし、其女定子を納れて一條天皇

四年一月東三條院に幸し天皇自ら行幸し吹上左大臣源重信を吹上右大臣源重實を以て攝政となり、尋で右大臣を辭して三后に准じ、更に太政大臣となり、攝政を辭して關白となる。初心此に至りて全く酬ゆ。凡そ是等の陰謀、多く其の信龍する所の巫女の言に従ひたるものにして、其信龍の甚しき、己が膝を枕とせしむるに至る。以て陰陽説が、如何に深く當時に行はれたりしかを見るべきなり。

長徳元年九月、宋人七十餘人若狹に著す、越前に移さしむ。三年十月南樞人九州に亂入して人物を奪取す、太宰府を獲たり。寛弘二年十一月、内裏火あり神鏡焼損す左大臣道長焼改繕すべきか、燒損せるものを安置すべきかを諸道に問ふ、多く改繕せざるを可とす。

の女御とす。時に天皇十一歳にして定子は十五歳なり。翌年皇太后詮子疾を以て落髮して東三條院と稱す。女院の稱此に始まる。是より后は内より、皇太后は外より、天皇を制御し、天皇違ふ能はず。已にして道隆死す。弟道兼關白となりしが七日にして死す。かくて道兼の弟道長左大臣を以て内覽たりしが、後一條天皇即位に及び攝政となり間もなく之を辭して太政大臣となる。世に之を三道と稱して、基經の三平に比す。中に就きて道長最も傑犢なり。初め兼家常に從姪藤原公任の人となり尚び、子弟を勵まして曰く、汝等公任の影を踏まば、余に於て憾むる所なしと。公任法律に通じ、詩文に巧み、管弦に長じ、擧止簡雅、平安時代の理想的紳縉なりき。道長、長兄に先じて答へて曰く、某固より其影を踏む能はず、然れども其面を踏むは能くせんと。平安朝の始めより陰陽説と佛説と相合して一種の迷信を作り、貴族多く死靈生靈の祟を信じたりしかば、宇多・醍醐兩天皇の頃より、宮中及び藤原氏の家、怪多く、壯年氣鋭の徒猶ほ暗室に出入するを恐るゝ者あるに至る。花山天皇の時、公卿を集めて妖怪談を爲し、深夜暗室に入るものありや否やを問ふ。公卿皆首を垂れて答へず。道長獨り悍然として曰く、陛下の命ぜらるゝ所、臣、必ず行くべしと。是に於て道隆をして豊樂殿に、道兼をして仁壽殿に、道長をして大極殿に至らしむ。道隆・道兼、中道にして、恐れて歸る。獨り道長のみ、大極殿の南面の柱を削りて歸り、衆人を懼服せしむ。長じて公卿の文弱を嘲り、剛健自ら快とせしか

ば、武臣また悦んで其用を爲す。源頼光の如きは、心服して將帥の風ありと爲す。之を上にして其姉は圓融天皇の皇太后たり。之を中にしては其女にして長髮地に垂ること二尺に餘る絶代の美人皇子は一條天皇の中宮たり。之を下にしては、武臣頼光等、道長を奉じ、之を外にしては僧侶より、非常の尊敬を受く。蓋しその建立せる所の無量壽院(法勝寺)は、歴代藤原氏の建立したるものよりも、壯麗を極め其僧侶に奉ずることまた最も深ければなり。凡そ藤原氏は鎌足が多武の峰に寺を開かしたる以來、不比等の山階寺(興福寺)、基經の極樂寺、忠平の法性寺、師輔の楞嚴院、爲光の法住寺等、歴代藤原氏の長者、皆寺院を建て、冥福を専有せんとす。而も此無量壽院の壯麗に及ばざるなり。故に僧侶は、之を以て極樂を寫したるものとなし、道長を以て、聖德太子、佛法を流通せしめんがために生を更へて藤原氏の家に權化したるものと爲すに至る。斯の如く道長は、天下の凡て勢力より補助せらる。故に藤原氏の權、道長に至つて、空前にしてまた絶後なり。

貴族の文彩風流淫蕩の習俗

此時才人輩出して、一代の文華を飾る。大江匡衡・大江時棟・紀齊名等は、詩文を以て著はれ、藤原佐理は、行成及び源兼明と共に能筆を以て一代の三筆と稱せられ、皇后定子の侍女清少納言は、中宮彰子の師紫式部と共に、和歌・文章を以て著はる、清少納言は肥後守清原元輔の女なり。式部は式部丞藤原爲時(爲時)の女にして右衛門權佐藤原宣孝に嫁す。納言の枕の草紙と、式

部の源氏物語は、日本文學の美觀にして、正史の外平安時代の貴族の生活思想を想見せしむるもの多く此二書による。式部の子賢子、また和歌を好くし、太宰大貳高階成章の妻となり、後、一條天皇の乳母となり、大貳三位の名を以て文壇に馳騁す。上東門院の侍女和泉式部は、越前守大江雅致の女にして和泉守橋道貞に配し、また文名あり、道貞死して上東門院に仕へ、後藤原保昌に行く。其子小式部、また和歌を以て上東門院に仕ふ。右大將道綱の母、また和歌を以て著はれ、かげろふ日記を作る。文章博士大江以言は、詩を以て著はれ、其雄文麗句多く紀齊名・大江匡衡と並び稱せられ、安倍晴明は卜筮を以て著はれ、文彩彬々として百代に誇るに足る。併も文彩の後には淫蕩の病あり。宮廷の内外、男女、互に相交通して、醜聲聞くに堪はず。奸淫は耻として思はれざりき。參河守大江定基の如きは、娼女力書を得て、其の妻を追ひ、内大臣藤原伊周、藤原爲光の三女に通じ、花山法皇が己の情人を奪はんことを願ひ、其弟中納言隆家と、夜法皇の微行を伺うて、射て其の袖に中てて流され、爲尊親王の如きは攝政伊尹の女に通じ、遂に納れて妃となし、また和泉式部と通じて、毎夜微行す。和泉式部は已に爲尊親王と通じ、また教道親王と通ず。一條天皇の時、宮中宴あり。大納言藤原道綱が舞ふ時、誤つて冠を落し、右大臣藤原顯光の之を奪るや、道綱佛然として顯光を罵つて曰く「汝の妻を盜まれしを知らずや」と。一世を擧つて戀愛の外、主とする所なきこと斯の如し。一條賢君の資あり。

寒夜衣を脱して、國人の苦を知らんと欲したりしと雖も、斯の如き積勢一朝にして制すべからず。腐敗せる宮廷を後に見て、三十三歳を以て崩ぜぬ。冷泉天皇の第二皇子居貞親王立つ。之を三條天皇とす。

道長、三條天皇及び其太子に迫つて讓位せしむ

三條天皇の位に即くや、道長の二女妍子女御となる。妍子は

先帝八條の中宮たる上東門院彰子の妹にして、道長初より入内せしむるの意あるがため器玩服飾を備ふるに十餘年、其の華美風流、遂に上東門院に過ぐ。然れども三條深く中宮藤原成子に愛し立てて皇后とせんとす。而も道長を憚りて未だ決せず。道長之を察し、陽に之を賛して實は之を沮む。是に於てか皇后冊立の日に至り、朝臣皆皇宮職に補せられて、道長の意を傷げんことを恐れ、逃れて中宮の殿に集り、三條天皇之を招くも一人の應ずるものなくして、其勅使を嘲罵し、參議藤原正元の如きは、瓦礫を以て之に投ずるに至る。獨り大納言藤原實資、中納言藤原隆家等と數人、道長に抗する者の冊立の會に參するのみ。三條初め思へらく、一旦帝位に登る、何事か意の如くならざらんと。而も立后の一事すら斯の如し。之より朝臣多く帝の意を奉ぜざるにより、氣焦ち、心熱し、遂に其明を失す。道長また、其の女の皇后たる能はざるを見て、寧ろ帝をして位を皇太子敦成親王に讓らしめ、外祖の權を專にせんと欲し、數ば帝を諷す。是に於てか開融天皇に對して強迫讓位を行ひたる兼家

道長早く、位を皇太子に讓らしめんとす。數ば讓位を諷す。天皇遂に道長をして近侍に言つて曰く、道長の爲す所正しからざるかと。朕は之を知らず

の女の出なる三條は、今は更に道長のために讓位を迫られて、遂に位を敦成親王に讓る。之を後一條天皇とす。而も三條猶ほ全く屈せず。皇后成子の生ひ所の敦明親王を立て、後一條天皇の太子たらしむ。太子は二十三歳にして、後一條天皇より長ずること十四歳。時人、其の必ず終を全くせざるを信ず。果して東宮大夫藤原通任以下、馬丁に至るまで太子を輕侮して、其命を奉ぜず。東宮に起居するものなくして、門前雀羅を張る。之を擁護するものは、獨り其妃の父、左大臣藤原顯光あるのみ。已にして參議藤原兼隆、道長の命を含みて、皇太后、攝政と謀り、殿下を廢せんとするの意ありとして太子を威嚇す。皇太子恐懼、遂に位を辭せんとして、道長の子能信を召して、語るにその志を以てす。能信曰く殿下何ぞ表を具して天皇に告げざる。太子曰く表文を草すべき人なし、且つ恐る、位を去らば給仕に乏しからんと。能信曰く宜しく院號を請うて采邑を請ふべしと。太子僅に悦ぶ。道長之を聞き、遂に太子を廢して後一條の同母弟、敦良を立て、太子とす。顯光變を聞き、一夜哭泣、鬢髮悉く白し。是に於てか道長太政大臣となる。是れ權力のためにあらず、權力已に太政大臣の上にあり、唯だ經歷を作るがためのみ。故に三ヶ月にして之を辭し、また其の第三女成子を進めて新帝後一條の中宮とす。此時天皇十一歳にして、中宮之より長ずること九歳。天皇唯だ中宮の匣奩の具を以て戯るゝのみ。夫れ後一條は道長の第二女の出にして、今や道長の第三女を納れて妃とせしむ。是れ叔

寛仁元年十月、前攝政道長石清水に參詣す。歸路、水邊に女五十餘艘の舟に頭あり。參向す。

母を娶らしむるものなり。以て藤原氏が其權力のためには、何事をも行ふを辭せざりしを見るべきなり。

契丹九州に來襲す

道長已に一家三后を出し、外孫を以て天皇とし、太子とし、思うて爲さざるなく、

爲して成らざるなし。是に於てか其意滿ち、氣伸び、歌うて曰く「此世をば我が世とぞ思ふ望月のか
けたることもなしと思へば」と。寛仁三年、四月十七日、公卿百官を集めて小除目を行ふや、太宰府
の飛使、馬を馳せて左衛門の陣に入り奏して曰く、刀夷の戰艦五十餘艘、來襲し、壹岐守藤原理忠を殺
して、人民を掠奪し、遂に筑前國怡土郡に來ると。公卿色を失つて佛神に祈禱し、官符を太宰府に下
して防禦を嚴にせしむ。刀夷は、契丹の部屬東丹國なり。天智天皇の時、唐、新羅と合從して百濟・高
麗を亡ぼす。已にして新羅、二國の故地を併吞して朝鮮を一統す。此時靺鞨の族種、北方盛京省の地
に一國を立て渤海と號し、肅慎・沃沮・高麗・扶餘・抱婁・鐵利等の地を併せ、數ば我に來聘す。已にして
我が醍醐天皇の時、契丹の太祖阿保機、新に漠北に起り四方を侵略し、渤海を下し、國號を改めて東
丹國となし、その子突欲をして之を鎮めしむ。この時高麗の太祖起りて都を松嶽(開城府)に定めて、
遂に新羅を併せて朝鮮を一統し、數ば契丹と争ふ。寛仁三年、東丹の部落、將に高麗を襲はんとす。
高麗之を聞き、兵備を修めて之を待つ。東丹乃ち高麗を襲はずして、直ちに日本に向ふ。戰艦五十餘

刀伊は或は北狄の
意味種のアムル
地方にありしもの
にて當時女眞と稱
せるもの是也。

治安元年、源賴光
卒す。

類聚大補任に云ふ

至初以來、倭一
國の間に、十六
回、新羅の神來
攻する時、神來
の二回、神來
の五回、神來
新羅の神來、神
太宰府より、神
浦上より、神來
時、新羅の神來
襲す。

艘、每艦の長十二尋より八九尋、每船の楫三四十、刃をかざす者二十三人、楯を負ふ者七八十人、全軍
殆ど五千、對馬・壹岐を攻む。壹岐守藤原理忠戰つて死す。島民或は殺され、或は捕へられ、講師常
覺獨り逃る。已にして東丹進んで、筑前那珂郡能古島に據つて、博多を侵し、また怡土・志摩・早良の
諸郡を犯す。時に藤原伊周の弟隆家、志を得ずして外に出で太宰權帥たり。隆家勅符を俟たず、
前少監大藏種材・少貳平致行・同源道濟、及び藤原明範等を遣はして遼へ撃たしむ。東丹、船に乗つ
て走らんとす。隆家、戰艦三十餘艘を發して之を追はんとす。諸將衆寡を論じて、多く之を危む。
種材獨り奮つて曰く、某齡已に七十に過ぎて惜からぬ命なり。且つ身は功臣の後にして、家聲を辱し
むべからず。若し兵船を造るを待たば賊徒逃れ去らんと。遂に進んで之を攻む。然れども東丹去つて
已に跡なし。此役、筑前・壹岐・對馬三國の民、殺戮せらるゝもの四百六十二人、劫掠し去らるゝもの
一千二百八十人。壹岐の如きは全島の民存するもの僅に三十五人のみ。牛馬鶏犬の奪はれしもの數ふ
べからず。而して敵軍の生擒せらるゝ者僅に三人にして、皆高麗の民なり。是に於て朝廷或は高麗詐
つて刀夷と稱せるかと疑ふ。對馬の判官代長岑諸近、その老母妻子を掠せられて、單身刀夷に渡ら
んとして高麗に入るによりて、始めて高麗の爲す所にあらざるを知る。此時、東丹、歸途、高麗を襲
ひ、劫掠せる俘虜の中、老弱なるものは捕へて海に投ず。斯の如きもの二十餘日。高麗水師の邀へ撃

つ所となりて、全軍覆没す。日本の俘虜、一千二百人の中、存するもの僅に二百餘名、高麗之を我に送る。其徒の云ふ所によれば、高麗の水軍此時に絶大の發達を爲し、舷面、鐵を以て角を作り、敵船を衝破するに供せりと云ふ。近世甲鐵艦の企計を以て誇るべしとせば、高麗は世界最古の誇を有するものなり。朝廷、隆家等の功を論ずるや、權大納言藤原公任・中納言藤原行成等、之を排して曰く、勅符を俟たずして兵を發す、功ありと雖も罪もまた大なりと。權大納言藤原實資、權大納言藤原齊信等と之を駁して曰く、功あつて賞せず、何を以て將士を勵さんと。遂に隆家は爵を進められ、種材は壹岐守に任ぜられぬ。隆家の後五十年、藤原爲業、大鏡を作りて古今を綜覽し、隆家を評して曰く、「弓矢の本末をもし給はねば、如何と覺しけれど、大和ごゝろかしこくおはする人にて」と。所謂日本魂なるものは此時已に國民の間に相語られしなり。而も敵愾の氣を云ふにあらず、臨機の才、物に動ぜざるの勇を稱するの意なりき。道長太宰府の使に語りて曰く、改元の後、必ず追討の勅符を下さんと。然れども豪膽の道長も、今は已に衰老せり。續いで其の子三條中宮及び皇太子の妃嬪子の二人を失ひ、意氣銷沈、萬壽四年遂に死す。天智天皇時代にありては波濤を渡りて三韓を征したる國民は、東丹の侵略を受けて之を免れたるを悦ぶに至りき。道長專横四十年、世に御堂殿と稱し、法成寺入道と呼び、一門、朝廷に蔓延して、榮華至らざるなく、實に藤原氏あつて以來其比を見ず。然れども最高に上りたるは、即ち最下に降らんが爲にして、道長の死は、即ち藤原氏權勢の衰亡を報ずるの晩鐘となりぬ。

萬壽四年十二月、
道長薨す年六十二

第十六章 貴族、武門、寺院の三角争闘 (神武紀元千六百八十年より、 り千七百三十四年に至る)

長元元年十月、金峯山の僧百餘人、陽明門に至り大和守藤原保昌の苛法を訴ふ。

長元三年四月、六位以下の築垣井に楡皮葺の宅を作ると禁す。三年十二月、伊賀守源光清を伊豆に流す。光清が伊豆の民を殺せしむるがためなり。

長元六年、盜禁中に入る。

国民の性情一變す 萬里の波濤を踏破して、新故郷を開きたる日本人も、一千三百年の歲月によりて、著しくその性情を變化せられたり。豪猛雄悍なる彼等は、その血族の尊貴に誇りて、舊人種を奴隸としたりき。然れども彼等は人情の爲めには、其血族誇榮の念を捨てて、長髪地に垂る、舊日本の美人と相嫁娶せざる能はざるに至りぬ。彼等は山岳の如き波濤を踏破して、激變、急化の母たる海濤の子なりしが故に、その氣象は剛猛にして勇敢に、疎食を貪り、激性の酒を飲み、戦闘を好みたりき。然れども彼等は日本に入りたる以來、その山岳は圓柔にして角なく、青々として常に禽鳥を遊ばすを見たり。その江河は溶々舒々として流れ、且つ走り、且つ止まりつゝ、微妙の音楽を發する谷川の發達したるものに過ぎざるを見、その天は多く晴朗にして雨多く、空氣は濕潤にして、萬物發生の力を具ふるを見、その草木は善く花咲き、能く結實し、天の菓樹の如くなるを見、その位置は絶海の孤島にして、夏は大暑甚しく、冬は近寒甚しくあるべきに、天恵の黒潮其周圍を繞りて、寒を削ぎ、渺漂たる無限の海水は、また炎暑を削ぎ、天下の中、寒温の和最も宜しきを得たる國なるを見、その島嶼は星羅點々、到る所に存して、一大花彩島を集成するを見、その動物は虎豹なく、獅子なくして、生民の大害をなすものなく、而も南は暖流によりて、南洋と接するがために、熱帶的植物、動物あり。北は北海によりて北地と接するがため、寒帯草木多く、西陰は支那人種との交通によりて、大陸の動物多く、萬物悉く調和混融の跡を具ふるを見たり。是に於てか山岳の如き波濤に慣れて敢て驚異せざりし人民の子孫、輕柔・温厚・媚ぶるが如く、笑ふが如き自然に圍繞せられ、人種の上に於ては、已にその自負的階級を廢して、土著の先人と同化しつゝ、始まりし新人民は、再びその自然のために同化せられ、海濤の子は今山川の子となり、船頭の子孫は花園の主となり、波濤と自然力とに對して戦ふを常とせるが故に、戦闘好きなりし人民は、媚笑する自然に對しては、戦ふの要なきがため、人事に於ても戦闘を好まずなりて、自然を歌ふ詩人となりぬ。その風光の輕柔なるが如く、その民は浮想の民となり、其空氣の濕潤なるが如く、その民は多涙の民となり、其自然が調和的混融なるが如く、その性情も圭角なき温和となりぬ。斯の如くして風光明媚なる地中海の自然が、多感なる希臘人、多情なる以太利人を作りしが如く、詩歌的にして、多涙・多情・多恨・多感の日本人を作り爲せり。少なくとも大和・山城の中原を組織する南人(五畿・中國・四國)は、實に斯の如くなりしなり。而して天下事なきに方りては、廷臣宴安に耽り、事あるに方りては、其瓜牙たる坂東の武人を使役して、

長元元年五月、京師に盜弓箭を帶び

て往來し、火を放
つ。又惡僧横行人
を殺すに至る賞を
設けて之を捕ふ。
七月、大風あり、
豊受大神宮正殿倒
り、天皇之命を聞き
懼れ、自ら宣命を書
し、毎夜拜して之を
誦す。寛徳元年八月、宋
高麗守隆等但馬に
商賈行任、中原長
藤原行任、馬守源
任、其財貨を奪ふ。
守隆の訴によりて
之を返さしむ。已に
但馬に居る。筑前の
永承二年、筑前の
清原守武私かに宋
に渡り、流さる。

貴族、武門、寺院の三角争闘 利害の佛教一變して厭世教となる

朝廷は單すら、宮廷的修養を磨きしがため、この深甚なる情感は、宮廷的生活と相結合して、全く戀の一路に注がれぬ。是れより其の歌は戀の歌なり。その文は戀の文なり。その宮廷は戀の宮なり。その社交は戀の淵なり。

利害の佛教一變して厭世教となる

斯かる時に方つて厭世の福音は、天の一方より傳へられぬ。大抵佛教の我國に來る、高遠なる宗教は上流社會に限られて、中流以下は佛に候して、福利を求むるに過ぎず。其寺院の説教は、佛と、人との交換を數ふる貿易的宗教に過ぎざりき。然るに元明天皇の時、唐僧道榮及び勝曉をして誦經の音節を正さしめ、凡ての寺院をして、一に之に則らしめ、空海出でて、梵唄を正すや、歌詩の聲、哀々凄々として、厭世の福音を傳ふ。今や山林は荒れ、田園は廢れり。社會的大革命のために、桑田碧海の哀は目前に現れ、貴族の榮華、豪族の專横は、餓鬼目前の美食の如く、平人の前には幻光を放ちつゝ、現れ來る。而も彼等は之を抓むの術なきなり。而して貴族公卿は、驕奢と戀愛とに一生活を委ぬるも、驕奢の上に驕奢なく、戀愛を遂ぐれば更に戀なく、歡樂極まつて哀情多き有様となり、嬾ぶるが如く、笑ふが如き輕柔なる山川は、また彼等に物の哀を教へたり。斯の如くして平人は失望より、貴族は満足より、浮世の頼むに足らざるを感ずるの時、彼等は此哀々凄々たる誦經梵唄の音に打たれ、恰も杜鵑を聞きて家郷を思ふ遊子の如く、凄猿を聞きて遠人を思ふ愁婦の如く、滔々

として相率ゐて厭世の福音に赴き、利害的の佞佛宗教は、是に於てか一變して厭世教となり、榮華を春夜の夢に比し、人生を電光石火に擬するや、勇將勇士、また髪を去つて雲水を追ひ、多田滿仲の傑猪を以てすら、其北狄の心情をすて、剃髮するに至る。而して此傾向は清和・陽成の頃より、甚しくして、花山に至りて其の絶頂に上る。是より先き出家したる天皇及び武將は、後世安樂のためなり。今や然らず、厭世厭人の念に驅られて然るなり。是より佛法の人心に入る更に深く、名山の麓、大江の邊、林園の中、都邑の外、到る所に、僧庵、佛寺を見ざるなきに至り、夕陽暮雲の中に晚鐘を聞くものをして、世を捨てんとし、孤山樹林の間に明月を見るものにして、山の端にかくれんとするの心に堪へざらしむ。抑も佛教は桓武・平城の朝、最澄・空海の爲一大活力を得たるより義真は最澄の後を襲ぎて、始めて天台の座主となり、空海の後には實慧之を嗣ぎ、高野山は眞然之を嗣ぐ。已にして義真また空海の甥、圓珍を養ひ、遂に天台の座主とす。所謂智證大師にして、園城寺の中興開山なり。其他空海の門、雄傑の祖を出せしより、空海の法統天下に普し。是より先き、檀林皇后、空海に問ふに禪宗を以てするや、空海其徒慧夢をして支那杭州の靈池寺に至り、義空を請うて歸り、東寺に寓せしむ。已にして檀林寺を立つるや、義空開祖となりて禪宗を弘む。光孝天皇の仁和四年、仁和寺を建つ。宇多帝位を讓るの後、思へらく、在位の日、百姓の作惡、皆一身に歸す、出家して罪を滅さんと。

貴族、武門、寺院の三角争闘 利害の佛教一變して厭世教となる

遂に法皇の號を初め、自ら御室の仁和寺に住し、門跡の號を始む。朱雀天皇の時、天慶五年には武藏守平公雅大に淺草寺を増築し、村上天皇の應和三年には、空也、洛東に六波羅密寺を作る。天下事なければ、上下共に佛に候し、事あれば則ち之を禱りて、安樂を求め、事平げばまた之に感謝す。治平にも、不祥にも、佛寺僧侶は唯だ増加するの一事あるのみ。故に必しも未來の冥福を祈らざるも、必しも過去の罪障を滅さんとするにあるも、唯だ無意識的に入道するものあり。又心中の傷痕を癒さんかために入道するものあり。藤原道長の子右馬頭顯信の出家するや、「われは佛にならせ給はんもうれしからず、我が身、後に助けられ奉らんも覺えず、唯今のかなしよりほかのことなし」と、言ふに至る。而して顯信の未だ入道せざるや、道長の一家、一人の出家して、一家門の政治的社會的權勢を宗教社會に築き、一家の冥福を祈らんことを求めしかば、顯信の出家するや、悲愁の中にも歡喜を以て賀せぬ。以て當時の佛教思想を見るべきなり。已にして道長歡樂を極めて哀情多く、寛仁三年に入道するや、其住居より南方を拜して春日の明神に別を告げて後、僧侶の剃髮を受けぬ。春日明神は鹿島の神にして、藤原の祖、鎌足が常陸に祭りしより、傳へて大和の三笠山に祭られしものにして、藤氏の氏神なり。氏神に分れて佛道に入る。神は生を司り、佛は死を司るの思想、已に此時より明かなりしを見るべきなり。

寺院武力を養うて朝廷に抗す

公卿の心情此の如くなるより社會の紀綱索然たるや、機敏なる神官僧侶は天下に先つてこれを看破して、公卿を葬るの晚鐘を打ち始めぬ。しかして神官と云ふも、多くは神佛混交の勢を待ひものなるが故に僧侶と異らず。抑も寺院は、歷朝の崇敬により、年々歲々其寺田僧侶・奴婢を増したるがため、桓武の朝、一旦之を制限して、年々の度者の數を限りしも其後此制また破れ、甚しきは藤原道長の病むや、一千人の僧を度を許すに至る。是に於てか其社會的、精神的の勢力は、一轉して一の武力となり、山門の中、惡僧群を爲し、傍近の市民を侵犯して、遂に國守郡司を脅迫し朝政意に滿たざるや、數千群をなして朝闕に訴ふるに至る。藤原不比等の建立せし興福寺は、元と山科にあり、故に山科寺とも云ふ。藤原氏の崇敬の故を以て、最も權力あり。明々非法の事も、此の寺僧の爲す所は、朝廷之を可とするに至る。故に時人、「山科道理」と名けて、これに中てられんことを恐る。山門諸寺の中、最も暴虐なるは、比叡山延曆寺と、三井の園城寺と、多武峯と、興福寺にして、數千の浮浪を集めて僧とし、寺田を開き寺財を積蓄し、儼然として一大諸侯の姿あり。勢を恃みて京師を横行し、浪士と共に掠奪を事とす。一條天皇の時、延曆寺の僧が、餘慶を座主とするの宣命使を逐ひて其宣命を奪ひたるを始めとして、年々闕に迫る。寛弘元年には住吉の神人五十餘人、闕に至つて攝津守藤原説孝が、其徒を毆打したるを訴へ、宇佐宮の命婦並に神人は五百餘人、闕

*山科三年齊明天皇
置丈六の佛像に造立
鏡起天王菩薩起
科皇云付て大和の
飛鳥寺の元敷に遷
明比等更に遷都に
時不相興福寺を
稱す

百騎に劣るは候ま
じ云々と云へるを
見て當時大名の分
限を知るべし。分
限を承二年、源基
の時、權中納言た
り會て白氏文集を
讀み、古事何世人
不_レ知_レ道傍土二年々
草生に至つて然
として世を捨つる
の志ありしが後一
條天皇崩するに
及_レび自_レ古忠臣不
後立_レ子朝_一とて遂
に遁世せり。以て
厭世の思想一代を
風靡したるを見る
べき也。
三年、太宰府新羅
曆宋曆を上る。佛
四年十二月、佛會
利一粒を五畿七道
五十五社に納めし
む。
五年正月、大和守
源賴親を土佐に、
其子前加賀守賴房
を隱岐に流す。是
より先興福寺の僧
賴親を攻む。賴親
房之を拒ぎて多く
僧を殺す。朝廷僧
徒の訴によりて之
を處罰す。
康平六年三月、興
福寺の僧淨範等成

勝天皇の山破を發
きて寶貨を奪ふ。發
十月事露はれて靜
範を伊豆に流し其
黨與十六人を諸國
に流す。

貴族、武門、寺院の三角争闘 僧侶跋扈して武門を苦しむ

を聞き、天上の客の如くに思ひ、之を迎へ、其の女をして洒掃に侍せしむ。其家は綱代を以て天井とし、簾を立て屏風とし、高麗縁の疊を有する僅に三疊、少年の困臥するや、大領自ら少年の濕衣を捧げて退きぬ。而して貴族の枕席に侍したりと云ふの故を以て、少年の再び訪はざるに關はらず、其女を他に嫁せしめざることを、數年に及びぬ。如何に其生活の質素にして、如何に貴族を敬重するの深かりしぞ。今や然らず。地方の豪族は長劍を提げ、駿馬に鞭ち、揚々として京都を來往し、また貴族の少年を禮せざるに至る。其實力が如何に發達し、如何に希望の大を加へたるぞ。將門・純友の謀叛の如き、また此實力、野心の發達に外ならず。此の時に際して、神官・僧侶が其武力によりて朝廷に迫り、公卿爲す所を知らずして、急に武門を重用して之に依頼するに至りしかば、久しく潛勢力たりし武門、今や一大勢力となりて現る。是より數百年、朝廷・寺院・武門の三大勢力、天下を三分して、歴史は、其集散攻守の事跡によりて畫かるゝの外なきに至りぬ。

僧侶跋扈して武門を苦しむ

道長死するの翌年、長元元年六月、前上總介平忠常、其武力を恃みて自立せんと欲し、兵を擧げて近傍を略定し、安房守藤原惟忠を燒殺す。是に於てか、檢非違使、平直方・中原成道等を遣はし、東山・東海二道の兵を發して、之を討たしめ、別に藤原光業をして、安房守たらしむ。光業、忠常を恐れ、印を捨て、京師に還るや、平直輔をして安房守たらしむ。直方等數は戰つて功

なく、三年九月に至るも、忠常の勢猶減せず。朝廷乃ち直方等を召し還し、甲斐守源賴信をして坂東諸國の兵を率ゐて、之を討たしむ。翌四年賴信軍を進めて常陸に次し、左衛門尉平惟基と共に急に襲うて、忠常をしたがへ、之を京師に送る。忠常道に死す。賴信の子賴義、武幹膽勇あり。平直方、其勇を稱して、女を以て之に妻はす。此時に方つて源平の間未だ疎隔あらざるなり。已にして後一條崩じて、後朱雀立つや、長曆二年、三井寺の僧明尊を天台の座主とす。延曆寺の僧徒、其智證の流に出で、慈覺の子孫にあらざるを名として、拒絶して納れず。翌三年大衆を擧げて、關白賴通の門に迫る。賴通慰諭して曰く、明日を待つて後に議せんと。明旦使をして云はしめて曰く、天台の座主は重大の任にして、必ず智徳兼備はりしものならざるべからず。何ぞ必しも慈覺の系統たるや、否とを問はんと。衆徒大に怒り、直ちに賴通の第に迫り、其門を破つて侵入せんとす。賴通嚇怒、平直方をして撃つて之を破らしめ、その元惡を捕へて獄に下す。藤原氏あつて以來、數百年未だ曾て其氏の長者の門に迫るものあらず。之あるは此僧徒を始とす。武門武士が、尙ほ甘んじて藤原氏の門に屈するの時、此大膽なる行爲あり。以て藤原氏の權漸く衰ふると共に、寺院の勢力の強大を加へたるを見るべきなり。是より延曆寺の僧が高陽院に火を放つあり。京師の盜賊、弓箭を帯びて徘徊し、群僧其間に交りて行人を劫掠・殺傷するあり。已にして後朱雀崩じて、後冷泉之に代るや、永承四年十二月、興福

貴族、武門、寺院の三角争闘 僧侶跋扈して武門を苦しむ

後三條天皇の時、斗升法を用ひて長
もて準御藤原仲人
して藤原仲人命に
舎人清原成る所を
沙を盛つて之を庭
宣旨と云ふ。

大治二年、源俊賴
金葉和歌集を撰上
承暦元年、權大納
言源隆國薨す。宇
治に閑居し客を集
めて奇事異聞を語
らしめ之を記して
今昔物語と云ふ。
其他宇治拾遺物語
の著あり。
同三年八月、右兵
衛尉源重宗、源國
房と美濃に亂を興
す。前下野守源義
家、討つて之を平

貴族、武門、寺院の三角争闘 安倍の貞任叛す

寺の僧徒延曆寺の例に倣ひ、久しく怨恨せる國守源頼親に向つて報ゆる所あらんとし、兵を起して、其館を攻む。頼親其子頼房と共に戦つて之を退け、衆僧を殺すや、翌五年正月僧徒之を朝廷に訴へ、佛法に敵し王法に敵するものとなし、遂に朝廷をして頼親父子を流罪に處せしむ。

安倍の貞任叛す

斯の如く内には寺院が已に大膽にも藤原氏を葬るの晩鐘を撞き始むるに方つて、外にはまた恐るべき一大勢力の起りたるあり、即ち北狄の跋扈是なり。北狄は桓武の時、全然征服せられたる以來、上國の血液を受け、上國の士人を受け、上國の材能を受くるの故を以て、適其自立の志を固黨の自治と犇猛の氣とは會つて變ぜず。而して上國の材能を受くるの故を以て、適其自立の志を固うせしむ。其首長の一人に安倍頼時なるものあり。祖父の頃より世々俘囚の長にして衆心を得、また武幹ありて四方を侵略し、今や殆ど六郡を侵有し、南は白河の關より北は率土ヶ濱に及び、衣川の嶮によりて柵を設け、自立して貢賦を納めず、公役を奉せず。國守もまた之を制する能はず。陸奥守藤原登任一たび之を撃つて大敗す。是に於てか永承五年源頼信の子、頼義を以て陸奥守として之を撃たしむ。頼義會て父頼信に従つて平忠常を討ちて勇名あり。坂東の將士、多く心を之に屬す。頼義の任に赴くや、適大赦に會ひて頼時に自新せしむ。頼時大に喜び心を傾けて服事す。頼義尋で鎮守府將軍を兼ね。已にして頼義任滿ちて歸らんとし、頼時の子貞任に娶はすに、權守藤原説貞の女を以てせんとす。説貞、貞任の門族を賤みて之を肯せず。貞任之を憤り、夜説貞の子光貞の營を犯す。頼義之を聞き貞任を罪せんとするや、頼時慨然として曰く、人生世にある妻子のためのみ、貞任を失ふは寧ろ頼義に負くに如かずと。一族之に和して遂に背叛す。時に頼時の女婿藤原經衡、平永衡、部下を以て頼義に従ふ。或は曰く永衡異心あり、其胃の衆に異なるは是れ頼時の兵をして己を識別せしめんが爲ならんと。頼義乃ち永衡を斬る。經衡自ら安んぜずして走つて頼時に歸し、相共に衣川の關を塞ぐ。時に天喜四年なり。是より攻戦已まず。五年、頼義、廣く俘囚を募り、時頼の族人、安倍富忠をして、計を以て襲うて頼時を殺さしむ。頼時の子貞任、身幹偉大腰圍七尺四寸にして、膂力人に踰え、勇武、族人の尊重する所となり、富忠を撃つて之を破り、義弟藤原經清の策により、私に白符を作つて諸郡を徵發す。無印の白符は、會て鎮守府の發する所なり。是に於てか國人靡然として之に従ひ、其勢益大なり。經清は鎮守府將軍秀郷の後なり。頼義東海東山の兵三千人を發して、貞任を河崎の柵に攻む。貞任精兵四千人を以て大風大雪、上國の人馬凍餒せるに乗じ、左右の翼を放つて頼義を逆撃す。頼義、其子義家・藤原景通・大宅光住・清原貞廣・藤原範季・藤原則明等と、僅に身を以て免かれ、士卒略ぼ盡く。然れども頼義銳意侵撃を畫し、任滿つること二たびにして、再び請うて重任し、康平五年、金幣を賄うて出羽の俘囚の長、清原武則の助を請ふ。武則一萬餘人を率ゐて來る。此時頼義、

貴族、武門、寺院の三角争闘部 安倍の貞任叛す

兵士三千餘人あるのみ。則ち身を武則の軍に投じて、武則の子第六人を分つて全軍を分轄せしめ、自ら之を總べて小松の柵を攻めて之を取り、進んで衣川を取り、遂に貞任を厨川の柵に殺し、弟則任宗任を降し、貞任の子、千世童子及び重任以下を殺し、宗任等五人を虜にし、奥州始めて夷らぐ。前後の征戰九年に亘る。故に世之を前九年の役と云ふ。而して此役策略戰闘多くは清原武則の功なり。頼義功を以て伊豫守となり、子義家出羽守となり、教綱左衛門少尉となり、武則は從五位下鎮守府將軍となる。頼義、將士の功を論じて之を朝廷に奏し、三たび陸奥を治めて後を善くせんことを乞ふ。朝廷報ぜず。報ぜずと雖も、是より東北の將士心を源氏に屬するもの多し。

後三條天皇藤原氏の權を抑ふ

斯の如くにして寺院の兵權、武門の勢力發達する時に方りて、藤原氏に豪俊

四年間八月、高麗王の妃病む、典藥頭丹波雅忠の名を聞き之を聘せん。太宰府に謀す。書辭讀なきを以て退く。永保元年、興福寺の僧多武峯の僧と相争ひ武峯の僧を以て興福寺の僧を怒り數千人大擧し、火を放つて三百餘區を燒く。多武峯僧を燒く。天智元年、皇の初めて經百二十年にして橋燒す勅し

の士なく、多くは文弱にして宴宴に醉ふは、皇族と異ならざると共に、同族相忌み相排するの風愈盛んにして、其權漸く衰ふるの時、後三條天皇位に即きぬ。後三條は後朱雀の第二子にして、母は三條の皇女禎子内親王なり。其初め立つて太子となるや、關白頼通、其藤原氏の出にあらざるを以て悦ばず。然れども藤原能信早く後朱雀の意を傳へて中外に知らしめ、頼通をして詔を矯むるの地なからしめしが故に立つを得たるものにして、大江匡房侍讀として能く之を導く。天皇の資性、剛峻、敢銳、昂々として屈せざるの風あり。凡そ太子は壺切の劍を得るを例とす。是れ基經より傳來する所なり。

範を興福寺の僧と相争ひ武峯の僧を以て興福寺の僧を怒り數千人大擧し、火を放つて三百餘區を燒く。多武峯僧を燒く。天智元年、皇の初めて經百二十年にして橋燒す勅し

後三條の太子たるや之を頼通に乞ふ。頼通肯ぜずして曰く、藤原氏の出にあらざれば之を得べからずと。太子之を聞き佛然として曰く、太子の位は徳にありて、劍にあらざると。是より藤原氏を憤つて之を抑へんと欲し、事ごとに古例を破る。已にして後冷泉の崩御に逢うて位に即くや、烏烏を着く。内大臣源師房、前例赤烏なりしを云ふや、則ち退けて曰く、朕は長元御記によりて即位式を行ふなりと。また前例によれば天皇高御座に上る間は之を脱するを常とすと云ふものあり。天皇聽かず。朕據る所ありと爲して、終始之を脱せず。直立して笏を持ち、宣命を讀みたる時、臣民再拜の舊式を改めて三拜せしむ。是に於てか舉朝無然として悦ばず。乘輿の駕丁、人に打たれて狼狽奔馳し、天皇歸つて殿に入るに、藏人天皇に仕へず。燭を採るものなく、暗黒にして物色を辨せず。藤原氏の天皇を悦ばざるもの斯の如くなりき。然れども剛銳の氣質は遂に百官を屈して、其命を奉ぜしめ、多く振刷する所あり。其最も著しきは延久元年、豪族漫に莊園を占むるの風を革めんとして、寛徳二年以後の新置にかゝる莊園は、一切之を廢し、且つ之より以前のものも、券契の確明ならざるものは、また之を停むべしと定めたるの一事にありとす。蓋し舊制によれば、有功の臣に田を與ふるを功田と稱し、大功・上功・中功・下功に分別し、大功は之を世襲とし、上功は十世に傳へ、中功は二世に止り、下功は身に迫んで官に歸さしむ。世襲の大功田を稱して莊園と云ふ。大化革新の政治は一切の田園を

應徳元年九月、中宮賢子宮中に崩す。天皇慟哭し、屍を抱きて去らざる。病をり、政事を怠る。三年九月、藤原通俊、後拾遺和歌集を撰上す。堀河天皇諱は善仁白河天皇の第二皇子にして、母は關白師實の養女賢子也。治暦四年、關白頼通、宇治に閉居する。其子左大臣師實を戒しめて一日も参朝を怠らざらむ。後三條天皇其の謹慎を愛して、賞賜つて之あり。師實は、後三條曰く、宜しく太子の妃とすべし。即夜、師實の次女を養大に歸り、夜、養大賢子は也。

貴族武門、寺院の三角争闘 後三條天皇藤原氏の權を抑ふ

國有とし、私民・私田を禁ずるにありしが、其後幾ばくもなく此制漸く弛みて、豪族各々墾田を開きて私
有せしも、猶ほ朝廷政令の達する所は此法行はれしものなり。然るに藤原氏専横以來、此法全く廢絶
し、少功微勳の徒もまた莊園の名の下に多くの土地を私有し、郡司・國守の所轄と犬牙相錯綜して、而し
て莊園の大官は、縣官國司よりも至大の權あるにより、政令全く其領内に行はれざるに至る。是れ慧眼
なる政治家の必ず解釋せざるべからざる問題なり。然れども初より一切の莊園を廢すとせば、則ち可
なり。苟も年所を限つて之を停めんとせば、天下服せず。且つ事實に於て政令區々に出づるや、其弊
また前時に異ならず。去ればこそ後三條天皇秋霜烈日の威を以て行ふと雖も、在位久しからずして、遂
に全く行れずして終りぬ。是れ其威朝廷に行はるゝも、天下に行はれざるに云ふと雖も、また
其政策の根本的ならざりしがためのみ。其他、驕奢を戒めんとして、扇は檜柄に藍紙を帖せざるを用
ひ、青魚の頭を炙り、胡椒を點じて御膳に供せしめ、道途子女の用ふる車馬の金飾を剃去るが如き、
斗升法を定むるが如き、絹布の制を定めたるが如き、沽價法を定めたるが如き、銳意改革せし所、著
著として行はる。是に於て、一日、關白教通が族黨のため大和國守の再任を請ふや、天皇儼然として
對へて曰く、國司の再任は國法の禁ずる所、卿關白の權を以て國法を枉げんとするか。歴代の天皇、藤
原氏外戚の權に屈するを以て、朕もまた斯の如しと爲すかと。教通憤然、衣を拂つて大呼して曰く、藤
原氏の諸卿、悉く朝廷を退げよ。我祖、國家に大勳あり、而して天皇の云ふ所斯の如し、春日の神威
も今日に盡きたるか。公卿、悉く教通に従つて退く。天皇遂に屈して、之を許す。是より天皇獨力
藤原氏と抗すべからざるを知り、稍之を悦ばしめんとして、前關白頼通の子、師實の養女を納れて
皇太子の妃たらしむるに至る。天皇在位五年にして崩すと雖も、其藤原氏衰亡の運に乗じて獨斷、勇
往したるがため、藤原氏の威權落ち、是より多く員に備はれるのみ。

白河天皇の親政

後三條已に頹波に乗じて藤原氏の權を削ぐや、其皇子白河天皇に至つては更に甚だし
く、藤原氏悉く憎服し、桓武以來三百年、初めて天皇の親政を見るに至り、威權赫々、思うて成さ
ざるなく、其法勝寺を興して長日の法會を行ふに、數ば雨のために支へらるゝや、天下何ものか朕に
敵せんとするかと大に怒り、雨を器に盛りて獄に下すに至る。然も天皇の親政は必ずしも良政にあら
ず。威福偏頗、造營頻りに起り、人民後宮の奉御に苦しみ、府庫、佞佛の費に盡き、萬石萬匹を容れ
て國司の官を得るものあり。父子三四人、同時に同官に任じて、任地なきものあり。十歳の小兒、納
財によりて國司たるものあり。而して其中宮賢子を失ふや悲悼して已まず。二年を経て位を第二皇子
善仁親王に譲りて、然も猶ほ院にありて、政を聽くもの四十餘年、刑賞悉く其手に出で、然も公平
を失したりき。

貴族、武門、寺院の三角争闘 白河天皇の親政

永長元年七月、殿
上の侍臣田樂を行
ふ。是より朝野盛
に行はる。和行を仁
親王と爲す。法親
王此に始まる。

白河の依佛政治寺院を猖獗ならしむ
 斯の如くして朝廷は大に藤原氏の虎口を脱し得たりと雖も、同時に之より恐るべき豺狼の手に陥らんとす。後朱雀の時已に一大武力となりたる寺院は、白河の依佛政治によりて、更に其力を増加し、今や公然兵力を用ひて憚らざるに至る。永保元年三月興福寺の僧、多武峯の僧と争うて殺さるゝや、興福寺の大衆之を聞きて怒り、數千人大舉して多武峯を襲うて焼打し、三百餘戸を焼く。多武峯の僧侶、敗北、僅に鎌足の像を負うて逃匿するに至り、創造以來四百年にして堂塔殆ど盡き、是より、多武峯また振はず。興福寺已に斯の如くなるや、他の寺院も、崛起の時已に到れりとなして此例を追ふ。四月、延暦寺の下人、園城寺の下人と争ふ。何れも大津の民にして之を延暦寺の僧に訴ふ。僧徒之を省みず、因つて之を園城寺に訴ふ。園城寺の僧徒曰く、自今以後、延暦寺の役を奉ずる勿れと。大津の民皆之に従うて延暦寺の日吉祭を沮害す。延暦寺の徒大に怒り、數千の兵を出して園城寺を襲ふ。六月勅使下りて日吉祭を修むるや、園城寺兵を發して之を遮り、行ふを得ざらしむ。是に於てか延暦寺の徒大舉して園城寺に侵入し、火を放つて之を燒き、二千餘戸を燼く。園城寺之に酬いとして、檢非違使の妨ぐる所となりて果さず。八月勅使日吉社に奉幣するや、山僧以て園城寺の徒となして之を追ふ。九月、園城寺の徒三百、夜に乗じて延暦寺を襲ふや、大衆逆撃之を殲滅し、進んで園城寺を燒く。斯の如くにして山僧は公然たる兵士となり、山門は一大城郭となり、座

主は將軍となり、而して其攻戰の屢次なるにより、技術ある軍隊となりぬ。彼等は歴代藤原氏の恩恵によりて衣食し、藤原氏の長者を攻め、また藤原氏宗廟の地を燒く。彼等は已に勅使を攻めて之を走らし、宣命を寸裂して憚らず。彼等は何れの時朝廷を顛滅せざるやを保せず。是に於てか朝廷懼然として武門に依頼するの心生じ、永保元年十月、白河天皇の石清水に行幸するや、武名一代に高き義家・義綱等をして、乘輿を掩護せしめて、山門の襲撃に備ふ。二年十月、熊野僧徒三百餘人、遙に那智の神輿を奉じて京に出で、尾張人の其徒を殺すを訴ふ。朝廷公卿の暗弱は、已に明白の事實となりぬ。神官・僧侶、機會あれば其力を示すを怠らず。是より朝廷藤原氏を恐れず、藤原氏と共に寺院の暴横を恐る。故に白河會て嘆じて曰く、天下意の如くならざるもの三、鴨河の水、雙六の采と、山法師のみと。以て其親政の如何に威權を揮ひしか、如何に山僧の爲に苦しめられしかを見るべきなり。

出羽の夷俘清原の武衛叛す

天下事なく、武門息を潜むるに方つてや、朝廷公卿は僧侶を養つて専横ならしめ、武士・豪族も僧侶に屈服せざるべからざりき。今や天下漸く亂れんとするに際しては朝廷其平生、卑しめたる武門に依頼せざるべからざるに至りて、武門の勢力は急に發達せぬ。白河、院に退きて堀河天皇之に代るや、寛治四年、陸奥の北夷また事あり。是より先き清原武則、鎮守府將軍を以て死し、永保三年、源義家陸奥守兼鎮守府將軍となりて北下す。時に武則の子武貞、荒河太郎と稱し、武衛、

將軍三郎と稱す。武貞、陸奥の岩手・江刺・伊澤・和賀・稗拔・志波の六郡を領し、勢威東奥に振ふ。已にして武貞死し、其子眞衡之に繼ぐ。武貞、故藤原經清の妻を納れて、別に家衡を生む。經清の子、清衡もまた母に從つて、武貞に養はる。眞衡子なく、平安忠の子成衡を養つて嗣となし、多氣權守平致幹の孫女を養つて、成衡の妻とす。致幹の孫女は即ち源頼義が常陸に次れる時、致幹の女に私して生む所なり。適眞衡の姑夫、吉彦秀武、出羽より來り、酒饌黄金を携へて眞衡を訪ふ。眞衡これを禮せず、秀武怒つて國に歸り、人をして清衡・家衡を煽揚せしめて曰く、公等、碌々眞衡の爲に、臣僕とせらるゝかど。二人怒つて眞衡を攻め、秀武に應ず。義家將軍となりて下るや、その異母妹の養父の故を以て、眞衡を助けて家衡を圍み、利あらずして歸る。義家の弟義光、宿衛して禁中にあり。義家の苦戦を聞きて之を助けんことを乞ふ、朝議許さず。則ち脱して義家に合し、家衡・秀武等と兵を構ふる事久しく、遂に之を夷ぐ。之を後三年の戦と云ふ。此役、前九年の戦に頼義の恃む所は清原武則にありしが如く、義家の恃む所は一に眞衡の軍にありき。時に義家の従者平景政あり。鎌倉權五郎と稱す。挺進して其目を射られながら、矢を折り進んで敵を擊殺し、則ち胃を脱して倒る。矢猶ほ目に存す。三浦爲繼爲に之を抜かんとして、足もて其面を踏む。景政大に怒り刀を抜いて爲繼を斬らんとす、曰く、戦つて死するは武士の甘んずる所なり。生きて面を踏まるゝは、死よりも忍ぶべからずと。爲繼謝して跪きて之を抜く。景政時に僅に十六歳。以て當時の武士が如何に意氣を尊び、如何に面目を砥礪したるかを想見すべし。而して義家征戰の顛末を奏して、將士の賞を希ふや、朝廷私闘と爲して許さず。義家怒つて武衡・家衡等の首を道に捨つ。斯の如くして坂東再び朝廷に遠りて、源氏の威信を慕ふに至りぬ。

寺院朝廷に迫る 併も武臣は、猶ほ柔順にして、宿衛を榮として朝官を望むのみ。山法師の兇惡無道なるが如きことあらざりき。故に朝廷以て意と爲さず、白河天皇の如きは讓位の前後、近畿を周遊して佛事に耽り、高野に行幸すること四回、熊野に行幸すること八回、其寺院に寄する所の等身佛像三千百五十、三尺以下の佛像二千九百三十餘、七寶塔二十一、小塔四十八萬、畫佛五千四百七十餘、丈六佛、一百二十七に達し、殺生を禁斷し、籠鳥を放ち、漁網を燒棄せしむること八千八百。田樂を起して遊宴に耽り、以て親政の威を振ふ。後三條の克己的親政は一變して驕奢の親政となる。是に於てか神官・僧侶の跋扈甚しく、山城賀茂の邑人を憎みて、之を燒打にして二百餘戸を亡ぼしたる興福寺の山徒あり。數千群を爲して座主を追ひ、坂下の民家八十餘戸を燒ける延曆寺の僧徒あり。春日の神木を奉じて數千京に入り、近江守高階爲家が神人を掠めたるを劾奏して、遂に爲家を流罪せしめたる興福寺の衆徒あり。興福寺と難を構へて數ば兵を出せる金峰山の僧侶あり。日吉の神輿を奉じて關に至

り源義綱が其徒を殺したるを嗾訴し、遂に關白藤原師通をして、鳳闕の前に拒ぎて戰を開くの已むを得ざらしめし延暦寺の山僧あり。藤原氏は陰謀によりて朝権を奪ひ、山僧は武力によりて朝憲を紊亂す。而して白河上皇、猶ほ佛を崇信し、永長元年剃髮して白河法皇と號す。然も僧侶が兵馬の權を取らんとするが如く、遁世して猶ほ政權を捨てず。別に院を立て、納言・參議の才幹ある者を集めて院の別當と稱し、兵曹を設けて材武の士を集め、北面の士と號せしめ、院の宣旨を奉行せしめ、名けて院宣と云ふ。院宣の威、勅旨よりも強大に、天下の政令是より二途に出づるに至る。關白師通之を見れば、天下讓位の君にして斯の如きものあらんやと云ふに至り、法皇少しく憚ると雖も、師通薨じて法皇また憚かる所なし。堀河天皇は、仁徳の君なりと雖も、天下の事皆法皇に決し、また其仁徳を施すの地なく、徒に位に備はれるのみ。在位二十二年にして崩す。

第十七章 源平二氏崛起して

平氏先づ政權を執る (神武紀元千七百三十四年より千八百三十七年に至る)

白河踐踏、噴火山に踴躍す

大風大雨將に起らんとするや、天地曇靜なり。白河・堀河の治世は、天下の大亂に先てる沈靜なる一宵時のみ。天下皇室の親政を歡迎したるにあらず。藤原氏已に衰へて、山門漸やく驕るも、猶ほ武門が朝廷に屬するの故を以て、甚だ兇暴ならず。武門漸やく力を得るも、公卿の歴史的權威を慕望敬重して、敢て暴發する能はず。恰も青蛇と野墓と蚰蜒の互に相制するが如く、舊勢力已に去らんとして一縷の命を存し、新勢力代らんとして、未だ機會なきがために暫らく平均を保つのみ。白河法皇之を覺らず、その藤原氏の掣肘なきを幸として、遊宴・華奢、是れ事となし、さなきだに微弱なる朝廷の外に、院を立て、詔勅の外に院宣を出し、左右近衛の外に北面の士を置き、太政官の外に、院の別當を設け、天皇の任命、法皇之を沮み、法皇の院宣、天皇の詔勅と支吾せしめて、以て政令二途に出で、天下をして之を窺はしむるに至る。當時の親政は、正に是れ噴火山上に飛舞して得意とせるもののみ。

源平二氏崛起して平氏先づ政權を執る 白河踐踏、噴火山に踴躍す

鳥羽天皇は諱は宗長、堀河天皇の皇長子、母は藤原實季の女也。十二月、即位す。時年五歳、白河法皇に院宣を奉る。藤原氏已に衰へて、山門漸やく驕るも、猶ほ武門が朝廷に屬するの故を以て、甚だ兇暴ならず。武門漸やく力を得るも、公卿の歴史的權威を慕望敬重して、敢て暴發する能はず。恰も青蛇と野墓と蚰蜒の互に相制するが如く、舊勢力已に去らんとして一縷の命を存し、新勢力代らんとして、未だ機會なきがために暫らく平均を保つのみ。白河法皇之を覺らず、その藤原氏の掣肘なきを幸として、遊宴・華奢、是れ事となし、さなきだに微弱なる朝廷の外に、院を立て、詔勅の外に院宣を出し、左右近衛の外に北面の士を置き、太政官の外に、院の別當を設け、天皇の任命、法皇之を沮み、法皇の院宣、天皇の詔勅と支吾せしめて、以て政令二途に出で、天下をして之を窺はしむるに至る。當時の親政は、正に是れ噴火山上に飛舞して得意とせるもののみ。

曰く朕の佛經を希
する今世の幸を希
ふにあらざる、冥福
を祈るのみ、今
世の幸を奪ふのみ
を論ずる乎と、舌
を噛み血を出し、
毎朝は血書して日
なりて天下を擾さ
んとす。是より居常
憤懣して長寛二年
に崩す。壽四十六。
二條天皇は順仁
子にして母は大藏
大輔伊岐致遠の女
永萬元年七月、即
關白藤原基房攝政
たり。藤原基房攝政
永萬元年八月、二
條天皇を葬る。諸
寺會葬し延曆寺、
興福寺と班席を争
うて戦ふ。

仁安三年二月、二
條天皇位を皇太子
に譲る。之を高倉天
皇とす。時に二條
天皇五歳にして高
倉天皇八歳。古今未
だ曾てあらざる所
也。此年二月、清盛
病んで別髪し淨海
と號す。

源平二氏崛起して平氏先づ政權を執る 保元の亂

法皇崩す。崇徳上皇之を聞きて宮に至れば、右衛門權佐藤原惟方、遺詔と稱して拒んで納れず。崇徳上皇、痛恨、深悲、禁ずる能はず。遂に兵を擧げて、皇位を争はんとす。是より先き藤原忠實の子頼長、左大臣たり。兄關白忠通と權を争ふ。忠實、忠通を抑へて頼長を伸ばす。頼長材幹機略あり。博學精通、公卿多く比肩する能はず。然れども彼常に文學・技藝を卑しめ、兄忠通が詩歌に達し、草隸に巧みに、聲譽あるを笑ひ、天下の士の爲すべき所にあらずと爲す。其豪健の氣、權變の才、公卿の忌む所となり、私に惡左府の名あり。初め鳥羽法皇に寵任せらるるや、適ま近衛の崩じ美福門院の崇徳を疑ふや、頼長法皇の近臣を凌辱す。近臣譏するに崇徳の呪詛に與れるを以てす。是より法皇の寵遇衰へ繼嗣を議するに方つても、其敵手忠通と謀つて頼長に及ばず、頼長また憤懣す。是に於てか崇徳、頼長に謀るに大事を以てするや、頼長之を懲通し、兵を四方に募つて白河殿に集む。是れ法皇の崩御を去る、僅に七日の後なり。内には崇徳上皇の美福門院、後白河天皇と權を争ふ此の如きあり。外には頼長の忠通と權を争ふ此の如きあり。而して武門武士また腕を扼して事を俟つあり。大亂の空氣は四方より壓し來りしなり。是に於てか一宵時の泰平を見て親政の時來れりとせる朝廷の夢は、忽然として破られぬ。法皇の將に崩せんとするや、内大臣藤原實能私に法皇に語つて曰く、方今の形勢、陛下百年の後、大亂の興らんこと必せり、早く之に備ふる所なかるべからずと。法皇武幹膽勇の士を選び、

源義朝・源賴政等十人をして、誓書を美福門院に納れて、緩急奉公を怠らざるを約せしむ。已にして上皇兵を起し、源爲義を招く。思へらく義朝を致すを得べしと。然れども已に美福門院に先ぜらる。是に於てか爲義辭するに、年老い事に堪へざるを以てす。上皇強ひて已まず。爲義其必敗るを知るも、知己の恩に酬いんとして、其六子を率ゐて起つ。末子爲朝九州の兵を率ゐて之を助く。平忠正、また上皇に應ず。兵集まるもの一千人。南都興福寺の僧兵もまた之を助けんことを約す。此時に爲朝、策を立て、暗に乗じて火を放ちて、皇居を攻めんと云ふ。頼長之を聽かず。南都僧兵の來るを待ちて、堂々の戦を爲さんと云ふ。爲朝、之を罵つて長袖事を過つと爲す。果然、義朝、皇居にあつて策を立て、南都の援兵の至らざるに先つて、白河殿を攻めんとす。天皇、之を聽す。義朝即夜諸將と一千七百餘騎を率ゐ、白河殿を圍む。頼長、敵兵を見て急に諸將の官爵を進む。爲朝獨り冷然として曰く、今日の事、戦を主とす、吾は鎮西八郎にて足れりと。寡兵を以て能く戦ひ、數ば敵將を破る。已にして義朝風に乗じて火を放ちしかば、白河殿遂に陥り、上皇走つて如意山に至り、疲れて進む與はず。仁和寺に入り薙髮して和を乞ふ。天皇許さず之を讃岐に遷す。頼長は南都に走らんとして、流矢に傷つけられ、自ら舌を噛んで死し、爲義、忠正、近江に走り、餘黨竄逐して跡を知らしめず。朝廷之を憂ふ。少納言信西、權詐あり。策を設けて上皇に黨せし者の罪を定めて、榜示す。皆死

源平二氏崛起して平氏先づ政權を執る 保元の亂

督局潛に宮を出て
嵯峨の民家に匿る
後高倉天皇迎へて
宮に入る。清盛益
怒り小督を収めて
清問寺に送り髪を
載ちて之を逐ふ。
天皇崩に臨み遺詔
して清問寺に葬ら
崩す。元平正月天
皇壽二十一日。

源平二氏崛起して平氏先づ政權を執る 保元の亂、平治の亂を生む

三〇〇

頼に黨して二帝を監守す。中ごろ、信頼の敗れんことを察し、帝をして女装せしめ、夜私に之を清盛の陣に送る。信頼の黨氣大に沮み、兵士往々にして離散す。然も義朝に屬するもの二千人あり。分つて諸門を守る。已にして清盛の黨、三千餘人を以て宮門を攻む。信頼、待賢門を守り、重盛の攻むる所となりて走る。重盛之を追うて宮門に入る。義朝の子、義平郎黨十六騎と横さまに撃つて之を破り、殆ど之を獲んとし、返りて義朝を助けて頼盛を柳芳門に破り、進んで六波羅に迫る。清盛恐惶自失す。已にして信頼大内の守を棄て、走り、平氏虛を擣いて入る。兵庫頭源頼政、また反覆して清盛に黨す。義朝、進退據を失し、子、義平・朝長・頼朝、及び源重成・平賀義信・鎌田政家・金丸丸等三十騎と共に東國に走り、再舉を謀らんとす。信頼、遂に義朝を見て曰く、何ぞ我を捨て、去ると。義朝怒つて曰く汝首謀にして我を捨て、去り、何の面目あつて我を見んとするかと。鞭もて其面を打つて過ぐ。已にして信頼上皇に請うて憐みを求めて得ず。遂に捕斬せらる。義朝等途に士兵に攻めらる。重成乃ち義朝と稱し十餘人を殺し其面を剝いて死す。義朝間を得て尾張内海に至り、舊臣長田忠致に倚り却つて爲に殺さる。頼朝、時に十三歳、軍に従つて人を殺し、義朝に従つて走り、馬上に睡つて隊を離れ、遂にまた平氏に捕へらる。平宗清其の少弱を憐み免して翌年之を伊豆に放つ。此の如くして坂東武士は武勇の名を擔ひつゝ、郷里に奔竄して、首を潜めて時を待ちぬ。

源氏の平氏に凌がれし所以

今や平氏、源氏に勝つ、源氏の力平氏に敵せざるにあらず。時利あらざるなり。

源氏は平氏よりも猛烈なる勢力を有すと雖も、其根據は近畿にあらずして、坂東・東北・九州にあり。其族黨は武勇、前なしと雖も、朝廷に近接せんには餘りに疎野なり。王朝衰へたりと雖も、猶ほ存す。彼等は一躍して其主人たらんには、餘りに其習慣・人物・思想に遠ざかりき。義朝、後白河天皇のために崇徳上皇の軍を攻めんとするや、後白河天皇、若し勝たば昇殿を許さんと云ふ。義朝之を聞きて曰く、勇士、生還を期せず、一生の思ひ出に今昇殿せん。鎧のまゝに押して殿上して、少納言信西のために止めらる。以て其疎野にして、朝廷に悦ばれざりしをみるべきなり。是れ等しく野人と雖も、猶ほ半ば貴族的習氣ある平氏の先づ進みたる所以なり。且つそれ、源氏の族黨猛勇と雖も、多くは其力を一にせずして、同族相排したり。源義朝の子義平が鎌倉にあつて叔父義賢と戦つて之を殺し、ために惡源太の名を得たるが如き、義朝が其父爲義を殺したるが如き、之を前にして義家、義綱と相争ひたるが如き、之を後にして頼政の義朝に背きたるが如き、義朝逃奔の途上、其子朝長の怯を憤つて刺殺したるが如きは、其酷烈少愛なる坂東武者の特質を示す。之に反して平氏は、源氏の如く根據大ならずと雖も、一族能く相和せり。絶大の勇武を有せずと雖も、齊しく進み齊しく退くの力によりて、之を償ふに餘りあり。これ東國に比すれば文化進み、倫常の念固きが故なりと雖も、また清盛の

源平二氏崛起して平氏先づ政權を執る 源氏の平氏に凌がれし所以

三〇一

巨頭能く之を統一したるによる。しかして今や源氏は凡て、平氏に壓せられぬ。壓迫は協和せしむ。「東國の總源氏」は平治の大敗によりて地理的に、政治的に、功名的に、外より統一協和を教へられ、今や化學的混和を起しつゝあるの時、清盛等揚々として舞臺の上に鷹揚闊歩し、地下より昇殿を許されたるを以て、公卿の嫉妬を受けて刺されんとせる忠盛の子、今や權大納言の榮位に上りぬ。

僧侶、盜兵となる

已にして二條天皇崩じて六條天皇位に即く。後白河法皇猶ほ政を院中に聽く。院宣は朝廷の權を小にし、清盛の武威は其光輝を掩ふ。生れて二歳に過ぎざる天皇は、其威信を増す能はず。是に於てか已に朝權を輕侮して、數ば之を侵害したる山門僧徒は、愈跋扈し、源義朝の敗れて走るや、叡山の僧侶、其道を遮りて之を要撃し、藤原信頼の敗去するや、叡山の僧兵之を要して其衣服器物を奪ひ、彼等は僧兵より一轉して盜兵となりぬ。彼等の争ふ所は、權勢と利益のみ。是に於てか二條天皇を葬るに方つて、諸寺の僧徒の席班を定むるに、延曆寺を以て興福寺の上にあらしむや、興福寺の僧徒怒つて延曆寺の榜を切る。延曆寺の僧徒齊しく起り、其末寺清水寺を燒きて、之に報酬す。興福寺、また春日の神木・神輿を奉じて關下に嘔訴し、延曆寺を罪せんことを主張し、先帝埋葬の式場は修羅の街となりぬ。

平氏に非ざる者は人に非ず

是より先、後白河法皇、清盛の權勢を見て悦ばず。山門に命じて、清盛を討

たしめんとす。清盛大に怒り亦兵を聚めて守備す。法皇恐懼し、遂に六條天皇の仁安元年を以て、清盛をして正二位内大臣たらしめ、二年遂に昇して従一位太政大臣たらしめ、以てその心を安んず。已にして清盛自ら已む。法皇、猶ほ其平ならざらんことを恐れ、三年二月、遂に六條天皇をして位を讓らしめ、憲仁親王をして位に即かしむ。之を高倉天皇とす。母は清盛の妻の妹なり。時に六條上皇は五歳にして、新皇高倉は八歳なり。之より清盛の威權朝廷を壓し、一族にして朝臣たるもの六十餘人、族黨の受領三十餘國、殆んど日本の半ばを有す。清盛の長子重盛、内大臣にして左近衛大將を兼ね、次子宗盛權大納言にして、右近衛大將を兼ね、清盛の女、徳子入つて中宮となる。中宮大夫平時忠、廣言して曰く、方今天下平氏にあらざるものは人にあらずと。清盛また童子三百人を放つて市中を徘徊し、己を非議するものを摘發せしむ。道路、目して惡禿と爲し、途に相遇ふもの多く回避す。是より平氏の少年また驕り、重盛の子、資盛、出遊して途に攝政藤原基房に遇うて車より下らず。基房の舍人、之を誰可するも告げずして、馳突して過ぎんとす。舍人進んで其車簾を斬る。清盛之を聞きて大に怒り、三百の甲士を遣はして基房を要撃し、從者の鬚を斷つて之を放つに至る。是れより舉朝、僧侶、歷代朝權を專にしたる藤原氏の一族も、戦々として、其怒に觸れざらんことを勉むるのみ。

平氏顛覆の陰謀

即ち潛伏すと雖も、彼等は一日も回復の希望を忘るゝものに非ず。治承元年権大納言藤原成親、近衛大將を望みて得ず。其平氏の徒に占有せらるゝを憤り、藏人源行綱等、法勝寺の執行俊寛・檢非遺使平康頼・式部大輔藤原章綱等と謀りて、兵を擧げ平氏を滅ぼさんとす。時に藤原西光なるものあり、法皇に親寵せらる。其子師高、加賀守にして其孫師經目代たり。鶴川寺に入つて僧を掠む。僧之を怒つて白山及び比叡の僧に訴ふ。兩寺の僧、日吉の神輿、白山の神輿を奉じて闕に迫らんとす。朝廷内大臣平重盛・兵庫頭源頼政をして、之を禦がしめ、射て神輿に中て、僧徒を破り、更に師高を尾張に流し、延暦寺の座主明雲を伊豆に流す。已にして明雲粟津に至るころ、僧徒之を奪ふ。朝議成親と西光をして山僧を撃たしむ。成親此時に乗じて兵を擧げて平氏を滅ぼさんとす。源行綱、中道事の成らざるを察し、平氏の別莊福原に至りて之を清盛に訴ふ。清盛直ちに成親・西光を捕へて之を鞠す。西光清盛の暴を罵つて已まず。清盛怒つて其口を裂かしめ、成親を備前に流し、俊寛・康頼、成親の子成經を鬼界ヶ島に流す。上皇恐懼爲す所を知らず、唯だ清盛を慰めて其怒を霽さんと欲するのみ。二年十一月、中宮將に皇子を生まんとするや、後白河法皇、自ら其席に臨み、佛經を讀み珠數を繰りて祈禱するに至る。

平氏の地位、清盛の政策

治承三年八月重盛病を得て死す。法皇乃ち關白藤原基房と謀りて其封邑を收む。

邑は功田にして子孫に傳ふべきものなり。清盛大に怒り、兵を率ゐて福原より京師に入る。基房之を聞き救を後白河法皇に求めて曰く、重盛存するの日に、臣の爲に救解す、今や重盛なし、清盛必ず臣を苦しめんと。法皇曰く朕と雖もまた自ら保せざるなりと。清盛京に入り基房の關白を罷めて、大宰權帥に貶し、右近衛中將基通を以て之に代へ、太政大臣藤原師長を尾張に流し、大臣以下北面に至るまで、法皇の近臣を一掃して、三十九人の官職を奪ひ、宗盛をして兵を率ゐて法住寺を圍み、法皇を鳥羽殿に幽せしむ。高倉天皇また惶恐自ら安んぜず、位を皇太子に讓る。是れ清盛の女の徳子の出にして安徳天皇なり。斯の如くして清盛は皇室を敵とし、公卿を敵とし、源氏を敵とし、八方に敵を作りぬ。是れまた勢のみ。彼れ固と少數黨たり。唯だ形勢の地により、時勢の急變に乗じて勢力を占めたるものにして、且つ其起るや暴かなるを以て奮勢力と相衝突するを免れざるなり。然れども已に進んでは退くべからず、已に昇りて下るべからず。已に權勢を占めては之を把持すること、鞏固ならざれば覆亡を免れず。已に勝てば敵黨を窮迫せざれば己自ら覆亡するを免れず。彼れ朝廷に重用せられたるが故に、源氏を打撃せり。彼れ藤原氏のために抑へられんとしたるが故に、一族を國中に分有して要所を禦守せしめたり。彼れ成親・西光等が己を覆さんとしたるが故に、之を除けり。彼れ法皇が天下の冒險家、希功者、木平家の孤柱たらんとするを見たるが故に、法皇を鎖固せり。驕慢にして陰

謀に巧なる公卿、取つて代らんとする源氏、意志なくして動され易き宮廷に圍繞せられたる彼は、退きて滅亡するか、進みて斯くするか、二者の外、道なかりしなり。これ力を恃みて暴進する少數黨が、古來常に遭遇する所の運命たり。幾多の少數黨は、退きて守らんとして、美名を懷きて滅亡したるが故に、清盛は惡名を取るも寧ろ進んで生さんとしたるのみ。然れども平氏は必しも、兇惡の徒のみにはあらず。其政治は私利のみにあらざりき。彼等は、争つて勝てりと雖も、彼等を盡くものは僧徒と公卿に外ならず。而して此二者は彼等を盡くに、怨恨の涙を以て墨となし、憤怒の刃を以て筆となしぬ。彼等の善事は全く埋没せられて、其兇行のみ傳へられぬ。後三條天皇が改革せんと欲したる莊園欺妄横領の弊は、幾分か清盛の手によりて救済せられたり。然れども後三條の改革すら、關白大臣、之を外に遮つて行はしめざるものあり。平氏、何ぞ朝臣の怨を受けざるを得んや。桓武以來專横を逞しうしたる寺院は、平氏のために鎮壓せられて、發するを得ず。發すれば即ち撃たれ、朝廷常に之に觸るゝをすら恐れたる神輿も、平氏のためには遠慮なく射撃せられぬ。寺院何ぞ平氏に怨なきを得んや。且つ清盛、曾て安藝守たり。兵庫の地、海に據り、山に據り、宋に通じ、韓に通ずるの水門此處に存するを見て、山國なる山城より、都を此に移さんと欲せぬ。京師の市民、傍近の農夫、何ぞ平氏を怨みざるを得んや。實に清盛が爲し、また爲さんとせる莊園改革、寺院鎮壓、兵庫遷都の三事は絶大の功業なりしに係らず、平氏は之によりて深く天下の怨恨不平を招きぬ。

第十八章 北人の天下(上) (神武紀元千八百四十年より千八百五十三年に至る)

源氏政權を攪る

治承四年六月、清盛が内裏に遷り、源氏を逐ひ、平氏を擧げて、清盛に阿附して、三位を得、和歌を能くして公卿の間に周旋す。其子、伊豆守仲綱、名馬星鹿毛を有す。宗盛之を得んと欲して強ふることを數ばにして、拒む能はざるを以て之を貸し與ふるや、宗盛、馬背に仲綱の二字を烙印して馬を呼ぶに仲綱の名を以てす。仲綱大に慚憤して報復する所あらんとし、志を頼政に語る。頼政慨然、人心平氏に不平なるに乗じて事を起さんとす。時に少納言惟長なるものあり、相術を以て著はる。頼政、先づ惟長をして後白河法皇の皇子以仁王を説かして曰く、殿下の相、人臣にあらずと。以仁王は其母龍なさを以て親王たるを得ざる者なり。惟長の言を聞きて深く之を信ず。已にして頼政、平氏を討つて法皇以下を救ひ王として帝たらしめんと云ふや、王大に悦び頼政の言により爲義の季子、行家とし

源の頼政兵を起す

斯の如くにして、寺院、貴族、市民の平氏に平かならざるを見るや、治承四年、源

頼政、遂に兵を擧げて平氏を滅ぼさんとす。頼政は頼光五世の孫なり。義朝の信頼と兵を擧ぐるや傍觀して戦はず、惡源太義平に迫られて却つて清盛に黨し、其後、清盛に阿附して、三位を得、和歌を能くして公卿の間に周旋す。其子、伊豆守仲綱、名馬星鹿毛を有す。宗盛之を得んと欲して強ふることを數ばにして、拒む能はざるを以て之を貸し與ふるや、宗盛、馬背に仲綱の二字を烙印して馬を呼ぶに仲綱の名を以てす。仲綱大に慚憤して報復する所あらんとし、志を頼政に語る。頼政慨然、人心平氏に不平なるに乗じて事を起さんとす。時に少納言惟長なるものあり、相術を以て著はる。頼政、先づ惟長をして後白河法皇の皇子以仁王を説かして曰く、殿下の相、人臣にあらずと。以仁王は其母龍なさを以て親王たるを得ざる者なり。惟長の言を聞きて深く之を信ず。已にして頼政、平氏を討つて法皇以下を救ひ王として帝たらしめんと云ふや、王大に悦び頼政の言により爲義の季子、行家とし

頼政の敗死、福原の遷都

然れども寺院勢力の中心は延暦寺を誘はずんば平氏に敵すべからず。是に於て

て、東國に下つて諸源に激せしむ。諸源多く私に之に應ず。平氏未だ之を知らず。時に紀伊熊野の別當湛増、行家の使命を聞き之を六波羅に報ず。清盛大に怒り兵を發して以仁王を高倉宮に圍む。清盛未だ頼政の叛を知らず柔順なる黨なりと信じ、其子兼綱をして此行軍中にあらしむ。兼綱私に之を頼政に告ぐ。頼政以仁王を奉じて近江の園城寺に走り、寺院の勢力によりて平氏と對抗せんとす。是に於てか源氏と寺院との結託漸く成らんとす。

か一面、延暦寺の僧徒を招き、一面、興福寺の僧徒を招く。二寺初めに之に應ぜしが後清盛が米二萬石、絹三千匹を以て之を誘ふや、延暦寺之に應じ、園城寺の書辭無禮を名として之を却く。頼政乃ち去つて興福寺に依らんとす。平氏の軍、二萬餘人、知盛・忠度・重衡を將とし、追うて頼政を宇治に撃つ。僧兵能く戦ふと雖も衆寡敵せず。已にして坂東の人、足利忠綱、手兵三百を以て流を亂つて頼政の本軍に迫り、餘兵大擧して之に繼ぐ。頼政大敗、一族郎黨と共に自殺し、以仁王興福寺を指して走り、追兵のために射殺せらる。平氏思へらく、方今天下、平氏に敵するものなし、動亂の源ありとせば即ち寺院に外ならずと。是に於てか兵を遣はして、園城寺を撃つて之を焼かしめ、猶ほ延暦寺の盤踞するを見て、都を福原に移し、以て寺院の跋扈に遠ざからんとし、六月遂に都を遷す。公卿舊京に離

四月、平氏西上り、治承四年六月、清盛が内裏に遷り、源氏を逐ひ、平氏を擧げて、清盛に阿附して、三位を得、和歌を能くして公卿の間に周旋す。其子、伊豆守仲綱、名馬星鹿毛を有す。宗盛之を得んと欲して強ふることを數ばにして、拒む能はざるを以て之を貸し與ふるや、宗盛、馬背に仲綱の二字を烙印して馬を呼ぶに仲綱の名を以てす。仲綱大に慚憤して報復する所あらんとし、志を頼政に語る。頼政慨然、人心平氏に不平なるに乗じて事を起さんとす。時に少納言惟長なるものあり、相術を以て著はる。頼政、先づ惟長をして後白河法皇の皇子以仁王を説かして曰く、殿下の相、人臣にあらずと。以仁王は其母龍なさを以て親王たるを得ざる者なり。惟長の言を聞きて深く之を信ず。已にして頼政、平氏を討つて法皇以下を救ひ王として帝たらしめんと云ふや、王大に悦び頼政の言により爲義の季子、行家とし

正治元年、高維の僧文覺頼朝の死後、不軌を圖りて佐渡に流さる。十年四月、泉涌寺の開山俊湧、宋に入る。正治二年閏二月、政子、鎌倉に壽福寺を立つ。建仁元年七月、俊鳥羽上皇和歌所を定め、源家長、藤原清範、同俊成、鴨長明、源通具、同通親、藤原有家、定家、家隆、藤原通、同家隆等をして、員に備はらしむ。十二月、定家、家隆、家隆等に命じて、新古今集二十巻を撰せしむ。古今、後撰、拾遺、後拾遺、金葉、詞花、千載集と合せて八代集と云ふ。同二年、頼朝、建仁寺を建て、榮西を禪宗より發行はる。榮西は備中の大、十四にして、荆楚仁安三年、宋に入る。仁安三年、宋に入ること五年にして、歸る。

北人の天下(上) 源氏政権を握る 源の頼朝兵を擧ぐ

るゝに忍びず、依々として悲しむの色あり。然も清盛の威を憚つて、之を言ふものなし、清盛思へらく、稍以て安かるべしと。鋭意して諸源を誅鋤せんとす。

源の頼朝兵を擧ぐ 時に山門・寺院・公卿久しく清盛の専横を厭うて之を覆へさんと謀ると雖も、彼等は

獨力を以て平氏を制する能はざるを見、彼等の目は等しく東北の諸源の上に注ぎたり。然れども諸源

は皆黙從して爲すあるに足るものなしとせられしが、其中慧眼の徒は、伊豆の流人、源頼朝に注目

して、之を擁立せんとするものなきにあらざりき。彼は其系統に於ては、源家の嫡流にして、家長

制度の行はるゝ當時に於ては、人の長者なる最大の資格を有したり。其父祖、義家・義朝が鎮撫した

る東北の豪族は、今や南人と平氏の専制に壓せられて、出衆の機會なきを憤り、平氏に阿附する黨

與が己の左右に跋扈するを怒り、何人か大亂の唱者たるべきかと思つて、等しく目を頼朝の上に注ぎ

たり。其沈著なる態度は英雄の如く傳へられ、其朗々たる音聲は、將帥の聲として聞かれ、其十三歳に

して人を斬りて馬上に眠りたる往事は、今更の如くに繰り返され、其堅實にして浮誇ならざる性質は、

信賞必罰の大將として賞讃せられぬ。東北の武人は朝廷を恐るゝものにあらず、腕力の前には何物も

被靡せざるべからざるものと信ず。然れども其唱首を待つ心の心に至つては、また實に甚しきものあり。而して今や其英雄崇拜心と、尊族敬重心とは、一に頼朝の上に注がれぬ。是に於てか中宮の屬官

三善康信の如き、巧慧にして陰謀好なる京官が、私に京師の消息を頼朝に通じて、他日の榮達を謀る

とき、東北の武人はまた弓馬を磨きて、早く頼朝の起たんことを促しぬ。僧文覺の如きは、法皇を罵

つて伊豆に流さるゝや、頼朝の態度を見て奇貨用ふべしと爲し、大業を起さんことを勧め、示すに義

朝の調體と稱するものを以て之を激す。而も頼朝猶ほ自ら信ぜず、優悠、遊樂を事とし、伊豆の人、

伊東祐親の女に通じ、祐親の怒を恐れ、去つてまた北條時政の女に通ず。時政、頼朝の名家の末たる

を以て陰に之を奉じて事を起さんとするの心あるを以て之を默許す。祐親・時政共に平氏の命を奉じ

て頼朝を監視せるものなり。行家が以仁王の令旨を奉じて源氏を募るに及びて頼朝意動くと雖も、久

からずして以仁王の敗北を聞きて意氣沮喪す。已にして平氏、諸源を誅鋤せんとして大庭景親をして

頼朝を撃たしめんとす。三善康信、遙に京師より之を頼朝に報じ、近江の源氏佐々木秀義も、また來つ

て之を告ぐ。こゝに於てか、頼朝意を決して兵を擧げんとす。時政之を助く。坂東の將士久しく變を待

つ。缺く所は、たゞ首領のみ。こゝに於てか、頼朝已に起つと聞くと、時政の子宗時、義時、佐々木秀義

の子、定綱・經高・盛綱・高綱・土肥實平・弟宗遠・比企能員・加藤光員・景廉・大庭景義・豊田景俊・狩野茂

光・工藤景光・田代信綱・安達盛長・天野遠景等、各々其族黨を擧げて、これに従ふや、治承四年八月、

頼朝兵を起して山木判官平兼隆を擧うて之を殺し、仁政を附近に敷き、安達盛長をして豪族を招か

北人の天下(上) 源氏政権を握る 源の頼朝兵を擧ぐ

しむ。豪族多く集り坂東震動す。頼朝、乃ち衆三百人を率ゐて相模の石橋山に出づ。大庭景親、平氏に黨し、三千人を以て來り攻む、頼朝衆寡敵せずして敗北す。敗北の時に際しても、景親の郎黨飯田家義、頼朝の爲に、景親に叛く。景親の族人、梶原景時、頼朝蟄伏の所を知つて、故に知らざる爲して通過したりき。以て、如何に坂東の士心が、頼朝に集りつゝありしかを證するに足る。

頼朝鎌倉に據る

頼朝已に石橋山に敗るゝや航して安房に至り、先人義家の郎黨たりし三浦氏に依り、其衆を併せて上總に入り、上總權介平廣常を招く。廣常、兩端を持して應ぜず。乃ち道を轉じて下總に入るや、下總介千葉常胤、三百餘人を以て之に屬す。頼朝行くく衆を併せて隅田川に至る頃、廣常二萬人を以て後より頼朝に會す。頼朝、其運緩曖昧を責め、直ちに之を見ずして、命を待たしむ。廣常初め頼朝を輕んじて異志を蓄ふ。今や親しく之に接して、其森嚴の威風に打たれ、志を改めて之に事ふ。頼朝、其衆を併せてまた武藏を平げ、秩父の畠山重忠・河越重頼・江戸重長の衆を併せて相模に歸り、千葉常胤の言に従うて幕府を鎌倉に開く。坂東の豪族多く來り屬す。

源の義仲起る

此時に方つて源義仲も、亦兵を信濃に擧ぐ。義仲は爲義の子、帶刀先生義賢の第二子なり。初め義賢、其姪義平と私闘して殺さるゝや、義仲時に二歳、駒王丸と云ふ。齋藤實盛之を匿して信濃に送り、乳母の夫、權守中原兼遠に託す。駒王丸少小にして武幹あり。慨然として家門を興

すの志ありて、年十三、高祖義家の故事に倣ひ、自ら石清水に至り元服して名を義仲と改む。人稱して木曾冠者と云ふ。數ば京師に往來して平氏の舉動を窺ふ。以仁王の令旨を得るに及び踴躍して兵を擧ぐ。集る者一千餘人。平氏之を聞き兼遠を責む。兼遠之を豪族根井行親に託す。行親、心を傾けて之を吹く。甲斐の武田・上野の那和・下野の足利等の諸豪、來つて之に屬し、兵威四隣に振ふ。

平氏戦はずして富士川に敗る

清盛、頼朝の起るを聞き慨然として嘆じて曰く、坂東は彼の家人多し、之

を坂東に放ちしは、盜に鍵を貸したるに同じと。十月、東海・東山兩道の兵、五萬人を發して、右近衛權少將惟盛を追討使として、薩摩守忠度・三河守知度をして之に副とし、頼朝を征せしめ、別に上皇を要して曰く、願くは源氏に與みせざるの誓を爲せ、然らざれば陛下を幽すること法皇の如くせんと。宗盛、傍より紙筆を勸む。上皇已むを得ずして誓書を與ふ。已にして平軍、東海道を下ると聞かば平廣常、頼朝に説きて曰く、坐ながら敵を待つは、進んで之を逆ふるに如かず、寸土尺地も之を占むれば則ち我有なりと。頼朝、乃ち足柄の險を超えんとす。平氏、また足柄を超えんとす。軍監藤原忠清曰く、豆駢の軍未だ集まらずして險を越ゆるは不可なりと。富士川を前に控へて陣す。是に於てか頼朝、足柄の險を越えてまた富士川に至る。兵凡そ二十萬と號す。氣、南軍を壓す。是れ國史ありて以來の大軍なり。平氏已に北人の勇武を聞き氣沮む。此時北條時政已に甲斐に入り、二萬人を募り、武田信

義をして率ゐて平軍の後より迫らしむ。道、富士沼を経て夜澤中の水禽を驚かす。平氏聲を聞きて大軍後より迫るとなし、潰散して走る。頼朝乃ち返つて坂東を定む。適々弟義經も秀衡の許より來り屬す。源行家また兵を擧げて尾張より美濃に入るや、平知盛・平通盛・平清經・平忠度等、進んで之を美濃の板倉に破る。頼朝、弟僧義圓を遣はして行家を助く。平重衡・維盛等また之を尾張の州股河に破りて義圓を殺す。行家大敗して參河に走り矢矧河を保ち、老兵三人を放ち京師に赴く役夫とならしめ、行く／＼流言を放ちて曰く、源氏の大軍後より至らんとし、前鋒菊川にありて、後軍は橋本見附にありと。平軍動搖して退く。行家乃ち檄を飛ばして沿道の民に諭して曰く、平氏敗れて走る、一矢を放たざるものは源氏の仇敵なりと。士兵四方に起つて平氏を追ふ。平軍大に潰えて歸る。

平氏寺院を敵とす

北方已に源氏の征服する所となるを聞くや、平氏震驚、先づ衆心を安んぜんがため、都を京都に遷し、關白基房を前官に復す。是れ延暦寺の僧徒と、公卿の不平を夷かならしめんがためなり。然れども事已に遅かりき。機會の變、勢力の消長を見るに敏なる僧徒・公卿は、南北の勢已に定まる所あらんとするを見て、私に内より平氏を覆さんとす。十一月山本義經・柏木義兼、兵を近江に起して遙に頼朝に應ずるや、延暦寺・園城寺の僧徒、また之を助く。清盛、知盛等をして撃つて之を夷げしむ。義經・義兼、走つて鎌倉に歸す。平重衡等、更に三千餘人を率ゐて園城寺を攻めて之を燒

く。僧徒戰つて死するもの七百餘人、兵火にかゝるもの塔廟六百七十三、大津の民家、二千八百五十三宇、佛像二千、一山擧つて灰燼に歸す。平氏また妹尾兼康をして大和の檢非違使たらしむるや、興福寺の僧徒之を攻めて、其衆數百人を殲滅して、猿澤に梟し、また木偶の首を作りて之を打ち、且つ獄つて清盛の首と云ふ。是に於てか平氏、京師傍近にある可燃分子を排除し、以て野を清めて源氏を待たんとし、重衡・通盛等をして興福寺を撃つて之を滅さしむ。僧侶、奈良坂と般若寺に砦を築きて之を守る。平氏従つて火を放ち、撃つて之を殲くす。是より平氏益民心を失す。時人の僧侶を見る猶ほ清盛の之を見るが如し。然れども寺院の神聖を剝ぐに至つては、時人の兇惡とせざる能はざる所なればなり。

清盛死して平氏衰ふ

養和元年正月高倉上皇崩じ、閏二月、清盛は熱を病んで死す。時に歳六十四、彼は後三條天皇より後ること茲に百七年、均しく舊例古格に従ふを屑とせざる變革時代の精神の子なり。然れども後三條天皇は唯だ藤氏の權の恐るゝに足らざるを見たるのみ。清盛に至りては、更に歴史の從ふに足らざる、寺院の信奉するに足らざる、公卿の尊敬するに足らざるを見たり。苟も見て以て治道に妨げありとなすや、千年の歴史的神聖を有するものをも破壊して省みざらんとす。彼は寧ろ武將にあらずして、貴族的の改革者のみ。彼は固より所謂改革者の理想を有したるにあらず。然れど

も歴史と、積勢との將に捨てられんとする變革時代は、正しく彼に於て其權化を見たりき。故に舊勢に附隨したる公卿・寺院・諸國の豪族は、多く之を惡みて其覆らんことを希ひたり。然れども、其剛膽果決に壓せられて猶ほ畏服したり。今や、彼れ逝く。餘す所は暗弱にして意志なき宗盛あるのみ。知盛の狷介なる、重衡の沈毅なる、教經の雄武なるありと雖も、宗族を統一するの巨頭にあらず。彼れ去るや、平氏の勢散漫して反對の族黨、公卿・寺院の勢威、勃然として盛なり。

頼朝、義仲と争ふ

頼朝、未だ平氏の衰ふる斯の如きを知らず。已むなくんば天下を兩分して、平氏と

共に朝廷に仕ふる父祖の如くならんと欲し、未だ平氏の全く顛滅し得べきを信ぜざるなり。故に根を坂東に定め、而して後進まんとして、坂東の經營に汲々として、數ば書を平頼盛に送りて、前日救命の恩を謝し、且つ朝廷に上書して必しも、亂を企つるにあらず、朝廷若し平氏を棄てずんば、相和して并び仕ふる昔日の如くするも可なりと言ふ。其野心猶ほ淺小なりしなり。此時に方つて義仲既に京師に往來して、其情偽に通じ、必ず撃つて之を倒すべきを信じ、銳意して木曾より京師に入らんとす。故に平氏の憂ふる所、寧ろ義仲にあり。養和元年六月、越後の城長茂をして後より義仲を撃たしむ。長茂、越後、出羽の兵四萬人を發して筑摩川に陣す。義仲二千餘人を以て之を逆撃し、詐つて平氏の赤旗を建て、近づくに及んで白旗を擧げ、馳突して之を破り、其の將今井兼平・樋口兼光・權親

初め頼朝の捕はるるや頼盛の母池の尼之を救ふ。

承元二年、勅して專修念佛宗(淨土宗)を禁じ其始祖黒谷の源空を土佐建久三年、熊谷直實族人と訴へて勝たず、憤つて黒谷に入り僧源空の弟子となる。

忠・根井行親等をして、長驅深入、越後を徇へしめ、兵威大に振ひ、返つて京師に上らんとす。是より先き源行家の、平軍に破らるゝや、鎌倉に歸つて頼朝に乞ふに、一國を領して再び兵を起さんことを以てす。頼朝之を省ずして曰く、余、兵を起してより已に十國を領し、義仲もまた五國を取る、方今天下皆取るべし、公何ぞ自ら取らずして、我に乞ふやと。行家は頼朝の叔父なり。是より頼朝を以て薄恩となし、去つて信濃に往いて義仲に頼る。此時、行家の弟志太行廣も、また兵を常陸に起して頼朝に詣る。頼朝之を待つこと厚からず。義廣之を憤り三萬人を率ゐて上野に至り、頼朝に叛かんとす。足利忠綱之に應ず。已にして小山朝政の襲撃する所となりて、走つて義仲に依る。頼朝已に義仲の威聲隆々たるを見、また已に先して京師に入らんとするを見て、源家の統領たる己の威信に害ありとなす。今や已に平かならざる行家、義廣を容るゝを見て、更に之を憤る。時に甲斐源氏武田信義其の孫女を以て義仲の子、義高の妻たらしめんとす。義仲、其系統の相如かざるを擧げて之を拒む。信義の子信光慚憤、去つて頼朝に至りて義仲を讒し、頼朝に先つて京に入るは、其志疑ふべしとなす。頼朝遂に義仲を撃たんとして壽永二年三月十萬人を率ゐて信濃に入り、碓氷峠に陣す。義仲の諸將多く逆へ戦はんと云ふ。義仲、同族相戦ふは一利なくして百害あるを論じ、避けて越後の國府に行く。頼朝兵を引いて歸り使を遣はし、行家の頭を得て甘心せんと云ふ。義仲之に答へて曰く、行家は他

人にあらず、公と我との叔父なり、之を殺すに忍びずと。乃ち長子義高を質として和を乞ふ。頼朝之を許し、妻はすに其女を以てす。義仲、其將士の妻女を招きて諭して曰く、義高を頼朝に質とするは、是れ卿等の夫婦を保全せんとする所以なりと。妻女皆感激して涙に咽ぶ。斯の如くして源氏の宿弊たる同族相猜疑攻伐するの習は、再び頼朝によりて開かれぬ。

義仲平氏を西に追ふ

義仲、已に頼朝と和す。是に於てか、後を顧みずして直ちに京師に入らんとして、

先づ城を越前の火燧山に築き、平泉寺の長吏齊明・富樫家經・林六郎光明・仁科守弘等をして、之を守らしむ。齊明、私に平氏に通じ、城遂に陥る。平氏、勝に乗じて、越前・加賀を略し、三位中将維盛・越前三位通盛・薩摩守忠度・皇后宮亮經正・安房守清房・三河守知盛等、十萬餘人を率ゐて、加賀・能登の界、志雄山に陣す。是れ平軍の精銳を集めたるものにして、其志一擧して義仲を夷げんとするにあり。義仲時に越後の國府にあり。急に越中に出で、行く／＼五萬人を集めて、礪波山に陣し、伏兵を設くる。五所、自ら黒坂峰に登りて敵軍の目標となる。平氏必ず義仲を得んと欲し競うて黒坂峰にに進む。已にして夜に入り義仲の伏兵四方に起り、平氏を俱利伽羅の谷に陥擠して其一萬八千人を殺す。餘衆走つて加賀に入り、義仲・行家長驅連戦して東山・北陸の二道より京師に迫る。平氏驚惶、出づる所を知らず。清盛の生時は佛寺を鎮壓して一步も假さざりし平家、今は宗族連署して、誓書を延暦寺に奉

此間加賀の宿弊たる同族相猜疑攻伐するの習は、再び頼朝によりて開かれぬ。義仲、其將士の妻女を招きて諭して曰く、義高を頼朝に質とするは、是れ卿等の夫婦を保全せんとする所以なりと。妻女皆感激して涙に咽ぶ。斯の如くして源氏の宿弊たる同族相猜疑攻伐するの習は、再び頼朝によりて開かれぬ。

り、藤原氏が興福寺を氏寺とするが如く、延暦寺を氏神とし、福福、喜怒、一に山門と共にせんと稱して、以て其の援兵を乞ふに至る。然も勢利の外、眼中に存せざる山門は、已に衰威に近よれる平氏を助けざるなり。是に於てか、七月義仲進んで琵琶湖を濟つて近江に入らんとするや、百濟寺其請に應じて之に五百石の糧米を供し、延暦寺また義仲の秘書僧、大夫房覺明の遊説によりて義仲に應じ、平氏を挾攻せんとす。平氏恐惶、西海に走り、九州の兵士と水軍を以て戦はんとし、天皇と三種の神器を奉じて西奔す。法皇、潜かに延暦寺に奔り、攝政基通・左大臣經宗・右大臣兼實等、百官皆先を競うて延暦寺に入る。是に於てか義仲一兵を失はずして京師に入る。義朝の敗北以來二十二年、京人始めて白旗を見る。

法皇義仲を厭ふ

此月、法皇、法住寺殿に歸り義仲を左馬頭として伊豫守を兼ねしめ。行家を備前守とす。世義仲の起るの驟かなるを以て旭將軍と稱す。法皇また平氏二百餘人の官爵を削り、義仲・行家の二人をして之を討伐せしめ、安徳天皇西奔して、京師主なきを以て、翌八月新に天皇を立てんとす。

世人多く望を北陸の宮に屬す。北陸宮は故以仁王の子にして、僧となりて難を越後に避けたるものにして、義仲の勸むる所となりて髮を蓄ふ。義仲之を立てんとす。宮人或は其一旦僧となりし故を以て之を沮む。法皇、寵姫丹波局の言に従ひ、高倉天皇の第四皇子を立て之を後鳥羽天皇とす。義仲憤

平氏延暦寺の宿弊たる同族相猜疑攻伐するの習は、再び頼朝によりて開かれぬ。義仲、其將士の妻女を招きて諭して曰く、義高を頼朝に質とするは、是れ卿等の夫婦を保全せんとする所以なりと。妻女皆感激して涙に咽ぶ。斯の如くして源氏の宿弊たる同族相猜疑攻伐するの習は、再び頼朝によりて開かれぬ。

畠山重忠、頼朝に
屬す其族人重能
平氏に從つて義仲
と戦ふ平氏西海に
走るに方つて重能
又弟を召して志を
問うて曰く二十
年平氏の恩を受
けるは宗盛曰く忍びず
るとは宗盛曰く忍びず

兄弟相慕ふは貴賤
となく一なりを見
ぞ去つて其族を見
すめて東に歸らし
む。また維盛衆に
を牽くが故に後
と。衆曰く他人皆
妻子を具す。何ぞ
獨り携へざるかと
維盛曰く。假令携
長きを保余するを
得んやと。衆皆泣
ふが如き法者にあ
らず。

北人の天下(上) 源氏政權を攪る 平氏海上の權を執る 三二〇

憲、法皇を憾む。此時に方つて、義仲の兵京師にあるもの五萬人、糧食續かず、各々民家に入りて抄掠を事となす。初め京人、平氏の專横を怒り、日々源氏の速に京に入らんことを祈りしが、平氏は威壓するも抄掠せざりき。然るに今や源氏の來るや、威壓に加ふるに抄掠を以てし、且つその疎獷なる北國の風習は、深く京人に不快の念を與へて、輕侮せざる能はざらしめたり。是に於てか一旦厭惡せられたる平氏の記憶は、再び復活したり。其の暴虐は忘れられて、其美事は想起せられぬ。其二十餘年の榮華、一朝夢の如くに消え失せたるの一事は、人をして興亡古今の感に堪へずして、寧ろ之を憐むの心を生ぜしめぬ。その同族の情に厚くして、相率ゐて零落の淵に投ずるを避けざるの意氣は、人をして惻々の念に堪へざらしめぬ。而して京人的心事の念を以て、北國の武士の疎野を輕侮厭惡する最も甚しきものは、法皇なりき。故に頼朝と義仲と争はしめ、其間に立ちて、權力の平均を制せんとし私に頼朝を招く。頼朝辭するに關東未だ平かならざるを以てす。

平氏海上の權を執る

初め平氏の西奔せんとするや、倉皇、狼狽、隊を亂して走る。故に先づ福原に會して、勢を整ふ。會するもの七千餘騎のみ。曾つて天下の都府たりし市府は、今は荒れ果て、榮花の跡を止めず。花見の岡、月見の濱、雪見の原、船見の浦、里内裏等、荒殘、頽敗、徒に古今の感に堪へざらしむるを見て、一門の族黨三百餘人、皆感慨の涙に堪へず、清盛の墓前に同向し、最後の弔、

一生の思ひ出と稱して管絃講を催し、或は笙を吹き、或は箏を吹き、或は笛を吹き、或は琴を弾じ、鉦鼓・方磬・太鼓・琵琶等、其の京師の宮廷に風流を競うたる堪能を盡くし、皆京を望みて泣く。斯の如きもの徹宵、翌朝火を放つて宮殿を焼き、首を回らして焰を望み海に航して太宰府に走る。此の時に方つて緒方三郎維義、豊後にあり。平氏の奔來せるを聞き、やがて後より之を攻む。平氏敗走してまた海に航して長門に至る。長門の目代紀光季、戰艦百三十餘艘を以て之を迎ふ。平氏大に勢を得て門司を略し、赤間關より中國・西海の口を扼し、且つ讃岐の屋島に行宮を立て、四國を徇へ、進んで山陽道を略して、内海の權を取り、兵勢大に振ふ。已にして十月義仲、其將矢田義清・高梨高信・海野幸廣等を遣はして、平氏を打つ。北人水軍に習はず。閏十月平重衡・教經等のために破られ、全軍覆す。是に於てか義仲將に自ら進んで平氏と戦はんとす。是より先き、法皇、行家をして平氏を討たしめんとす。義仲曰く、行家、勇は即ち勇なりと雖も、數ば敗るゝを如何せん。行家之を聞き義仲を法皇に讒し、將に義仲を討たんとす。義仲之を憤る。已にして頼朝、其弟義經・範賴をして、兵を率ゐて京に入らしめんとするを聞き、義仲平氏を捨て、京に入る。行家之を聞き平氏と戦つて義仲と和せんとして、私に播磨に下る。平氏之を室山に逆撃して破る。是より平氏更に振ふ。思へらく回復もまた難からずと。

北人の天下(上) 源氏政權を攪る 平氏海上の權を執る

法皇、義仲を排せんとして敗る 此時に方つて平氏山陽を扼し、頼朝東海道より關東を扼し、京師の貢米上らず、義仲愈糧食に窮し、其兵四出して抄略し、神領寺領權門勢家の領をも憚らず其青苗を刈るに到る。法皇之をして義仲に言はしむ。義仲糧食の出づる所なきを以て之を聽かず。最後に檢非違使平知康をして言はしむ。知康巧慧にして柔佞、鼓を以て法皇に用ひらる、世に鼓の判官と云ふ。義仲知康を見て嘲つて曰く、葦下の兒童、卿を呼んで鼓の判官と云ふ、人のために搦たるるか。知康慚憤して歸り法皇に奏して曰く、義仲叛形已に現はる、宜しく之を誅すべしと。法皇、直ちに延曆・圓城二寺の僧兵を召し、廣く兵を近畿に募る。市井の無賴、兇惡の僧徒、之に應ずるもの二萬餘騎、知康之に將として法住寺殿に據り、寺社の符、佛像を四壁に帖して、以て敵人の矢を防ぎ進んで義仲を攻めんとす。義仲怒つて曰く、已に兵あり、食なかるべからず、食を京師に募るにあらずんば、京師の守護たる能はず。且つ市人農夫に徴するも、未だ公卿に及ばず、法皇何の苦しむ所あつて咎めんとするか、義仲最後の戦して屍を都に晒さんと。從者之を諫むれども聞かず。曰く假令天子と雖も、我れ豈に手を束ねて制を受けんやと。一千餘騎を以て進んで之を攻む。延曆寺の僧兵先づ敗れて、餘衆潰走し、天台座主明雲大僧正・長吏圓慧法親王以下の首領多く射殺せられ、法皇、輿に乗じて走らんとし、八島四郎行綱の爲に五條内裏に幽せられ、市人狼狽皆外に走る。是に於てか義仲、其部下を會し

て曰く、我已に法皇と戦つて勝てり、天子とならん乎、法皇と爲らん乎、法皇は法師のみ、法師とならんも笑ふべし。天子は童幼のみ、童子となるも可ならず。去らば我關白たらん乎と。其秘書僧覺明曰く、關白は藤氏にあらずんば能はずと。即ち自ら院の別當と稱して丹波を領す。此一事以て北國の野人の政治思想を見るべきなり。義仲更に三條權中納言朝方以下諸國受領四十九人の官爵を削り、前關白基房の女を娶り、基通の關白を停め、基房の子師家を内大臣として攝政せしむ。

義仲の末路及び其人物

此時に方つて頼朝・義經法皇の命を奉ずと稱し、實は義仲を討つて其權を頼朝一家に集めんとし、六萬人を率ゐて尾張熱田にあり。京師の變を聞くや、義經は伊勢路より、頼朝は近江路より道を分つて進む。義仲之を聞き、頼朝の猜疑遂に脱すべからざるを知り、寧ろ平氏と和するも

より道を分つて進む。義仲之を聞き、頼朝の猜疑遂に脱すべからざるを知り、寧ろ平氏と和するも頼朝と戦はんとし、急に使を發して、平氏を招き、力を併せて頼朝を征せんと云ふ。平氏の一門之を聞き大に悦ぶ。獨り權中納言知盛喜ばずして曰く、平氏零落すと雖も、何ぞ木曾義仲と袂を聯ねて周旋せんや、我に天子あり、三種の神器あり、義仲若し和せんとせば、冑を脱し、弓弦を弛めて、軍門に降るべきのみと。宗盛之に従ひ和遂に成らず。已にして壽永三年正月、義經二萬五千餘人を以て宇治に入り、頼朝三萬五千餘人を以て勢多に迫る。義仲兵少なく、僅に今井兼平・山本義弘をして五百餘人を以て範頼を拒ぎ、根井幸親・楯親忠をして、三百餘人を以て義經を宇治に拒がしむ。義經の將、

義仲死するや頼朝の許にあり義高と走つてかくれんとす。頼朝使をして之を殺さしむ。頼朝の女、悲んで病を帯て死す。頼朝を尤む、頼朝を斬る。使者を罪して之を斬る。

讃岐の國の在處等二千餘人背きて源氏に應ず。教經擊淡路に至つて頼朝の從兄弟義嗣義久を得、遂に河野通方繼義等と力を併せて備前の今木に據る。教經また進んで之を破る。

北人の天下(上) 源氏政權を攪る 神器を有せざる天皇

佐々木高綱・梶原景季・高山重忠等、流を亂つて進む。義仲の將士、力戦すと雖も、衆寡敵せずして敗走す。義經進んで京に入り、兵を縱つて義仲を攻む。義仲且つ戦ひ且つ走り遂に粟津に敗死す。斯の如くして當時の東北の野人を代表する最好の標本武士は終りぬ。彼れ源家の嫡流たる聲望を有する頼朝の如くならず。坂東形勝の地を占むる頼朝の如くならず。東北諸源の心を得る頼朝の如くならず。一族郎黨を有する頼朝の如くならず。一族の師なくして、木曾の僻地に起り、手に唾して東山・北陸を定め、頼朝が坂東の割據に汲々たる時、勇往直進、平氏の根據を顛覆す。彼は獨り源氏の陳勝・吳廣たるのみならず、殆んど英雄の材ありき。唯だ其聲望、頼朝の如くならず。僻地に長ぜしがため、事物に暗く、京人の逃れて彼に依るものも、頼朝の大江廣元あるが如くならず、僅に一の僧侶覺明あるのみにして、政制の學識ある者なく、經綸の才ある者なし。其野人的心性を直ちに京師に用ひんとして敗る。其材頼朝に劣るにあらず、地位相加かざるなり。併も其人情に厚きや、頼朝の酷薄の得て比する所にあらざるなり。

神器を有せざる天皇

源氏、内に相争ふや、平氏之に乗じて山陽・南海の十三州を略定し、大阪に來り、福原の舊都を修めて、安徳天皇を奉じ、西は一の谷より、東は生田の森に壁し、山海の形勢に依つて守る。其徒衆十萬人、適ま之に背叛するもの皆討滅せられ、威聲、京師に迫る。是に於てか壽永三年二月

範頼五萬餘人を率ゐて攝津より、義經一萬餘人を率ゐて丹波路より、兩道日を刻して福原を攻む。範頼已に東門より迫り、土肥實平、義經の兵七千人を分つて一の谷より西門を攻む、平氏全力を注ぎて東西兩門を防ぎ、互に勝敗あり。義經間に乘じ、急に鶴鳥越の斷崖より下り撃ち、火を放ちて之を攻む。平氏大敗、争うて舟に乘じ、四國に走る。此役平軍死する者一千餘人、通盛・忠度・經正・盛俊・國盛・敦盛・知章等の宗族、其中にあり。重衡また生擒せらる。是より先き法皇三種の神器なくば天子たるの資格の缺けん事を憂ひ、後鳥羽天皇を立つるも、久しく即位の禮を行はず。今や平氏敗殘、其宗族の生擒せられしを見て重衡を以て神器に換へんとし、院宣を下す。平氏聽かず、勅使花方の面に烙印して其鬚と鼻梁とを斬りて之を追ふ。法皇大に怒る。左右曰く、神器賊にあるが故に即位の禮を行はずんば、是れ賊徒神器を有するが故に重くして、我れ自ら輕しとするものなり。宜しく神器を須たずして位に即くべしと。内大臣兼實曰く、神器なくして位に即く、是れ、神器を輕んじ國體を傷くるものなりと。法皇從はず遂に即位の禮を行ふ。時に天皇五歲。實に後鳥羽天皇の即位は、古今國憲上の大事變たり。昔清寧天皇の崩するや皇嗣なく、群臣、顯宗を民間に求めて之を立つ。是れ人臣、天子を策立するの初なりと雖も、此時猶ほ神器あり、傳國の寶器たり。若し天子にあらざるもの天子を立つる能はずと言はば、三種の神器を有するの一事之を解説するに足るべし。今や然らず、御鳥羽は何によりて立ちしか。法皇之

北人の天下(上) 源氏政權を攪る 神器を有せざる天皇

を立てしと云ふ乎。法皇は皇親と云ふと雖も、天子にあらざるや即ち同じ。若し群臣之を冊立するこ
と、顯宗の前例の如しと云ふ乎。彼には神器あつて此には神器なし。況んや此時、安徳儼全たる天子に
して、神器を有す。故に御鳥羽の即位は、舊例の外に天皇策立の新事例を開きたるものにして、後來天
下南北兩朝に分れて、吉野南帝の外、別に京都北帝の立ちて天下を統治するの端を開きたるものなり。

平氏の族滅

義仲已に敗死して平氏また奔竄す。天下皆九郎義經の武を稱し、「鬼神」と號せられたる
義仲を一戦に滅したる武名は到る處に傳唱せられ、坂東の將士、多く望を義經に屬す。頼朝之を悦ば
ず。頼朝を奏して三河守となすも、義經の爲に奏せず。然れども朝廷、義經の勳功を識認して左衛門
少尉として檢非違使たらしむ。頼朝之を聞き益悦ばず。壽永三年八月再び平氏追討の軍を起すや、
義經を用ひず、頼朝をして十萬餘人を率ゐて軍事を專領せしむ。時に平氏、根を屋島に据ゑて山陽を
縦横し、其將知盛は長門の彦島に據りて門司を略し、以て九州を徇へんとし、行盛、備前の兒島にあ
り、頼朝藤戸の海を渡つて之を破り、進んで長門を攻めんとす。然れども糧食船艦を缺き、兵氣沮喪
し、或は歸らんことを思ふ。已にして豊後の白杵惟隆等、戰艦八十餘艘を以て之を助く。周防の木上
遠隆、糧食を送る。頼朝、三浦義澄を赤間關に止め、進んで豊後に入り、原田種直の族を走らす。然
も平氏の勢威之がために滅ぜず。義經之を聞き、文治元年正月自ら進んで戰はんことを請ふ。頼朝已

むを得ずして之を用ふ。文治二年二月、義經、京を發し、船師を渡邊福島に整ふ。兵集るもの僅かに
六千人、船百五十艘。大風に乗じて出づ。其阿波に達するや、従ふ者田代信綱等の船五艘、將士百五
十人のみ。攻めて勝浦の城を落し、直ちに屋島に向ひ、牟禮・高松の民家に火を放つて之を攻む。平氏
備へずして大に狼狽す。已にして義經の寡兵を見て撃つて亡さんとす。州人多く義經に就き、部下ま
た漸く集まる。平氏遂に走つて九州に入らんとし、頼朝に支へられ、長門に上らんとし、三浦義澄に
支へられ、進まんと欲して進む能はず、退かんとし、退く能はず。空しく赤馬關・壇の浦の間に徘徊
す。平氏の勢威已に盡きんとするを見るや、所在の豪族相率ゐて源氏を助く。曾て行家が以仁王の令
旨を傳へたるを始めて告訴せる熊野の別當湛増も、今は二百餘艘の戰艦を以て、源氏に屬す。是れ南海
水軍の尤なるものなり。平氏、其旗を望んで恨々す。河野通信も亦千餘人を以て源氏に屬し、源軍の
氣益昂る。加ふるに平氏潮に逆つて進むが故に勞すること多くして退き易く、源氏は潮に乗じて進
むが故に、勞少なくて功多し。是に於てか平氏の一門皆志を決して共に死せんとし、船艦を清め
て敵を待つ。戰は權中納言知盛の名を惜しみ、恥を重んぜよとの命によりて開かれぬ。惡七兵衛景
清の源氏を罵る聲によりて續かれぬ。九州一の強弓、山鹿の兵藤次秀遠が率ゐたる三百艘の先陣より
射かけたる矢戦となりぬ。兩軍強弓の矢競となりぬ。已にして兩軍相接するや、阿波の田口民部大夫

重能、平氏に叛き、三千人を以て源氏に應ず。平氏の軍、之を見て動搖するや、源氏之に乗じて掩撃し、平氏遂に大敗し、列を亂して走る。清盛の妻二位の尼、神璽を挟み、寶劍を帯び、安徳天皇を懷きて海に投じ、平太后徳子、また繼いで海に投じて捕へられ、宗盛・時忠等生擒せらる。教盛は知盛と相刺して死し、教經・維盛・資盛・有盛・行盛等皆海に投じて死す。時に壽永四年三月なり。此の如くして二十餘年の間、天下を専制したる大族の榮華の跡は、夢の如く消え失せぬ。

頼朝、義経を除かんとす

平氏已に夷らぎ、天下大に治まらんとす。頼朝、刑賞の權を鎌倉に集めんとし

て、諸將士の未だ京に入らざるに方つて、使をして言はしめて曰く、鎌倉の奏を待たずして任官恩賞を得べからず、之を受くるものは、鎌倉に歸るを許さずと。以て大權の朝廷に出で、將士を其門に集めんとするを遮る。而して其の最も目ざす所は、義経にあり。義経武勇にして矯捷、其戦ふや必ず衆に先だつて進み、衆人多く之が用を爲さんことを欲し、頼朝の旗下武功を喜ぶもの多く望を屬す。彼は頼朝と匹敵せんには缺くる所唯一、源氏の正嫡たるの資を有せざるにありと雖も、彼れ若し、法皇の朝廷より高官を得ばまた以て之を償ふに足らんとす。法皇の彼を愛する此憂なきにあらず。頼朝の禁令實に此の猜疑に出づ。而して之と共に私に西海に従軍せる將士に命じて、義経の用を爲す勿らしむ。義仲・平氏の猶ほ存するや、頼朝已を得ずして之を用ひたり。今や勁敵已に亡ぶ。頼朝の心を

勞するものは、義経なりき。狡兒已に亡ぶ、良狗正に煮られんとす。義経が兄弟の情を信ずるの厚き、之を知らず、往々獨斷、事を決し、毎事鎌倉の命を待つこと範頼の如くならず。また頼朝の弟たるの故を以て、頼朝の寵臣と争つて隙あり、讒間を招く。文治元年五月、義経・宗盛以下の俘虜を携へ揚揚として鎌倉に入らんとするや、頼朝戒心將士を集めて自ら守り、人をして義経を腰越に止めしめ、鎌倉に入るを許さず。其の會て頼朝の命を待たずして法皇の官職を受けしを責む。且つ其法皇より受くる所の二十四邑を奪ふ。義経、憂悶、大江廣元により書を上つて自ら解く。頼朝遂に許さず。北條時政をして酒匂驛にて囚徒を受けしむ。義経望を失して怏々として樂まず、始めて頼朝を憤るの意あり。已にして八月、頼朝奏して義経を伊豫守とし院の廐の別當を兼ねしめ、少しく其心を和げしめ、且つ私に諸將に命じて、之を撃たしめんとす。三浦・佐々木・千葉・畠山の諸將皆口を嚙んで可否を言はず。また自ら征伐の命を受けんとする者なし。既にして頼朝、梶原景時の言により土佐坊昌俊に命じて義経を襲はしむ。昌俊は元と奈良の僧徒の首魁の一にして、興福寺が平氏に燒撃せられたる後、去つて頼朝に投じたるものなり。昌俊、熊野詣に託して私に京に入りて、義経を襲はんとす。義経偵して之を知り、頼朝遂に己を殺さずんば已まざるを察し、進んで頼朝を撃つ院宣を乞ひ、九州・四國の兵に頼つて自ら守らんとす。昌俊、一夜義経の第を襲ふ。義経撃つて之を退け、追うて之を鞍馬山に

獲、首を六條河原に梟す。頼朝、陰謀已に現はるゝを見るや、坂東の兵を擧げ、自ら將として十一月駿河の黄瀬川に出づ。義經之を聞き、行家と共に九州に下らんとし途に風雨に遇うて相失し、歸りて吉野山に匿る。朝廷其材武と謹慎とを愛惜す。然も頼朝を恐れ、驟に其の官を削り、義經の名を奪うて義顯とし、天下に令して之を捕へしむ。已にして義經北陸より陸奥の衣川に入り、再び秀衡に頼る。

頼朝、寺社、公卿と調和す

天下漸く定まらんとす。是に於てか頼朝天下を一統して刑賞征伐の權を鎌倉に集めんと欲す。如何にして天下を一統せんか。彼れ平氏の果斷勇決、公卿の莊園を奪つて其怨を買ひ、寺院の權を抑へて其憤を挑發し、而して寺院・公卿は平氏を顛覆せしめ、人心を失せしむるに於て、一大勢力なりしを見たるが故に、彼の最初の政治は、先づ寺院・神社・公卿と調和して、之を撫するにありき。彼れ多くの寺院・神社に領地を寄附して、武士の侵入を禁じて、以て僧侶・神官の歡心を買ひぬ。彼れ天下の財を集めて、東大寺大佛殿の再建を助けて、建久六年、親臨して之を落して、僧徒の歡心を求め、而して僧侶が無禮の舉動ありて、梶原景時の鎮壓に激して蜂起せんとするや、結城七郎朝光をして、僧侶の前に跪きて、過を謝せしめて、以て僧侶と事なきを希ひたり。彼れ奈良の寺院を燒撃して、僧侶の怨を買ひたる重衡を奈良の僧に與へて、其の憤りを洩らさしめぬ。建久二年延暦寺の僧徒が左兵衛尉佐々木定重を誣訴するや、定重の勳功あるに保らず、彼を斬つて之を僧徒に與へぬ。是に於てか平家の鎮壓政略を憤りたる寺社は、頼朝を以て再生の救主の如く風説せぬ。彼れ莊園を檢して之を公卿に還せしかば、公卿は頼朝を以て治體を知るの武將となしぬ。斯の如くして公卿・寺院、共に頼朝を謳歌するや、彼は國體を變革して、權力を鎌倉に集む。

初め聖武天皇の時
東大寺大佛鑄造に
費す所大佛鑄造に
三萬九千五百六十
斤、銀金一萬六千
四十六兩、水銀四百
萬八千六百二十五
斤、炭二千六百五
十八斤、炭一萬八
千六百五十八斤

頼朝政制を一變して大權を攪る 此時に方つて諸國前代よりの國司ありて州郡を領し、公卿・豪族の莊園はまた其の代官たる莊司ありて、公領・公官・私領・私官・犬牙錯綜して、刑賞の威、租税の權、其の出づる所を一にせず。若し前代の制度に一任せん乎、統一の業行ふべからず。是に於てか大江廣元の獻策を用ひ、文治元年十一月頼朝、北條時政をして義經を伐つて京師を守護せしめ、法皇に奏せしめて曰く、方今天下漸く平なりと雖も所在不逞の徒少なからず、坂東の如きは臣の居に近し、之を鎮撫する難からずと雖も、南方・西國に至つは道路遼遠、兵を出すこと容易にあらず。若し一々兵を出さば民、其の費に堪へざらんとす。故に願くは諸國に守護を置き、莊園・郷保等に地頭を設けて、州郡不逞の徒を追捕せしめ、臣之を統べて日本總追捕使たるを得ば、天下是れより安きを得ん。而して追捕の費として莊園・公領を問はず、五畿・山陽・山陰・南海・西海の二十六國(後六十六國)に普通す、領主に納る、常税の外、每段兵糧米五升を出さしめんと。法皇は深く思慮せず、公卿は莊園の回復に満足し、一人彼に反對する者なくして之を許す。是より天下兵馬の權一に鎌倉に歸す。夫れ諸國已に國司あり、莊園已に領主あり、

領主の代官として莊司あり。其の租税受領の法、異なりと雖も、等しく國土の主公たり。然るに今また此外に守護を置き、地頭を置く。是れ守護は國司に代り、地頭は莊司に代るものにして、一國一莊園同時に二個の領主を有するが如くして、實は天子の設けたる國司を廢し、莊司を已めたるものなり。是より國司・莊司の漸々減却する事、恰も大化の國體變革によれば國造・伴造は存在しながらも、漸々消え失せて、國司・郡司之に代りしが如く、國狀全く變革して守護・地頭の世とならんとす。而して新に置かれたる守護・地頭は、其領内に於ける兵馬の權を握りて、更に鎌倉に隸屬するものなるが故に、鎌倉は天下の主權を掌握せるものにして、國司・莊司が其の權を失ふと共に、其主長たる天子もまた其權を失ふ。藤原氏は、曾て政權を侵犯したり。然りと雖も其一部を犯したるのみ。關白と云ひ、攝政と云ひ、榮花一代の耳目に聳ゆるも、日本を擧つて、其有に歸したるにあらず。平氏は多くの莊園を領せり。然れども是れ分量に於て多かりしのみ。未だ國家の主長たるの權を奪はざりしなり。頼朝に至つては然らず。根本的に國家の政制を一變し、新制の下にある地方官吏は、凡て其の命令に従はしめ、全國の租税は其手に歸せしめ、刑賞の權は其の手に入らしめ、鎌倉幕府は其名に於て天子たらざるのみ。其實に於て國家の主長たるに至りぬ。朝廷に存する所は、官職補任の社會的刑賞の權あるのみ。而して是等の大變革は多く大江廣元の參贊に成りき。

一條忠順、父に従ひて歴戦功を立つ義仲を滅ぼすに當り頼朝其驕侈の名の下に勇士をして酒席に之を殺さしむ。
頼朝、肥原景時に命じ平廣常を殺しむ。景時廣常と雙六を博ち其不意に乗じて之を殺す。

匡房は源義家に兵法を教へたるものなり。

頼朝と廣元 實に廣元なかりせば、頼朝は或は一の堅忍克己の武將として終りしならん。頼朝、源達政爲の氣象に於ては義仲に及ばず。武略膽勇に於ては義經に及ばず。度量の大なくして嫉妬に近く、同僚の誠なくして薄恩に近し。叔父行家を一國の領主として安堵せしむる能はず。義仲を服して屬人たらしむる能はず。義經の武功を見て之を喜ぶ能はず。甲斐の源氏、武田信義の子一條忠頼の勇武を見て、之を殺さしめ、弟範頼の盛名を見て之を生かす能はず。平廣常の雄武を見て之を容忍する能はず。凡そ有爲材幹の士は服屬を以て満足する能はず、必ず之を刈つて後、始めて心を安んず。彼は英雄たらんには偉大を缺きたりき。然も其性、堅忍にして動かす、沈深にして輕からず、法家的森嚴と、政治家的冷血を有し、其爲さんと欲する所は必ず之を爲すの氣力あり。而して彼の之を爲すや、清盛・義仲の如く、氣に任せて行はず。必ずや之を達するの手段を見出さずんば止まざらんとす。彼は滔滔たる源平武將中の政治家なりき。而して彼に教ふるに手段を以てし、其法家的森嚴の性情に投じたる者は、久しく源家の統領として望を頼朝に屬したる京都の法制家にして、其の魁首は實に大江廣元なりとす。廣元は中納言匡房の曾孫なり。典籍に通じて策略多し。久しく朝廷に鬱屈せるを以て、望を頼朝に屬し、之を奇貨として其材を伸さんとす。已にして頼朝の起るや、中原親能と共に朝廷の典籍を抱きて之に走る。頼朝の功業義仲に異なるもの、其民政を知り政治家的の才幹あるによると雖

く。奉行、探題共に文武の大權を有す。

に、其前途を遮られ、一勝一敗の間に數百年を経過して、全く其根據を失して此に至れるなり。また頼朝の勝利は、武門を以て朝廷を壓したるものなりと雖も、此の武門なるものは、前にも云へるが如く、地方の豪族にして、積年の公役、征戰によりて其武幹を發達したるものにして、神武天皇の時より武職を業とせる物部・大伴兩氏の如きものにあらず。彼等は新人種たり。或は舊人種たり。新人種にせよ、舊人種にせよ、社會の中等民族にして、日本の生産・武力は、其手中に存したるものにして、日本の脊髓骨なり。此中等民族が貴族に代つて政權を取りしは、即ち日本に於ける中等民族が歴史に著はれたる最初の出來事なり。故に頼朝の勝利は、即ち貴族に對する中等民族の勝利にして、名づけて社會戰爭とも云ふべきなり。また此の地主の發達したる武門武士なるものは、其の部下に於て多くの家の子、即黨なるものを有せぬ。家の子、即黨なる者は、即ち奴隸の發達變化したる者にして、數百年の歲月は、彼等をして漸々家人たらしめ、獨立ならしめ、自由を得せしめて、地主たらしめ、壓抑制度より隨意の服従に變ぜしめぬ。即ち鎌倉の勝利は地主の勝利にして、地主の勝利は家の子、即黨の勝利なり。而して家の子、即黨の勝利は、即ち奴隸の胤族の發達を表する者なるが故に、また奴隸戰爭の形體をも具ふ。羅馬の如きは其の先民の外に、外來貴族の專制を加ふること數百年なる日本と相同じ。而して基督前一百八十年にキウナスの率ゐたる奴隸戰爭あり。同じく一百三十七年にグラツカスの平民

を率ゐて貴族と對抗して、班田法を行ふあり。爾來一起一仆、已む時なく其爭鬪數百年に延く。已にして、紀元四百七十六年、北方チウトン人種の首領オドアカルが大兵を率ゐて西羅馬帝國を亡滅するに至つて、北人全く南人に勝つ。鎌倉の勝利は即ち彼に於ける數百年の事業を、一朝にして遂げたる者に似たる所あり。故に頼朝は、其身武將にして、貴族の血液を有すと雖も、其地位はキウナスの地位なり。グラツカスの位置なり。オドアカルも位置なり。國體一たび天智の手によりて替られ、頼朝に至つて再び根本より變革せられ、其變や更に大且つ深し。

の辯は法家的克己の頼朝の心に投ぜしかば、用ひられて中外の耳目となり、寵を待みて傲岸、勇將猛士を凌ぎ、範頼の如きも、數ば其凌ぐ所となりて報ずる能はず。獨り義經屈せず、數ば之を折く。是より義經と隙あり。景時、已に武將を凌ぎて、其憤を受け、また義經と争ふ。彼は勢、文權黨に屬せざるを得ず。是に於てか義時・廣元等、毎に景時を救うて之を護り、之を用ひて武權黨を折かんとす。而して梶原景時また和田義盛の喪に乘じ、其侍所の別當職を藉つて返さず、關東の將士を驅使す。また曾て鎌倉に敵したる城の資永等を容れて之を保し、以て其勢を作る。是より文武の争、益激す。而して頼朝は必しも此の黨争に加はらざりしと雖も、その武將の跋扈を制して、子孫の深憂大患を未然に除かんとするの一事に於て、寧ろ文權黨の爲す所をよしとせしかば、武將は之がために鎮壓せられて、暫らくその口を噤したり。今や頼朝は薨せり。大石は除かれたり。兩黨の争は發せぬ。時に安達彌九郎景盛、妾を京師に買ふ。妾元と宮女にして其美鎌倉に比すべきなし。頼家之を聞きて奪はんと欲す、已にして正治元年七月、室の平四郎重廣、亂を三河に起す。頼家乃ち景盛に命じて之を伐たしめ、其出陣に乗じて妾を奪ふ。景盛三河の亂を夷げて歸り、懊惱恨々す。景時之を除かんとして頼家に讒して曰く、景盛妾の事によりて叛を謀ると。頼家怒り、兵を發して之を殺さんとす。政子之を聞き自ら景盛の父盛長の邸に入り、人をして頼家に言はしめて曰く、景盛罪なし、之を殺す

は無道なり。若し讒候を信じて無道を遂げんとせば、請ふ先づ老母を殺せと。頼家已むを得ずして景盛を免す。是に於てか、將士の梶原を憤ること益甚し。已にして結城朝光、幕府にあり、將士と語つて曰く、吾聞く忠臣は二君に仕へずと。余先きに將軍の殊寵を受け、共に其喪に殉せんと欲して遂げず、今に於て悵々たりと。朝光は頼朝の遺命によりて、頼家の弟千幡を擁護するものなり。景時これ聞きてまた朝光を讒し異志ありと爲す。朝光之を聞き三浦義村に謀る、義村もまた久しく文權黨の專權を快しとせず。梶原が佞辯を以て、文權の爪牙たるを憤る者なり。乃ち和田義盛・安達盛長等を招きて策を問ふ。衆皆曰く、凡そ文治より此方景時の讒言によりて、命を殞し家を滅したるもの數ふべからず。彼の佞者の兇惡また武士の統領を奪はんとするか。若し今にして爲すなくんば、我徒悉く夷滅せられん。宜しく速に同心連署して將軍に訴へ、若し聽れずんば、死生を以て争ふべしと。遂に千葉・三浦・畠山・小山・安達・和田・比企・葛西・小田・波多野・大井・澁谷・山内・宇都宮・榛名・佐佐木・稻毛・岡崎・土屋・土肥・河野・曾我・天野・工藤等の諸族長、六十六人を募り、鶴岡八幡宮の同廊に密會して同盟し、中原仲業に託して抗告の文を草せしめ、和田義盛・三浦義村、之を携へて、大江廣元に至つて披露を乞ふ。廣元久しく之を披露せず。義盛大に怒つて之を責む。廣元遂に救ふべからざるを見、景時を擲つて武權黨に與へんとす。景時走つて、其邑相模の一の宮に逃る。私に檄を九州の將

士に傳へて曰く、院宣を奉じて鎌倉を撃つと。一族郎従を擧つて西し、京師に入らんとして道に駿河清見ヶ關に於て、士兵の襲撃に遇ひ、族黨悉く戦死す。文權黨の爪牙已に除かれて、侍所の別當は和田義盛に歸するや、武權・文權、相競ふこと益甚し。此の如く文武兩黨の存する中に、彼等は黨中更に黨を分つ。北條時政、前妻の死に遭うて、後妻牧氏を娶る。政子・義時は前妻の子にして、畠山重忠また前妻の女を娶る。平賀朝雅、牧氏の女を娶つて、牧氏に殊寵せられ、此に前妻黨と、後妻黨とを分つ。また頼朝の子二人あり、頼家と云ひ、千幡と云ふ。頼家に黨するものと千幡に黨するものと、また黨を分ち、頼家に黨するものは、また其子一幡を擁して、頼家の後を承けしめ、千幡を排せんとして黨を分ち、武權黨の首領の中、和田・三浦・安達また權勢を競うて黨派を分ちぬ。即ち此の如く相分るゝと雖も、北條氏は自ら主として文權黨を率ゐ、自ら自家の權勢を立つるの力あり、他の武權黨の交も相待ちながら、交も相排するが如くならず。故に一變ごとに權勢、北條氏に集まる。武權黨の愚、自ら内に相争うて、共に夷滅せらるゝを知らざるなり。

頼家幽せらる

已にして頼家疾あり。建仁三年八月、政子、時政と計り、天下を兩分し、伊勢の鈴鹿關を境として、關西三十八國を其弟千幡に與へ、關東二十八國を子一幡に與へんとす。千幡は政子の生む所にして、一幡は頼家が比企能員の女によりて生む所なり。能員之を聞き、北條氏を憤り、頼家

*頼家後、北條氏の刺客のため浴室に殺さる。

*朝雅は甲斐源氏の支流、信濃の人、勇健仁三年、實朝の命を以て京師を警衛し、西國の家人の逐番上京せるもの平氏に起りしを夷らぐ、其の京師に誅せん、河所あり、戦つて敗死す。順徳天皇は後鳥羽天皇の第三皇子にして母は藤原範子に

に勸めて北條氏を撃たしめんとす。政子、屏後にありて其密謀を聞き、時政に告ぐ。時政、大江廣元の謀を聞き、甲士を伏せ、欺きて能員を招きて之を殺し、兵を發して其族を攻め、併せて一幡を殺す。頼家之を聞き、和田忠常・仁田義盛を召して北條氏を撃たしむ。義盛、私に之を北條氏に告ぐ。頼家遂に蓬髮して伊豆の修禪寺に幽せらる。是に於てか北條氏、千幡を立て、鎌倉の主とす。朝廷、賜ふに、實朝の名を以てし。征夷大將軍とす。實朝時に十二歳、政子、時政、政事を聴く。

北條時政將軍の廢立を謀る

此の如くして、北條氏は比企氏の權を奪ひぬ。然れども時政の妻牧氏は之を以て足れりとせず、畠山重忠の子重保が牧氏の女婿平賀朝雅と事を以て争ふや、重忠父子を誣ふるに異志あるを以てして之を誘殺し、遂に朝雅を立て、實朝に代へんとす。然れども將士の間、實朝が源家の正統たるの記憶は、猶ほ失せざるなり。故に政子が三浦義村・結城朝光等に命じて、實朝を時政の第より義時の家に移らしむるや、武士多く時政を去つて義時に就く。時政事の成すべからざるを知りて蓬髮す。義時乃ち牧氏と併せて之を北條に放ち、人を遣はして朝雅を京師に殺さしむ。此の如く頼朝以後、鎌倉の動搖して已まざるを見るや、後鳥羽上皇、親政の時來れりとなし、承元四年土御門をして強ひて位を去らしめ、其殊寵する所の皇子守成を立て、天皇とす。之を順徳天皇とす。以て鎌倉に對する準備に便す。而して實朝覺らず、日に遊宴詠歌に耽り、京様に擬して文弱に流る。故に

政子と義時 初め頼朝の伊豆にあるや、名家の胃を以て漂浪色を漁し、州人伊東祐親の女に通じて一子を生ましむ。祐親平氏の怒を招かんことを恐れ、其子を水に投じ、女を改めて他に嫁せしむ。已にして頼朝また北條時政の女に通ぜんとして其季女を挑む。長女時に年二十一、早く頼朝を慕ひ、其妹を欺きて、頼朝に應ず。政子はなり。性猜嫉、强悍、其身むに及び、他の婦女の寵を受けんことを恐れ、人をして鎌倉府中を搜索せしめ、高橋氏の女、頼朝の寵あるを聞き、繼母牧氏の族人、宗親をして其居を毀つて之を逐はしむ。頼朝之を聞き、牧宗親を召して之を誣め、その誓を掴み、自ら之を斬る。時政、之を聞き、怫然として伊豆に歸る。已にして、頼朝遊獵に託し時政を訪ひ、慰諭して再び出でしむ。是より政子の權ますく大にして、頼朝之を憚つて一妾を蓄ふる能はず。已にして頼朝の薨するや、政子剃髮す、世に尼將軍と云ふ。其威權雄材、世比するに則天武后を以てす。然れども則天の果敢、勇斷あるも、北人的質素を守つて浮華の俗に移らず、則天の驕奢淫逸なく、能く其子弟を戒しめ、殺伐争奪を事とする鎌倉の政治世界に、調和の空氣を輸入して、一大要素となりぬ。政子建保六年、時房を携へて熊野に詣で、京師に出づるや、上皇、格式を破り、從三位に叙し、且つ上皇に見えんことを許さる。北人的質素と自信とを有する政子は、冷然として之を辭して曰く、坂東邊鄙の老尼、陛下に拜謁するも益なし、佛寺禮拜の望を達すれば足れりと。其果敢自信、人を率ゐるの氣魄ある、眞に歴史に現れたる婦人の最大なる者なりき。鎌倉の將士は彼女に於て、頼朝の音容を見たり。彼女に於て其首領たるべき威嚴を見たり。而して彼女の後にありて畫策する義時に於て最も勇氣あり、最も沈着なる政治家を見たり。此二人は同母兄弟にして其交情最も密なるに加へて、武權黨は或は北條氏のために、或は彼等自身の争闘のため、漸く滅却して、北條氏は武權に於ても、文權に於ても全き中心となりぬ。而して其政道に至りては、また古來最も正しきものたり。訴訟は最も公平に、最も速に聽かれ、租税の外、濫役は最も少かりき。其幕府の生活は質素、實直にして、京様の浮華は、京師より來りし將軍の一家内に行はるゝのみ。賄賂は行はれず、私擅は少し。故に士民其政に服し、政權の鞏固なる、また古今第一の政府なりき。故に其權力の鞏固、運命の安全を云はゞ、古來の凡ての政府より、頼朝の時よりも安全なるものなりき。

後鳥羽上皇鎌倉政府を覆さんとす

不平なる京都の朝廷、善良なる政道が如何に深く民心に刻まれたるかを解せず(また之を解すの機會なし)。思へらく、實朝死して異性の將軍立つ、民心の離叛、必ずしと。此に於てか後鳥羽上皇、益銳意、撃つて鎌倉を亡さんとす。北面の武士の外に更に西面の武士を置き、天下冒險尙功の士を募り、また備前の刀工を院中に招きて刀劍を作らしめ、上皇自ら爐に當る。承久三年、順德帝、位を皇太子懷成親王に讓る、之を仲恭天皇とす。是に於てか天皇以外の皇位に三あ

り。世に後鳥羽上皇を本院と云ひ、土御門上皇を中院と云ひ、順徳上皇を新院と云ふ。中院は本院の企を諫止すと雖も聽かれず、日夜將士を募る。鎌倉の家人に信濃の仁科盛遠なるものあり。本院之を招きて北面の武士とす。義時之を聞いて曰く、鎌倉の家人にして、鎌倉の許を経ずして京師に仕ふるを得ず、是れ頼朝以來の制なりと。直に其采邑を沒收す。本院詔して采邑を復せしめんとすれども聽かず。また本院の寵妓龜菊に、攝津の長江・倉橋の二邑を與ふ。二邑の地頭、龜菊を侮慢して應ぜず。龜菊憤つて之を本院に訴ふるや、本院また詔して二邑の地頭を易へんとす。義時また詔を奉ぜず。本院憤懣自ら禁ずる能はず。遂に意を決して鎌倉を攻めんとし、京師の宿衛、三浦胤義を誘ふ。胤義事を以て義時を怨み、詔を聞き、欣然として應ず。且つ言ふ、臣が兄義村も若し募るに惣追捕使を以てせば必ず應ぜん。五月、鳥羽の城南寺の流鏑馬に託して、諸國の武士を募る。丹波・丹後・紀伊・但馬・伊賀・伊勢・美濃・尾張・近江等十四國の兵集るもの一千七百餘人。先づ鎌倉に心を傾けたる西園寺右大將公經父子を捕へて幽閉し、威力を以て、大江廣元の子京都の守護親廣・佐々木左衛門尉廣綱、義時の妻の兄伊賀判官光季を誘ふ。親廣・廣綱、已むを得ずしてこれに應じ、光季は之を拒む。此に於いてか、光季を攻めて之を殺す。已にして熊野の田邊法印・十萬法橋・萬劫禪師・延曆寺の播磨の賢者小鷹・智性房丹後、清水寺の鏡月房歸性、興福寺の覺心等の僧侶も、また兵を率ゐて之れに赴く。

朝廷思へらく天下の事、以て爲すべしと。疾足者、押松を發して四方の士を募る。押松、五月十五日を以て都を發し、十九日鎌倉に入り、三浦義村を誘ふ。義村之を義時に告ぐ。義時冷然として笑つて曰く、是れ豫ねてより期せし所なり今は心安しと。押松を執へて院宣を奪ひ、大に將士を政所に會す。政子、半ば簾を掲げて將士に告げて曰く、昔王朝より此方、日本の侍たらんものは、三年の夫役、公租に疲弊して見るかげもなく、大番の時終るや、一族郎黨、國に歸るに跣足にて歸るに至る。朝家の民を誅求すること此の如きものありき。先將軍の起るや、之を憐みて三年の夫役を改めて六ヶ月とし、公租を軽くし、民人の肩を輕うせしめんとを計る。鎌倉は世に功こそあれ罪とてあらず。然るに今は無頼の讒人、謀を企て、世を王朝の昔にかへさんとす。此尼は先きに將軍に分れ、中ごろ頼家に分れ、また實朝に分れ、何を頼みてながらへんと、已に世を捨て命をなきものにせんとしたるに、義時の勸誘によりて此位に止りしに、何の不幸ぞ、また此の悲運に逢ふか。今は鎌倉一期の浮沈なり。當家に味方せんものも、若しくは京方に就かんものも、今日只々明白に申すべしと。聲淚共に下る。將士感激、皆誓つて鎌倉と浮沈を共にせんと云ふ。已にしてまた將士を會して戰を議するや、義時の子泰時曰く、上皇、王家の威を以て天下に號令す。其兵必ず多からん。且つ自ら發して京師を攻むるは憚なしとせず。請ふ進んで足柄・箱根の嶮を扼し、京軍の來るを俟つて戰はんと。義時曰く、鎌倉を

的王朝政府を信ずる者の言ふ所なり。鎌倉を中心とする北方には、主従の名あつて君臣の義存せず。意氣相投するが故に、結託して主従となり、恩怨相結べるが故に、離れて敵人となる。名分なくして利害あるのみ。經典なくして意氣あるのみ。京都の朝廷は、已に理想的の高度に發達したる王朝主義を以て、君臣の名分を以て四方に號令せんとし、而して其恩光は未だ疎曠なる鎌倉以下の武人を威服するに足らざるを知らずして此に及ぶ。頼朝の勃興は、南人の王朝主義と、北人の武斷民政主義との調和なりき。是れ東方の武士は自家の膽力を以て天下を動かせりと雖も、猶ほ其の首領として戴く所は、西南貴族の遺種にして自然に其の威化を受けしがためのみ。今や北方武士に奉戴せられたる貴族の遺族は、殆んど盡きぬ。之と共に其威化は失せぬ。存する所は純乎たる北方の民、北方の習氣のみ。而して最も能く其主義習氣を代表せるものは、北條氏なり。彼は官爵の一文錢に當らざるを信ぜり。彼は王朝主義の國人に適せざるを信ぜり。彼は王者の道、民政に存するを知つて、質素簡易、民に近づきて民政を最大目的とせぬ。彼は凡べての武士と平等に交り、其武士を制するは唯だ國人の望を得るの一事にあるものなるを示しぬ。彼は政治は、政府の光榮のためならず、民政料理のためなるを示しぬ。天下王朝の繁文、綈禮、浮華、空文を厭ふの情あるを知つて、直裁簡明なる民政によりて天下の望を縛ぎぬ。若し其權を以て位を求めなば、將軍・納言は易々たるのみ。しかも、義時の權を以て、左

京の大夫たるに止り、歴代從四位下を以て最上の昇進とす。これ此に止るにあらざ、官爵の價なくして、執權の名は關白よりも重きを信ずるが故なり。彼は諸將士を命令するの權を用ひず。然れども約束によりて之を動かすこと、手足の如くなりき。彼は幾十年の歴史を有せざるも、其姓名の國人に刻せらるゝや恩人の如くなりき。然るに大和朝廷、民政に於て國人の感懐に記憶せらるゝことなく、君臣の名分を恃みとして、鎌倉を攻め、一敗地に塗る。これ承久の亂は、政權の争のみにあらず、西南の王朝主義と、北方の武斷的民政主義の争なり。而して西南の貴族的王朝主義敗れて、北人の武斷的民政主義の勝ちしが故に、帝王廢立の實權は、悉く鎌倉の手に歸せぬ。

天下鎌倉を謳歌す

鎌倉政府が第一に立てたる天皇は、後堀河にして、諱は茂仁、時に十歳。高倉天皇の

第三皇子にして、後鳥羽天皇の皇兄なる守貞親王の第三皇子なり。世に之を持明院の流と云ふ。北條泰時・時房の二人は六波羅に止り、南北二府を立て、四十八ヶ所の箒屋を興し、西南諸州を控御すること四年、天下その風に靡き、久しく虚禮、空文の府たる太政官以下は、益々空名となりぬ。東北の武士を犬豚の如く卑しみたる京紳は、競うて南北六波羅府に媚付し、保元・平治の亂以後、亂麻の如くに紊れたる日本は、初めて泰平の世に入るの端を開きぬ。蓋し保元・平治の亂後約五十年、武士豪族は、已に業に戦闘に疲弊して、活魚の水を望むが如くに、泰平無事を希ふに至りぬ。是れより前、

*鎌倉は曆仁元年六月の設置にして京の武士各一所を預り非違を戒しむるが故也

藤原氏の専横の下に、源平二氏の起るや、朝廷の有せざる武力を有するがため、之を試みて雌雄を決せんとするの誘惑多かりき。今や北條氏は、藤原氏の如くならず、武力は獨り地方武士の専有するものならざるがため、武士豪族は、崛起するの誘惑を有せず、加ふるに源平二氏の戦に死生の道を來往したる冒險武士は、今や歲月の襲ふ所となりて、多く塚中に入り、存する所は、鎌倉の恩光に浴したる少年子弟のみ。彼等をして怨ましめんには、鎌倉は餘りに善良の政府なりき。彼等は崛起せんには、其の力餘りに少なかりき。鎌倉の恩光に浴したる家人の壓抑を蒙る、舊國司、舊莊司、源平の遺族、反對黨は、鎌倉の家人に取りて代らんには、餘り多く疲弊せり。これ久しき間、間斷なき戦争が生じたる結果なり。況んや頼朝以後三十五年、暫時の平和によりて生ぜんとしたる新勢力も、機未だ熟せざるに、後鳥羽承久の亂に引き出されしがため、未熟の間に消磨せられぬ。是に於てか泰平の氣、蒸々として進む。

北條泰時の政治、貞永式目

承久の亂後三年、義時病を以て卒するや、泰時・時房、六波羅より、鎌倉に歸り、泰時執權となり、時房叔父を以て之に連署す。泰時の執權たるや、北東武士固有の政權争奪は、政府の執事、伊賀光宗・北條政村・三浦義村の手によりて、泰時の繼母の泰時の平ならざるを利として企てられしと雖も、泰時、泰然として動ぜず。大將の士卒を處するが如く、之を處したれば、其年少

承久の亂後、三年、元仁元年六月、義時卒す。
泰時は義時の子なり。
泰時下子時氏、從弟時盛をして京都を守り、南北を分治せしむ。

を危みたる鎌倉の志は定まりぬ。已にして義時の遺産を分つに方りて、泰時諸弟に分つこと多くして、自ら取ること少なく、諸弟の喜を見るよりも喜ばしきはなしとなし、かば、族黨其の廉正に服せぬ。泰時平常、治術を以て心とす。僧あり説いて曰く、寺院を建つれば泰平求むべしと、泰時之を罵つて曰く、財を費し民を苦しむ、何の泰平か之あらんと。乃ち其僧を追ふ。梅尾の僧高辨之に説きて曰く、國を治むるは猶ほ病を治むるが如し、先づ其源を察すべし。病源實に治者の慾心ありと。泰時之を服膺し、絶えて私慾の跡を示さず。私財を投じて窮民を救ひ、村民を誅求せざるのみならず、凶歲には金を貸し、其返す能はざるものには、券狀を燒きすて、心を安んぜしむるに至り、また將士の富豪に就きて金を借りて返す能はざる者に代つて、之を償ふに至る。故に民心之に服し、泰時のためには死するも惜しからずと言ふに至る。王朝時代にありては、其名ありて其實なき博奕禁止の令は、彼の世に至りて實行せられたり。驕慢非禮、眼中、皇室なき僧尼も、彼の幕府に對しては戦々兢兢として、其戒飭を受けたり。疎野猛烈なる鎌倉武士は、彼の時に至りて學問を重じ、身を修むるに至れり。鎌倉の奉行頭人は、遠國の侍より贈物を受くる時は、之に倍して還すべしとの訓戒によりて、奇翫賂遺の風は薄らぎぬ。其の執法嚴峻の政治によりて武人の驕傲の跡を滅し、嘉祿元年よりは遠江以東の武士各十ヶ二月間鎌倉に大番するの制に服せぬ。兇險殺伐相尙ぶ鎌倉の士風は、彼の世に至りて

曆仁元年、令を出して非禮の僧尼を責むるや、僧尼、皆首を縮む。
嘉祿元年、石清水八幡宮寺と興福寺と、田を争うて敗れ、憤として神輿を担ぎ、八幡宮を以て八幡宮寺と略す。
因幡國を以て八幡宮寺と略す。
泰時直ちに兵を發して、衆徒の知行を奪ふ。
衆徒恐れて

歸服す。乃ち知行
 の期を待たず、
 承久の役、北軍
 本宿舎を争ふ。橋
 舞、泰時合して至
 士、相討つ。泰時
 此の如きものあ
 り。評定衆は、執
 行政事、議所を北
 泰時、貞永、北條
 泰時、貞永、北條
 相模、佐藤、北條
 大野、佐藤、北條
 野馬、佐藤、北條
 二階堂、佐藤、北條
 彌生、佐藤、北條
 前原、佐藤、北條
 河原、佐藤、北條
 駿河、佐藤、北條
 相模、佐藤、北條

退讓謙恭の士風と化せぬ。北方人種の豪族の集會所とも云ふべき鎌倉は、彼の時に至りて古今最も鞏固なる政權を有する合議政府となりぬ。嘉祿元年六月、大江廣元卒し、同じく七月、政子死し、喬木悉く倒るゝも、禍亂の機日に消え治平の光融々として生じぬ。其貞永元年七月、定むる所の成敗式目五十條は、古來王朝の法制の如くに繁雜ならずと雖も、民政の要を得たるものにして、爾來幾百年法制また多く之に准據す。是れ泰時、十二人の評定衆(議官)と共に當時の風俗習慣に基きて制定したるものにして、相共に神明に誓つて曰く「右愚暗の身、了見の及ばざるに依つて、若し旨趣相違の事も、更に心の曲がる所にあらず。其外、或は人の方人として、道理の旨を知り乍ら、無理の由を稱し申し、又は非據の事を爲して、證據ありと號し、人の短を顯はさざるが爲に、子細を知らしめながら、善惡につきて之を申さざる者は意と事と相違し、後日の訛謬來らん歟。凡そ評定の間、是非に於ては親疎あるべからず、好惡あるべからず、只だ道理の推す所、心中の存知傍輩を憚からず、權門を恐れず詞を出すべきなり。御成敗の事、之を切に條々假令道理に違はずと雖も、一同の憲法なり。誤つて非據を行はるゝと雖も、一同の越度なり。自今以後、訴人并に其縁者に向ひ、自身は道理と存ずと雖も、傍輩の中、其人の説を以て違亂を致すの由、其聞あらば、己に一味の義にあらず、殆んど諸人の嘲を貽す者歟、兼てはまた道理なきにより、評定の庭に棄置せらるゝの輩、越訴の時、評定衆の中、一行を書き與へらるれば、自餘の計皆無道の由、獨り之を存せらるゝに似たる歟。條々の子細此の如し、若し一事たりと雖も、曲折を存し違犯せしめば、梵天帝釋・四大天王、惣日本國中六十餘州、大小神祇、殊に伊豆箱根兩所權現・三島大明神・八幡大菩薩・天満大自在天神・部類眷屬神罰冥罰、各々罷り懲るべきものなり。仍つて起請件の如し」と、日本は鎌倉に至りて、初めて合議的の政治機關と民政に注意せる憲法を得たり。而して其税法も亦王朝時代の收斂を改めて、五公五民に定めしかば、久しく生を聊ぜざりし民は、初めて治平を樂しむを得るに至りぬ。是より先き王朝時代にありと雖も、治平なきにあらず。然れども是れ事なかりしと云ふのみにして、眞乎の治平にあらず、滯滯腐敗の無事のみ。生民惶々として安んぜざるは、亂世と異ならず。其の眞に良政行はれ、生命財産益安全に存し、進歩の活氣ありしは實に此に始まる。此に於てか國民の活力漸く生じ、國民の生活漸く變ず。

*水田一段より米二石を出すと假定して、其一石を收むるに、其五石一貫の價を以てす。此より一貫とは五段を云ふ。

鎌倉以前の文學

蓋し是れ北條氏の力と雖も、抑もまた此の如き理想的政治家を下したる天時と同じく、機運此に至れるものなりき。例へば、桓武天皇の時代が、國民統一の一大時期なりしが如く、紀貫之の出でし頃は文學に於てまた同一の効果ありし一大時期なりき。然るに桓武によりて始められた平安朝の時代は、下つて朝臣宴安に耽りしより、永く微弱なる風習を作りしが如く、貫之等によりて代表せられたる、雅淳清麗なる古今集の風韻・格調は、下つて永く輕浮なる歌風を開きたり。其間、

拾遺集の撰者に
たりては未だ詳ならず
たりては未だ詳ならず
たりては未だ詳ならず

新古今集は土御門
の元久二年に成
る。撰者は藤原
通具、大藏卿藤原
有家、右近衛藤原
原定家、前上總將
藤原隆、右少將
藤原隆、右少將
藤原隆、右少將

或は後撰集時代の如きは、稍々風調を重んぜずして意義を重んじ、稍白描に近きものありしと雖も、拾遺集を過ぎて約一百年を経て、後拾遺集の時代に至つては、其の詩人には藤原公任・源經信・藤原範永・大中臣輔親・源重之・能因法師・良暹僧正あり。婦人の作家には、紫式部あり、和泉式部あり、赤染衛門あり、大貳三位あり、男女才名を以て相競ふもの最も多しと雖も、其詩流れて、纖佻輕巧となりて、風韻なく、譽を文字の中に求め、巧を文飾の上に求め、殆んど晩唐の詩、宋に入りて一變したるが如くなりき。然れども是れ猶ほ其の甚しきものにあらず。下つて金葉集・詞花集の時代に至つては文字の技巧を争ふを主として、風韻全く失せ、興味索然たるに至り、藤原基俊・源俊賴・藤原長實・藤原公季・藤原顯季・大江匡房・源顯仲・僧隆源・婦人肥後・紀伊・河内等、相競うて才を弄し、奇を闘はせ、高逸の調、纏綿の情失せて、殆んど文字の諧劇に近きものありき。已にして安德の朝、藤原俊成出で、千載集を撰するや、前代の歌風を非なりとし、再び風韻格調を重んじたりしかば、此頃より歌風一變の端を開きて、古今集に類したるものありしが、土御門の朝に於ける新古今集の時代となりては、歌道隆昌の運、再び來り、風韻あり、格調あり、意義あり。後鳥羽・土御門・順徳の三天皇、藤原俊成及び其の子定家・藤原家隆・雅經・有家・西行法師・寂蓮法師・慈圓法師・鴨長明・源具親・藤原良經・俊成の女等の名は、一代を裝飾するの大名にして、其政治上に於て、北條氏の治世と相併行するの偶然ならざるを見るべし。

思想文學の變、其政治との關係

抑も文學詩歌の上に於て斯の如き大變革ありしものは何ぞや。政治上の變革と同じく、また唯だ其の作家の階級、境遇の變化に由來するのみ。即ち萬葉集時代にありては、其作家なる者王朝の遺族に止まらず、専門の作家に止まらず、天地・山川・興廢・旅行・別離・情事、皆其の見聞、遭遇する所の感懐、内に餘りありて外に發するものなるが故に、其詩歌には眞個の意義あり、其想像は文字の想像にあらず、眞に心中に湧き出づる想像なり。其の格調は必しも整正を求めずして、自然に整正するものなり。其感情は求めて泣き、求めて笑ふものにあらずして、眞に心中に刻まれたる感情なり。また其作家の如きは王朝を世界として、他の人事を知らざる井蛙の公卿にあらずして、其の帝王とも云ふべき柿本人麻呂・山部赤人の如きは、其官職すら今に知るべからざるほどの寒微なるものなりき。且つ王朝の大臣・公卿の作家たるものもあるも、彼等は其生活如何に驕れるも、猶ほ未開なる人民中の遺族にして、未だ人事を見聞せざるほどに高からずして、自然に人事と相觸著したりき。故に詩歌を以て國風と稱すべくば、萬葉和歌集は、眞乎醇朴の中稍々文彩風流の色を胚みつ

つありし奈良朝時代前後の國風と云ふべかりしなり。概して云へば奈良朝時代前後の文物は、邦人固有の質朴豪健の氣老いずして、支那文明を吐吞したるが故に、其規模自ら廣大なるものありき。建築

物、製作品につきて之を云ふも、其結構の壯麗に、規模の偉大なるは奈良朝時代前後を以て其の首とし、以下代を歴るに従つて纖麗は益加はると共に、壯大の氣愈減ず。是れ何の故ぞ。一方より言へば奈良朝時代前後は質朴豪健の氣猶ほ存したるが故にして、後には平安朝廷の外に別乾坤を知らざる文弱氣質となりしが故なり。一方より言へば、奈良朝時代前後の製作は多く翻譯模倣にして、直ちに大陸の壯大的風尚を輸入せるに、平安朝時代以後は、一種の國民的好尚興りて、自家自ら自家の好尚に適せしめんとして作りしが故なり。文學もまた斯の如し。桓武已に都を平安に定むる頃に及びてや、詩賦行はれて、和歌行れず。文士皆擬漢文に苦心せしが、之と共に奈良朝時代に普通なる朴素剛健の氣風、猶ほ全く失せざりしと雖も、其生活の安易、驕奢なるによりて、貴族は漸く纖巧浮華の俗に倣ふに至りしが、一轉して宇多天皇の朝となりては、浮華驕奢の俗と共に後宮の勢力大に張り、宮中に於ける男女の交際漸く自由となるに従つて、所謂一種の交遊社會なるものを生じ、和歌は此の交遊社會の才人たちには、必ず缺くべからざる一の技巧となりき。已にして宇多天皇の時初めて宮中に歌合の會を設けて歌を批評せしより、男女競うて其技を磨きしに、其の批評の標準は多くは其技術としての巧拙にありしかば、此風盛なるに従うて、歌道漸く下つて高邁醇雅の風を失せぬ。是れより、才人代を追うて輩出するも、朝廷は益孤立して、國民と遠かり、和歌は益専門的技巧となりしか

俊成、詩を作るに常に盤坐して桐火鉢を擁し容を風さす故に其詩を桐火鉢體と云ふ。

ば、崇徳・近衛の朝、金葉集、堀河百首時代に至りては、和歌の流弊殆んど極りぬ。然れども物極つて必ず變ず。崇徳・近衛の朝が、政治上に於て新古の勢力をして、上下地を更へしめたる大變革期なりしが如く、文學に於ける大變革も、漸く此時より其の端を開き、後鳥羽時代の新古今集に至りて、一新生面を開きぬ。是れ政治上に於ては、地下の武士野人、漸く堂上貴族の間に交りて新原素となりしと同じく、此原素はまた漸く文學の上にも波及して、文學をして國民と近からしめ、虚偽なる貴族社會の藩籬を超えて、眞實なる國民の生活と相接近せしめたるがためなり。而して其の變革新時代の代表者としては、西行法師あり、藤原定家あり、其父俊成あり。此の文學の保護者としては、後鳥羽上皇あり、土御門上皇あり、順徳天皇あり。後鳥羽上皇は時の十六歌人に勅して、各其自ら勝れりと思ふもの十首を撰び進めしめ、名けて自讃歌と云ふ。斯かることより、一代の文運隆々として盛んに、實朝に至りては此の文運に乗じ、加ふるに、北人豪健の氣を以てして、直ちに萬葉の古調を興さんとするに至る。而して和歌より散文を通じて、皆佛教よりの感化と、世態の激變して頼むべからざるを目撃したるより來る厭世思想を存す。西行が『吉野山やがて出でじと思ふ身を花散りなばと人や待つらん』と歌ひ、定家が歌よまん時は故郷有母秋風涙、旅館無人夜雨恨の古詩を吟するを常として、人にも教へたるが如き、鴨長明が『世は捨つる身はなきものになしはてつ何をうらむるたが歎ぞ』と歌ひし

北人の天下(下) 北條氏の治世 桓武より北條時代に至る宗教の變遷
が如き、皆當時を一貫したる厭世思想を代表す。

空也は仁明天皇の子常康親王の皇子といひ或は醍醐天皇の皇子にして透遊を好み天下を周行し德行を以て弟子を化す。弟を一日空也とす。追跡すれば市中にありては蓋席を張る家となし破れたる盆を置きて人

桓武より北條時代に至る宗教の變遷 當時の宗教も、また文學政治を動かしたると同一の新原素の影響を受けたり。桓武の朝、最澄・空海、英雄の姿を以て、支那大陸に存する、最新最博の教義を取り、高く理を談じて其の教を深奥にしたるより、宗教社會に於ては暫らくは別に一新帝國を立つるの餘地なく、英雄の士輩出するも、唯だ天台・眞言の宗派内に於て其才を繼にするの外なかりき。而して才人、輩出するに従つて、其教義益々細密高遠となり、細密高遠となるに従つて、益々平人の需求する所に遠ざかり、眞言・天台の二派天下を占有し、堂塔伽藍の美を盡くし、寺院の勢力、其隆を極むと雖も、能く其の教理に通じ、之によりて安心立命するものは僅少なる貴族あるのみ。談益高くして益々平人の需求に背く。併も平人の地位、代を追うて高まり、地下の民、天下の大勢力となりつゝあるに方つてや、佛教は長く此の状態を保つ能はざるや明かなり。是に於てか、村上天皇の應和三年、空也、六波羅密寺を建て、初めて時宗を唱へ、眼前の衆生、種々の作法も、また自家の觀念を助くと爲せしより、漸く平人の間に行はるべき宗教を起すの端を開きぬ。時宗は固より廣く天下に行はれずして、僅に東北の片隅に行はれたるに止ると雖も、是より後三百年、北條時宗の時代に至り、僧智真其衣鉢をつぎ踊躍念佛し以て其道を廣む。かくて智真は時宗の開祖となる。智真は即ち一遍上人なり。空也より

の食を施すを待つ。弟子問ふに故を以てすれば即ち曰く山中衆徒を教ふるに心閑なら種々の作業を助くるに足ると。圓融天皇の天祿三年七十七歳にして寂す。元亨釋書に以て六波羅密寺を以て天曆五年の開山とす。良忍は尾張知多郡富田の人、音曲に巧なり。到る處々人と歌ふや、懐々として人を泣かしむ。

下る約百五十年、鳥羽天皇の元永元年、良忍願通念佛を唱ふ。願通念佛は人類を以て一の無邊なる一體となし、一人念佛を唱ふれば萬類に通入すとなし、而して念佛は萬善萬行の總體にして、人類は唯此聲によりて救はるべしと爲す。其言ふ所平易行ひ易く、民心に入り易く、且つ良忍、聲明梵唄に長じ、悽怨哀愴の聲を以て、念佛を唱へしかば、一時相和して天下に行はる。人心の需要此の如くなるに方つて、延暦・興福等の大寺は、濟世救人の業を怠り、干戈狼藉のみを事とせしかば、人心益々離れ、遂に高倉天皇の安元元年に至りて、源空始めて淨土宗を唱へ、他力を以て成佛するの説を教ふるに至つて、宗教益々平民の間に互る。之を三論・天台・眞言の哲理的教義に比すれば、雲泥の差にして純乎たる他力救拯を主とする點に於ては、從來の宗教と全く表裏なるを見る。以て其空疎浮華なる、神學的高調衰へて、實際的宗教生命の民間に普及せんとしつゝ、始まりしを見るべきなり。已にして鎌倉覇府起り、備中の榮西、其の再渡の支那留學を遂げて歸るや、政子之を延きて壽福寺を開き、頼家に至りて洛東に建仁寺を建て、榮西の爲にす。是に於てか禪宗大に隆なり。是れより先き禪宗を傳ふる僧なきにあらざりしと雖も、皆その僧徒の本領にあらずして、寧ろ附屬物として、僧徒の博識を示すの具たるに過ぎず。之に加ふるに其の説く所、直指心身、見性成佛にして、小乗・大乘の素養なき國民をして悟らしめんには、餘りに高遠に、其指す所は、小乗權教を破するにありて、小乗權教の國

人出てて鹿谷の念
佛の子住源安樂の
弟住安樂に譲りて
婉の音聲にて人々
を誦す宮人の講を
聞きて住安樂に講
し、宮女に授け朝
を新し住安樂を流
す。康治二年、源安
來寺の開基覺死根
覺は肥前の名な
るに父篤の父の
見て怪んで問はる
命を奉じて朝延の
云ふ覺初めて
父より尊貴なるを
延の御供に奉りて
あるかを問ふ。父
曰く、佛者は天
の尊主にして天
に過るものなし
と。覺乃ち請ひ
て佛道を開く。大
元寺を創し山に相
一祠を建てて鎮護
とす。是れ根來寺の
始なり。根來寺の
ふめて天台新義を
榮西は備中吉備津

北人の天下(下) 北條氏の治世 皇族鎌倉に朝附す、泰時の卒去

民宗教とならざるに先づては之を破すべき目標あらざりしなり。ゆゑに凡てを破するの目的を有する三論宗が、何の宗派も存せざるに先づて我國に來りて、遂に法相宗の爲に凌駕せられたるが如く、禪宗は、其の傳來の早きに係らず、遂に大勢力となる能はざりき。然るに今や多くの宗派は傳へられたり、多くの教學は教へられたり、其の浮華繁縟の理論は、多くの人に厭はれたり。故に淨土・融通念佛の如き、直裁簡明なる他力成佛宗を歓迎したる社會は、また禪宗の如き直裁簡明なる自力救拯宗をも歓迎したるなり。殊に豪健にして武斷、疎大にして實行を尊ぶ東方武士に取りては、此宗派最も能く歓迎せられたり。而して禪宗につぎて生じたるものは、他力成佛の極點、易行道の終末、魚肉を禁ぜず、妻帯を禁ぜず、坐して言ふべく、立つて行ふべき親鸞の一向宗にして、後に日蓮の法華宗に至つては、加ふるに軍隊的氣風を以てして、宗教の體相一變す。最澄・空海の時より、源空・親鸞・日蓮の時に至るまで、佛教の歴史は難行道より、易行道に移るの歴史なり。少數貴族の手より、多數平民の手に移るの歴史なり。是れ正しく政治上に於ても、政權南方貴族の手より、北方野人の手に移ると同じく、時代を一貫する一大精神は、平民の勃興にありしが故なり。北條氏の權力東方に固く、鎌倉の權勢、天下を制する所以は、實に此の時代の精神を握れるが故なり。

皇族鎌倉に朝附す、泰時の死去 斯くの如く北條氏が時代の精神に觸つて出で來るに方つて、皇室は少しも

宮の人、仁安三年
宋に遊び文治三年
年また宋に入り三
印度に入らんとし
て果さず敵師に
遇つて禪宗の教理
を知る所は臨濟宗
觀る所は臨濟宗な
り
弘長元年五月、日
蓮を伊豆に流す。
同二年十一月親鸞
弘長三年、日蓮教
免を蒙り文永元
年、安房に還る。文
永九年再び佐渡に
流さる。

此の精神と相觸著せず。堀河帝の位を去り、其の子秀仁立つて四條帝となるや、嬉戯を事とし宮郭の滑石に倒れて崩す。四條の崩するや、皇室の連枝、多く各々鎌倉に通じて立たんことを求む。泰時、土御門天皇が承久の亂に與せざりしを以て、其の皇子邦仁親王を立んと欲して秋田城介安達義景を京師に上らしむるや、義景道より歸りて問うて曰く、若し他の皇子にして立たば之を如何せん。泰時曰く、之を廢すべきのみと。遂に邦仁を立て、後嵯峨天皇とす。鎌倉の京師を見る此の如きものありしなり。之を藤原氏の專權に比するに、彼は君主を易置するも、猶天下の刑賞は其府中に於て爲されしなり。今や名實共に、權力鎌倉の執權に移るに至り、前後雲泥の差あり、藤原氏は陽成天皇を廢するも、なほ其の病の故を以て之を廢するのみ。北條氏に至つては、其の意中の帝にあらざるの故を以て、之を廢せんとす。是れ實に古今權勢の大變と雖も、しかも當時の人心は、全く北條に依頼し、天下の治平、人民の安樂は、唯だ北條氏に於て擔保せらるべかりしが故に、天下之を如何ともする能はず。六十餘州唯だ命を奉ずるを競ふの外なく、仁治三年六月、泰時病を以て卒するや、天下痛惜して賢者となし、帝王の崩御よりも、深甚なる感情を以て追悼せられ、天下其の皇室に對するの專横を議するものあらざりき。

北條經時、將軍頼經を廢す 然りと雖も北條氏の權勢信用は歴史的のものにあらずして個人的なり。一の

北人の天下(下) 北條氏の治世 北條經時、將軍頼經を廢す

「朝」を立てたるが故によりて力あるものにあらず、現下の實際政治より来るものなり。故に巨頭の去るや、内動搖を免れず。泰時の孫、經時の立つて執權となるや、其從弟光時あり。其父、名越朝時は義時の弟にして、幕府の政治に參與して重きを爲す。朝時卒して光時執權たらんと欲して得ず、即ち頼經に親近して權勢を作らんとす。經時、頼經が年漸く長じて野心を生じ、政權爭奪の孤柱たらんことを慮り、寛元二年、諷して其位を去らしめ、其子頼嗣を立て將軍とす、頼經時に二十七歳にして頼嗣は六歳なり。光時望を失して怏々として樂まず。已にして經時病あり、寛元四年三月を以て死し、弟時頼代つて執權たるや、光時兵を擧げて叛す。然れども鎌倉大族の應ずるものあるなし。光時遂に髪を剃りて降り伊豆に流さる。

三浦氏敗れ、五攝家生じ、皇子將軍となる

此時に方りて頼朝以來の東方の大族、多く夷平せられて存せず、獨り三浦氏のみ、常に北條氏と力を併せしかば、其聲望、稍北條氏に次ぐ。其族長泰村は義村の子にして、泰時の婿たり。累代名家の故を以て北條氏に親近せられて機務に參與す。安達景盛は時頼の母、松下禪尼の父たり。平生三浦氏と權勢を争うて勝たず。三浦氏日に専横なるを見て、怫然として去つて高野山に入る。今や其の孫時頼の世となりしを見て鎌倉に入り、子、秋田城介義景等を集めて之を激し、三浦氏を謀らしむ。時に時頼、其父北條重時を六波羅より召して機務に參せしめんとす。

泰村之を造る。是より三浦氏、北條氏と惡しく、時頼が前將軍頼經を京師に歸すや、泰村の弟、光村等、頼經と約して必ず再び鎌倉に迎へんと云ふ。是に於てか安達氏、私に鶴ヶ岡に擄して曰く、「若狹の前司、専横驕恣なるが故に近時誅戮を加へん」と。三浦氏、其陰謀に中るの故を以て大に驚きて、急に一族郎黨を集め兵備を整へて、變を待つ。時頼之を聞き遂にまた兵を集む。泰村恐れて人を遣はし他なきを陳せしむ。時頼乃ち誓書を與へて他なきを示し、其兵備を解かしむ。光村等猶私に爲す所あらんとす。已にして安達義景等急に其族人を擧げて三浦氏を攻めしかば、三浦氏以て時頼の命に出づるとなし、其誓書の信なきを憤り、兵を發して之と戦ふ。鎌倉の諸士、多く分れて兩族長に屬せしかば、時頼已むを得ず兵を出して安達氏を助け、風に乗じて火を放つて之を攻む。三浦氏事の爲すべからざるを知り、徒に焼死せんよりは右大將の像前に死し、前代の恩に報ぜん。一族二百七十六人、郎黨、家の子二百二十餘人と共に、法華堂に入り、頼朝の像前に屠腹して死し、三浦氏全く亡ぶ。而して將軍頼經の父頼嗣、また北條氏に對して異圖あるの證ありとして、廢せられて京師に送らる。時頼因つて重時を招きて連署せしむ。鎌倉に於ける政變は、直ちに京都の朝廷に於ける公卿政權の消長となる。初め一條道家は頼經の父たるの故を以て、北條氏と極めて親近にして、其威權皇室よりも大なりしが、今や頼經の異圖によりて、北條氏の信任を失ひしかば、六波羅府より三浦氏の滅亡の變を

奏上するも、其手を経ずして西園寺前太政大臣實氏の手を経るに至り、西園寺氏の威權獨り赫々として同輩を越ゆ。初め攝政・關白たる藤氏は、頼朝の時九條・近衛の二氏あるのみ。時頼、藤原氏を分裂して其權を軽くせんと欲し、仁治三年、良實を關白とし、尋で寛元四年實經を關白として一條家を起さしむ。已にして一條家の己に利あらざるや、更に鷹司兼平を攝政として此に鷹司家を起し、今や宮中にありては、清華に西園寺家あり、攝家に鷹司家あり、交も北條氏の爲にし、而して貴族の北條氏に媚附するもの、其家を起すを見て滿朝多く鎌倉に親まんことを競ふ。大勢已に此の如くなれば、建長四年三月、時頼・重時、使を京師に發し、後嵯峨上皇の第二皇子、宗尊親王を請うて、鎌倉の將軍たらしめんと請ふや、上皇驚喜して之を許す。親王は其母藏人平棟基の女なるがため、皇太子たる能はざるものなり。其鎌倉に下るや上皇自ら微行して、其装儀を窺うて喜ぶ。之を後鳥羽上皇が政子の其皇子を請へるを拒絶したるに比して、如何に絶大なる變化なるぞ。

鎌倉武士氣質

此の如く、皇室・公卿の自ら見ることを愈よ低くして、鎌倉の威權益々張る。然れども時頼は其權勢の頂上に昇つて、驕るが如き愚なる者にあらざりき。彼れ其の祖父泰時の風を慕ひ、且つ政府の立つ所、唯だ民信に存し、民信の來る所は、民政に存するを知れり。彼れ泰時の質實剛健に加ふるに、更に禪宗に親炙して得たる讀書を以てし、古に鑑みて今を戒しめ、欲を少くして、情を節

し、賢吏青砥藤綱を任用して民政を料理し、隱密を察して奸吏を發き、諸國を微行して守護・地頭の正邪を計較せしかば、天下益治平となる。而して此間に益鎌倉武士てふ一種の士風を生ずるに至りぬ。東方の風、古より疎曠、猛野、部落の少しく發達して、未だ民族とならざるものにして、其社會結合の連鎖は利益共同と、族長尊敬との二に過ぎずして、極めて薄弱なりき。之に反して、其個人は殆んど其の頂上まで識認せられ、主従と雖も意氣相投ぜずんば即ち争ひ、同族と雖も、利害相異なるや即ち戦ひ、未だ會て恭謙退讓の何たるを解せざるものありき。加ふるに其屈すべからざる猛氣と野性は、其治者、勝者に對して、反抗するは、何時にても辭せざるの風を生ぜぬ。彼等の社會に於ても鄰人・郷黨の評判を省みるの風なきにあらざるも、併も批評の標準は、正邪是非にあらざりして、彼れは勇なる乎、怯なる乎の二點に外ならずして、家の面目と云ひ、勇士の恥と云ふは、唯だ強者に反抗する熱心の程度を云ひ現はすに過ぎずして、後世の武士の如き理想を有する者に非ず。争は勇者の名を博すべき一手段なるが故に、争闘は常に社會に絶えざりき。而も其争ふや、個人的なり、部落的なり。勇怯の争なり、利害の争なり。未だ會て一の道義的口實を有せざりき。否彼等は其私心を暴露して敢て耻づべきこと、なざるが故に、名を道義的原因に藉るべきの要を感じざるなり。然るに頼朝一たび起つて覇府を定め、其祖先英雄の記憶と、恩威とを以て人心を一統し、關東諸國の豪傑

を網羅して、源家の族人となし、家人と號するや、鎌倉は坂東諸國北人の中心となり、諸人は悉く其一枝たるの姿となり、家人なる者の、恩寵權勢の大なるに従つて、此風益盛となり、地方に於ては猶ほ族によりて黨を立て、數黨相合して一族を立て、純乎たる部落的生存の狀態なりしも、中央に對しては鎌倉なる一種の愛國思想を有し、鎌倉の存亡と云ひ、鎌倉の大事と云ひ、鎌倉の利害を以て個人の利益とするの風を生じて、稍々封建の民族的統一思想を有したるところ、時の文學はまた彼等に道德社會的の立法を與へたり。

鎌倉の士風を作りし文學

是より先き唯一の文學とも云ふべき和歌は新に起りたる人民に觸れて一大發

達を爲し、新古今時代に至りて其の頂上に達したりと雖も、未だ全く國民の精神的需要を充たす能はざりしかば、散文興りて和歌に代り、其需要を充さんとするに至りぬ。散文は寛平・延喜の頃の竹取物語の佛説を翻案して小説を述ぶるあり、源氏物語・榮華物語の宮廷の生活を描けるあり。一個人の日記には、攝政兼家の妻が著はせる蜻蛉日記あり。和泉式部の日記あり、紀貫之の土佐日記あり、讃岐典侍の日記あり、阿佛尼の十六夜日記ありと雖も、其調軟弱にして、其想像婉婉、王朝の弱點を代表して、女性文學の範圍を脱する能はず。公卿の手中に發達せる纖巧なる和歌と同一性質のものにして、到底機心あり、争心あり、野性ある剛健・尙武・簡質なる新國民の需要を充たす能はざりき。ゆゑに北人が

其隣里郷黨公會の席に於て、互に語りて其祖先を誇る所の源平大戦の歴史は、此の新國民の需用に應ぜんがために新たに書かれぬ。平家物語・源平盛衰記等の戰記的長詩是れなり。此二書、ラヂツセー、イリヤツドの二大詩歌がホーマーなる盲人によりて作られしと云ふ傳説の漠然として存するが如く、唯だ葉室行長が、僧・慈鎮のために作りて、琵琶に合して盲人に歌はしめしと云ふのみ。其作家、年月を審にすべからずと雖も、鎌倉武士の鬱勃たる大精神より蒸生したる一大産物たりしや、疑ふべからざるなり。其の漢文の雄渾壯快の調に交ふるに、和文の輕妙優雅の調を以てせしかば、すでに女性的、貴族的、而して書齋的、孤獨の文學の飽きたる社會をして、靡然として之に傾かしめ、寺院の法會、豪族の會飲等琵琶法師の至る所、猛氣人を凌ぐの北人をして、青矜を霑さしむ。而して其書中に包含する所の倫理的觀念は、弱を憐み衰へたるを哀み、榮華驕奢の恃むべからざるを教へ、積惡の遂に酬なくして已まざるを説き、恭謙の美なるを示し、人倫の守らざるべからざるを論じ、勇武廉恥の何ものよりも、尊きを歎美するにありしかば、悲愴感慨の聲のいたる所、無學疎曠なる鎌倉武士をして、其の野性を和げ、其猛氣を純清にし、其叛逆的の心性をして翻つて弱者に向ふの俠義たらしめ、その争を好むの心をして、正しき面目を保つ眞個の廉恥心たらしめぬ。而して之を總ぶるに健武を以てし、北人が無意識的に爲せる善行美事は、作家のために激賞褒美せられ、高調に語られしかば、

此に鎌倉武士は倫理上の一大洗禮を領せぬ。しかして流風遺韻の及ぶ所、坂東八州の武士をして多く此の理想を慕はしめしかば、此に坂東武者なる一個の士風を生じたり。

將軍宗尊親王廢せらる、元の物興、時宗元使を追ふ

而も最も能く坂東武者の秀粹を代表せるものは北條時宗

なりき。時宗は時頼の子なり。康元元年、時頼病あり。剃髮して最明寺に閑居し、武藏守北條長時をして己に代つて執權となつて、時宗を助けしむ。時頼が泰時の風を承けしが如く、時宗は泰時の風を承け、銳意して政治を改めんとし、文永元年越訴奉行を設けて、奉行の裁斷を不正とする者の越訴を受くるなど、剛果健武、鎌倉の望たり。文永二年將軍宗尊病と號し、僧良基・嚴慧を招きて入つて禱らしめ、實は亂を計る。長時直ちに之を廢して京師に送り、宗尊親王の子、惟康親王を立て、將軍とす。時に甫めて三歳なり。此時時宗、十六歳、文永五年、十八歳にして執權となり、諸政の衝に方り、政村之を助く。是より先き土御門天皇の時、宋の寧宗の世、蒙古部落の間に鐵木真なるものあり。其父十三部落三萬家を領す。己にして父死し、鐵木真其家を襲ふや、部下多く其幼弱を侮つて服せず。鐵木真乃ち兵を擧げて其族人を征服し、勢に乗じて四方を攻伐し、遂に傍近の諸酋長をして幹難河(の北境)上に成吉思汗の尊號を上らしむ。成吉思汗は至大なる皇帝の義なり。是より進んで支那内地に入り、燕京に都し、兵を四方に發して武威を輝かし、西は波斯よりシリヤに及び、人類の起原地たる

チギリス、エウフレートの河邊を横行し黒海バルチック海に及びて、遂にハンガリーを侵略し、北は露西亞よりポーランドに及び、モスコウ、キーフを抄掠す。其地皆灰燼となり、北人風を望んで靡附し、南は印度を略定し、東は朝鮮を憎服す。而して至る所、抄掠暴兇を繼にし、裏海よりインダス海に至る數百千里の地は、成吉思汗軍隊が、五年の間蹂躪したるがため、五世紀の後に至るもなほ容易に之を回復する能はざるものありといふに至りぬ。是れ世界ありて以來、最も人類を驚怖せしめたるもの、一なりき。而して成吉思汗の孫忽必烈に至り、殆ど支那を一統す。宋商・宋僧・朝鮮人は、仄かに此の恐怖を傳へぬ。北條氏は、禍の或は我に及ばんことを恐れ、兵備を治めて武事を勵ます。是より先き伊豆の僧日蓮、日蓮宗を創めしが、此外患を揣摩して人心を警醒す。形勢此の如くなるに係らず、朝廷の事、宴樂と改元の外なきに至りぬ。文永四年、初めて内裡に樂所を設け、公卿の舞樂を練りしが、其技極めて熟せしを以て、五年閏正月、舞の御覽あり。中將實冬・中將實守・中將經良・小將忠季・右馬頭隆良等、相競うて其技を闘はし、關白の子、自ら童舞の胡飲酒を演じ、四條隆行の子陵王を舞ひ、一座感歎して日暮を惜しみ、二月に至りまた之を催さんとす。時に鎌倉の急使あり。電馳して闕に入り、一片の奏文を上る。曰く、蒙古の王忽必烈、我を以て臣妾とせんとして牒書を送ると。歡笑の夢は驚破せられ、滿朝の公卿色を失す。己にして公卿相議し、官外記以上の意見を徴

其書に曰く上天眷命大蒙古國皇帝、奉天皇帝、日本國王、臣等、惟、自、土、疆、之、務、

講信修睦、況我祖
宗受天明命、奄有
夏區、遠方異域、
畏威懷德、遠者不
可、近者不侵、即
之、以高麗無辜、
命之、以久、卒、
令之、以兵、三、
城、反、其、使、
朝、之、君、臣、感、戴、來、
歡、若、父、子、計、王、之、
君、臣、亦、已、知、之、
高麗、亦、已、知、之、
日本、亦、已、知、之、
國、亦、已、知、之、
無、一、乘、之、使、以、
通、和、好、向、恐、王、
知、之、未、善、故、特、
使、持、書、布、告、
心、實、自、今、以、往、
間、結、好、以、相、親、
睦、且、聖、人、以、四、
海、爲、家、不、相、
好、至、用、兵、夫、孰、
宜、王、其、國、之、不、
所、以、通、

し、菅原長成をして返謀を書せしめ、之を鎌倉に下す。時宗元主の文を以て無禮となし、朝廷の返牒を以て體を失すとなし、返牒を與へず、使を責めて之を追ふ。時宗は鎌倉的膽氣を示しぬ。日本國民の心は此の膽氣に吸集せられぬ。

第一回の元寇 是より先き元主忽必烈已に宋朝の大軍を覆して、威風四百餘州を歴し、列國先を争ふて入貢すれども、日本獨り之を知らざる如きを見、先づ虚喝によりて之を服せんと欲し、其兵部侍郎黒的を國信使とし、高麗に入りて其重臣を嚮導として日本に入らしめんとす。黒的等巨濟島に至り、日本海の風濤險惡なるを見て志を得ずして歸る。然れども休する事なき大精神を有する忽必烈は之がため一日も日本を征服するを忘れず。明年また黒的等を朝鮮に遣はし、日本をして入貢せしめんとす。朝鮮王已むを得ず、其臣潘阜をして日本に使せしむ。時宗が第一著に書辭の無禮を論して追放したるものは此の使者なり。是に於てか元主、一面、使を高麗に發して戦備を修せしめ、一面復た黒的、殷弘をして高麗を経て日本に來らしむ。黒的、殷弘の對馬に至るや、島人鎌倉の令を奉じて之を拒ぐ。黒的等島人二人を擒にして高麗に歸り、更に高麗の使をして、書を齎して太宰府に至らしめ二擒を歸す。然れども遂に答へを得ざるを以て、形勢要害を偵察して歸る。元主、氣益激し、趙良弼をして三千の兵を率ゐて渡航せしめんとす。趙良弼兵力の以て屈すべからざるを知り、遊説の間に功を奏せんこ

或は云ふ此時彌四郎なるものを使つて、元に至らしむるも、要領を得ずして歸ると、東鏡未記にあり、外寇外より迫る時あり、時宗の兄、時義、時宗と共に南に方つてまた内紛あり、時宗の執權たらざらざるを憤ること久し、文永九年二月に擊つて時輔を殺

とを期し、僅に秘書三十四人を従へて發し、同八年九月筑前今津に著す。太宰府の少貳資經、自ら今津に至り趙良弼を見て、其使命を問ひ國書を求む。趙良弼、國書を匡中に收め鐵鎖を以て之を索ぎて曰く、國書は親しく國都に入つて呈すべし、若し國王に見ゆる能はずんば、將軍に呈せんと。資經強ひて其使命を問ふ、即ち國書を寫して之を示す。其書、數ば使を却けしを詰り、十一月に至つて猶ほ報を得ずんば、直ちに兵を發せんと云ふ。朝廷また返牒を與へんと云ふ。時宗また書辭無禮の故を以て返牒を與へず。頻りに鎮西の將士を催がして海防を嚴にせしめ、趙良弼を送りて對馬に放つ。趙良弼、高麗王をして更に日本に説かしむ。時宗遂に聽かず。是に於てか元主、遂に口舌の間に屈すべからざるを知り、遂に其將、忻都・洪茶丘をして九百艘の戦艦に乗じ、二萬五千の戦士を率ゐて、高麗軍八千を誘うて侵襲せしむ、時に文永十一年十月なり。

元軍風濤に逢うて歸る 是より先き後嵯峨上皇、院にありて政を聽くこと二十七年。文永九年を以て崩じ、十一年正月に至り龜山天皇、位を皇太子に讓る。之を後宇多天皇とす。天皇時に年僅に八歳。八歳の天皇は無學無識、討論辯難の後にあらざれば、元主の牒文を解する能はず。蒙古の名、經史に見ざるを以て、茫然として爲す所を知らざる公卿に圍繞せられ、此の大難に當る。朝廷が成したる唯一事は諸寺諸社に命じて、敵國退散の祈禱を捧ぐるあるのみ。北條氏なかりせば、一國の沈淪して南宋

の後を追はざるもの偶然のみ。幸に北條氏の威權、能く全國を統御し、時宗の膽氣能く諸武士を率ゐ、元兵我國に至る頃は、九州の武士太宰府の催促により、筑前・肥前に集るもの十萬二千に達す。已にして十月、元兵壹岐・對馬を攻むるや、對馬の守護代宗助國・壹岐の守護代平景隆、皆戦つて之に死す。元兵猖獗、婦女を虜にし、其掌に繩を貫きて之を縛し、戰士の腸を割きて之を食ふに至る。已にして進んで、肥前より筑前に寇し、今津・赤坂に連戦して博多に陣し、火を放つて我軍を攻む。此時に方つてや、源平の大戦を去ること殆ど一百年、勇將猛士、已に去つて跡なしと雖も、其の父祖の物語によりて鼓舞せられたる勇氣は、猶ほ全く失せず。戰士先を争うて進むと雖も、元兵は支那大陸に數十回の征戦を経たるものにして、部伍整ひ、進退度あり、自ら大軍操練の法あるに反し、我兵は猶ほ未だ一騎打の勇のみを尙びて、部伍の戦なかりしかば、先づ敵人の爲に膽を奪はれぬ。數萬の大軍、旗幟を盛にし、戦鼓の響を大にするや、我馬先づ驚き、勇士身を挺で、敵陣に入るや、隊伍の制の爲に徒に陣歿す。況んや鐵砲なるものに至つては、日本武士が千百年來未だ曾て其名すら知らざる所にして、音響の發する所、彈丸の進る所、軍士、茫然として爲す所を知らず。遂に退いて水城を守る。已にして日暮に及び、元兵夜襲を恐れ、退いて海中に入る。適々風濤大に起り、元軍轉覆して死するもの一萬三千人。元軍已に日本軍に勝つと雖も、日本の勇武また決して侮るべからざるを見、加ふるに風濤の爲に氣を失し一夜軍を抜いて歸る。我軍之を知らず、翌朝海面を見て大に之を怪み、僅に一艘の敵船の期を失して志賀島にかゝるを見て、恐れて之に近よるものなかりき。之を文永の役と云ふ。

支那侵略の雄圖、第二回の元寇顛覆す

元主思へらく、筑前の勝利は以て日本武士の膽を寒からしめたるべし

と。乃ち口舌の間に屈せしめんとして、建治元年四月、杜世忠・何文著・都魯丁等五人をして、高麗の使と共に來つて和を議せしむ。太宰府之を鎌倉に送るや、九月に至り時宗之を斬り、以て我情偽を洩らす能はざらしめ、また公私の費用を節して、國防の用に供せしめ、北條實政を筑紫探題として、軍事を總督せしめ、宇都宮貞綱をして之を助けしめ、東國・四國の兵を九州に入れて、肥前・筑前・薩摩の吾田を守らしめ、山陰・山陽の兵をして長門を守らしめ、東山・北陸の兵をして越前敦賀を守らしむ。部署已に成るや、明年の春を以て、將に大軍を提げ、海に航して高麗を撃たんとし、西海の諸侯に命じて、水手・勇士・船舶・糧食を備へしむ。未だ果たさずして弘安二年、元將夏貴・范文虎等、其將周福・樂忠をして我僧の宋に學べる者を携へ、和議を名として來らしむ。時宗、また之を博多に斬る。此時、高麗の忠烈王、元朝の女を娶り、數ば元と來往し、元の日本に志を得ざるを以て其意を迎へ、兵を發して日本を攻めんことを乞ふ。此時元また宋の殘黨を厓山に撃つて之を殲くせしかば、乃ち意を決して大軍を

杜世忠は蒙古人、
何文著は漢人、
都魯丁は土著人、
元主あらゆる
人種を用ひて戦

東寺文書に曰く明
年三月比可被征伐
異國也掘取水手等
築西若全不足者可
省宛山陰山陽南海
少貳經了仰大宰府
風海邊知行之北頭
國家人本所一調地
等普催備稅取水手